

官報号外

平成二十五年十一月一日

○第一百八十五回国会衆議院会議録第六号

平成二十五年十一月一日(金曜日)

議事日程 第四号

平成二十五年十一月一日

午後一時開議

第一 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案(第百八十三回国会 内閣提出)

第二 自衛隊法の一部を改正する法律案(第百八十三回国会 内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案(第百八十三回国会 内閣提出)

日程第二 自衛隊法の一部を改正する法律案(第百八十三回国会 内閣提出)

電気事業法の一部を改正する法律案(内閣提出)

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

○山本幸三君 ただいま議題となりました法律案につきまして、消費者問題に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、消費者契約に関して相当多数の消費者

に生じた財産的被害を集団的に回復するため、特定適格消費者団体が被害回復裁判手続を追行することができるよう民事の裁判手続の特例を定めようとするもので、その主な内容は、

第一に、消費者契約に関して相当多数の消費者に生じた財産的被害について、事業者が、これらに基づき金銭を支払う義務を負うべきことについて、特定適格消費者団体が共通義務確認の訴え提起ができること、

第二に、当該特定適格消費者団体は、消費者に対し、共通義務確認訴訟の確定判決の内容等を通知、公表し、共通義務確認の訴えの結果を前提として、個々の消費者から授權を受けて具体的な請求を行い、相手方の認否等により、個々の債権の内容を確定すること、

第三に、特定適格消費者団体は、相当多数の消費者の債権の実現を保全するため、仮差し押さえ命令の申し立てをすること、

第四に、内閣総理大臣は、消費者契約法上の適格消費者団体の中から一定の要件を満たした団体を、その申請に基づき、特定適格消費者団体として認定することができるとともに、その監督等について、所要の規定を設けること

であります。

本案は、第百八十三回国会に提出され、六月四日の本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われた後、本委員会に付託されました。

本委員会では、六月七日森国務大臣から提案理由の説明を聴取し、同月十三日から質疑に入りましたが、その後、今国会まで繼續審査となっていました。

たものであります。

今国会においては、提案理由の説明聴取を省略して審査に入り、十月三十日、参考人からの意見聴取を行い、引き続き、政府に対する質疑を行いました。

昨三十一日、質疑を終局したところ、郡和子君外一名から、特定適格消費者団体による権限の濫用を防止するための措置を講じるとともに、同団体に対する支援策を講じること、この法律の施行の状況についての検討の年限を施行後五年から施行後三年に改めること、この法律が適用されない請求に係る金銭の支払い義務に関しては、裁判外紛争解決手続の利用促進等の措置を講じること等を内容とする自由民主党、民主党・無所属クラブ及び公明党の共同提案に係る修正案、三谷英弘君から、共通義務確認訴訟追行の要件の加重等を内容とするみんなの党提案に係る修正案、及び、穂田恵二君から、特定適格消費者団体に対する支援策を講じること等を内容とする日本共産党提案に係る修正案が提出され、それぞれ提出者から趣旨の説明を聴取いたしました。

次いで、討論を省略して採決を行つた結果、穂田恵二君提出の修正案及び三谷英弘君提出の修正案はいずれも賛成少数をもつて否決され、郡和子君外十一名提出の修正案及び修正部分を除く原案はいずれも全会一致をもつて可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊吹文明君) それでは、採決をいたしました。

本会議においては、趣旨説明の聴取及び質疑が行われた後、本委員会に付託されました。

本委員会では、六月七日森国務大臣から提案理由の説明を聴取し、同月十三日から質疑に入りましたが、その後、今国会まで繼續審査となっていました。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに御異議はありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(伊吹文明君) 全会一致、異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

行いましたが、その後、本案は継続審査に付されました。

今国会におきましては、昨十月三十一日、提案理由の説明の聴取を省略した後、質疑を行いました。質疑終局後、討論を行い、採決の結果、本案は賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

なお、本案に対し附帯決議が付されましたことを申しあげます。

電気事業法の一部を改正する法律案及び同報告書

[本号末尾に掲載]

日程第一 自衛隊法の一部を改正する法律案
(第百八十三回国会 内閣提出)

○議長(伊吹文明君) 次に、日程第二、自衛隊法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。安全保障委員長江渡聰徳君。

自衛隊法の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

○江渡聰徳君 ただいま議題となりました法律案につきまして、安全保障委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

○江渡聰徳君 ただいま議題となりました法律案につきまして、安全保障委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

○あべ俊子君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

本案は、自衛隊による在外邦人等の輸送について、輸送対象者を拡大し、車両による輸送を可能とする等の所要の改正を行おうとするものであります。

本案は、第百八十三回国会に提出され、本年五月二十三日、本会議での趣旨説明及び質疑の後、本委員会に付託されました。本委員会におきましては、同日小野寺防衛大臣から提案理由の説明を聴取した後、二十八日より質疑に入り、参考人から意見を聴取する等審査を

電気事業法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(伊吹文明君) 電気事業法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。経済産業委員長富田茂之君。

○議長(伊吹文明君) それでは、採決をいたします。

本号の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○富田茂之君 ただいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、東日本大震災の影響による電力需給の逼迫状況を踏まえ、電力システム改革の三本柱の一つである広域系統運用の拡大等を実現することによって電気の安定供給の確保に万全を期すとともに、二〇二〇年までに実施すべき電力システム改革の全体像を法律上明らかにするものであります。

その主な内容は、電力需給逼迫時に電気事業者に対して電力融通を指示すること等を業務とする

○議長(伊吹文明君) あべ俊子君の動議に御異議を認められることを望みます。

○議長(伊吹文明君) あべ俊子君の動議に御異議はありませんか。

○議長(伊吹文明君) 御異議なしと認めます。

よって、日程は追加されました。

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(伊吹文明君) 次に、内閣提出、持続可能な社会保障制度の確立を図るために改革の推進に関する法律案について、趣旨の説明を求めます。

厚生労働大臣田村憲久君。

○国務大臣(田村憲久君) このたび政府から提出

した持続可能な社会保障制度の確立を図るために改革の推進に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

社会保障・税一体改革に関しては、昨年、消費税率の引き上げ等を規定する法律が成立するとともに、社会保障制度改革についても、少子化対策

及び公的年金制度改革に関し既に関連法が成立

明を聴取し、本日、質疑に入り、質疑終局後、討論、採決を行った結果、賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊吹文明君) それでは、採決をいたします。

本号の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(伊吹文明君) あべ俊子君の動議に御異議を認められることを望みます。

○議長(伊吹文明君) あべ俊子君の動議に御異議はありませんか。

○議長(伊吹文明君) 御異議なしと認めます。

よって、日程は追加されました。

持続可能な社会保障制度の確立を図るために改革の推進に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(伊吹文明君) 次に、内閣提出、持続可能な社会保障制度の確立を図るために改革の推進に関する法律案について、趣旨の説明を求めます。

厚生労働大臣田村憲久君。

○国務大臣(田村憲久君) このたび政府から提出

した持続可能な社会保障制度の確立を図るために改革の推進に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

社会保障・税一体改革に関しては、昨年、消費

税率の引き上げ等を規定する法律が成立するとともに、社会保障制度改革についても、少子化対策

及び公的年金制度改革に関し既に関連法が成立

含め、一人一人の生活に真の安心をもたらすものであること、また、子ども・子育て支援の充実は未来の我が国への投資につながるものであることをしっかりと伝えていただき、国民の皆様の納得を得た改革を進めていただきたいと思います。

次に、プログラム法に規定する、個人の主体的な健康の維持増進への取り組みの奨励に関して、急激な高齢化等と相まって、がん、糖尿病など生活习惯病に罹患する方の割合も急激に上昇している中、一人一人が疾病予防の重要性を理解し、しっかりと健康づくりに励むよう環境の整備に努めることは、健康寿命の延伸達成に加え、我が国の医療費適正化の観点からも、大切な取り組みであると考えております。

そこで、まずは、こうした疾病予防、健康増進のための取り組みについて、医療費適正化の観点にも配慮しつつ、今後どのような取り組みを行っていくこととしているのか、こうした取り組みは社会全体の活性化にもつながる重要な取り組みであると考えておりますが、厚生労働大臣のお考えをお伺いいたします。

この法案において初めて、地域包括ケアシステムという用語が法律上に定義されました。超高齢社会を迎える、我が国の医療・介護サービスの提供体制は、国民会議の報告書にあるとおり、病院完結型から、患者の住みなれた地域や自宅での生活のための医療と介護、さらには住まいや自立した生活の支援までもが切れ目なくつながる地域完結型に変わらなければなりません。まさに、そうした理念を具現化するものが、地域包括ケアシステムの構築であります。その実現のためには、社会保障分野を超えて、住

まいやまちづくりの分野を初めとするさまざまなもの、改めて厚生労働大臣にお伺いします。

社会保障制度改革の推進に当たって、今回の法律案では、社会保障制度改革推進会議を設置するここととされております。その設置は五年以内とされていますが、有識者の方々にお集まりいただき、どのような議論をしていただくこととなるのか、一体改革担当大臣にお伺いをいたしまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

○國務大臣田村憲久君登壇）
〔國務大臣田村憲久君登壇〕
松本議員からは、四問ほど質問をいただきました。

まずは、社会保障制度改革のプログラム法案の意義についてのお尋ねでございます。このプログラム法案は、受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度を確立するため、改革に向けた個別の課題について、政府が必ず検討を行うよう法律上の義務を課しておくことで改革の着実な実行を図るとともに、消費税率の引き上げにより国民負担がふえる中で、早期に社会保障制度改革の全体像を示すことで、国民の皆様の納得につなげるためのものであります。

社会保障制度改革推進法では、社会保障制度改革における審議の結果等を踏まえ、改革に必要な法制上の措置を講ずるものとされております。国民会議の報告書等を踏まえて提出したこ

の法案は、改革推進法の規定による法制上の措置として位置づけられておるものであります。続きまして、プログラム法案に盛り込まれた社会保障の充実策、安定化策についてのお尋ねでございます。

今回決定された三%の引き上げ分の消費税収は、全額を社会保障財源化し、制度の充実、安定化に向けることとされています。

プログラム法案には、基礎年金国庫負担割合の二分の一への引き上げなど、社会保障制度の安定化のほか、社会保障の充実に関する検討項目も多く盛り込んでおります。

社会保障の充実の具体的な項目といたしましては、まず、少子化対策では、子ども・子育て支援新制度の実施、待機児童解消加速化プランの推進や社会的養護の充実を進めます。

次に、医療・介護分野では、入院期間の短縮を通じた早期社会復帰の実現や、受け皿となる地域の病床、在宅医療・介護の充実を進めるほか、国保や後期高齢者医療制度、介護保険の低所得者の保険料負担の軽減や、低所得者等に係る高額療養費の上限額の引き下げを図ります。

加えて、難病、小児慢性特定疾患に係る公平かつ安定的な医療費助成制度を確立し、その対象となる疾患の拡大に取り組んでまいります。

最後に、公的年金制度については、低所得高齢者等への年金生活者支援給付金の支給や、受給資格期間の短縮を進めてまいります。

続きまして、疾病予防、健康増進に関する取り組みについてのお尋ねでございます。

○國務大臣甘利明君登壇）
〔國務大臣甘利明君登壇〕
いわゆる団塊の世代が全て七十五歳以上となる二〇二五年に向け、国民の健康寿命が延伸する社

会の構築を目指し、ことしが予防元年であるという意気込みで、厚生労働省を挙げて、予防、健康管理に係る取り組みを推進することとしたとしております。

このため、八月末に、国民の健康寿命が延伸する社会に向けた予防・健康管理に係る取り組みを発表したところであります。

具体的には、生活習慣病予防や介護予防の主要な取り組み、後発医薬品の使用促進や重複受診の防止といった医療資源の有効活用に向けた取り組みについて、省内連携して一貫的に進めてまいることといたしております。

最後に、医療・介護サービス提供体制の構築についてのお尋ねがございました。

国民会議は、自民、公明、民主の三党合意に基づき取りまとめられた改革推進法に基づきまして設置をされました会議であり、その報告書は、少子高齢化が進展する中、世界に冠たる日本の社会保障制度を将来世代にしっかりと伝える観点から二十回にわたりまして行われた、有識者による専門的、実証的な議論の成果であると認識をいたしております。

政府といたしましては、国民会議の報告書に盛り込まれた改革の方向性やスケジュールを踏まえながら、持続可能な社会保障制度の構築に向けて、改革を着実に実現していくことが重要だと考えております。

次に、社会保障制度改革推進会議での議論の内容についてお尋ねがありました。

有識者から成る社会保障制度改革推進会議においては、まず、本法案に盛り込まれた当面講ずべき改革の進捗状況を把握しながら、いわゆる団塊の世代が全て七十五歳以上となる二〇二五年を展望しつつ、中長期的な改革について総合的に検討をするとともに、総理の諮問に応じまして、必要な改革について調査審議を行うことといたしております。

この改革推進会議の審議の結果等を踏まえまして、総理及び関係閣僚により構成をされます社会保障制度改革推進本部におきまして対応を検討するなど連携もとりながら、社会保障制度改革を総合かつ集中的に推進することといたしております。

以上です。（拍手）

○議長（伊吹文明君） 次の質疑者、長妻昭君。

〔長妻昭君登壇〕

○長妻昭君 民主党の長妻昭です。

私は、民主党・無所属クラブを代表し、ただい議題となりました、いわゆる社会保障制度改革プログラム法案について質問をいたします。

（拍手）

この法案は、当初の趣旨とは全くかけ離れていました。

そもそも、このプログラム法案は、社会保障制度改革推進法という、特に年金と高齢者医療の制度改革を推進することを大きな目的とした法律に基づいています。推進法には、法制上の措置を一年以内にするとの規定がありますが、それは、年金制度や高齢者医療制度の改革を法律としてまとめるように定めたものであります。

ところが、このプログラム法案には、年金制度改めも高齢者医療制度改革も入っていません。医療、介護に関する個別法案の方針と提出スケジュールなどが規定されているばかりです。

推進法に基づいて設置された社会保障国民会議の場でも、年金制度そのものの改革が話し合われる場面は、全体のほんの一部しかありませんでした。厚労省は、実際に、全体で、どれだけの人が会社で働いているのに厚生年金に入っていないのか、人數も理由もわからないと繰り返していますが、理由のいかんを問わず、会社で働いているのに厚生年金に加入していない人をサンプル調査して、その原因と属性の全体像を把握すべきと考えますか、いかがですか。

現在、国民年金は、自営業の割合が、家族従事者も含め、二割まで落ち込んでおります。

国民年金の未納は、自営業者よりも、会社で働いているのに厚生年金に加入できない国民年金被保険者に多く見られます。低所得の、資産もない非正規雇用者等が、自営業のための国民年金に加えます。

お伺いしますが、本当に、今の年金制度や高齢者医療制度を変えなくても将来も役割を果たせる

ことのできない人が非常に多過ぎます。現行の年金制度は、先進国では考えられないほど漏れの多い制度です。

厚労省の調査では、会社で働いているものの、ルール上加入できないなどの理由で、厚生年金に入れずに国民年金に加入せざるを得ない人が、主婦を除く国民年金一号被保険者だけで六百万人近くいることが示されました。この中の学生アルバイトを除くと何人になるのか、お示しください。

また、法律上、厚生年金に加入させなければならないにもかかわらず、加入できない人が推計三百五十万人もいることが、さきの予算委員会で初めて示されました。非常に大きな人数です。これらの対策をお示しください。

厚労省は、実際に、全体で、どれだけの人が会社で働いているのに厚生年金に入っていないのか、人數も理由もわからないと繰り返していますが、理由のいかんを問わず、会社で働いているのに厚生年金に加入していない人をサンプル調査して、その原因と属性の全体像を把握すべきと考えますか、いかがですか。

民主党は、昨年、高額収入者には徐々に基盤年金の税金部分を削減する法案を提出しましたが、自民党的反対で、成立には至りませんでした。政府・与党は、このような考え方も否定するのです。

現在の年金制度の受給者を受給額の多い順に分類した場合、最大と最小の受給額格差は七倍もあります。保険料は支払った分に比例して給付回す、税金は格差は正に使う、このような保険料と税との役割分担が必要と考えますが、いかがですか。

世界の年金改革の流れは、三つのポイントがあります。

入せざるを得なくなり、国民年金が、いわば不安定雇用年金となってしまいます。現在でも、国民年金受給者の三四%の人が、月額四万円未満の受給額です。

このまま放置すると、将来、低年金・無年金者が急増して、生活保護にどつと流れ込むことになります。例えば年金制度です。

日本では、会社で働いているのに厚生年金に入ることのできない人が非常に多過ぎます。現行の年金制度は、先進国では考えられないほど漏れの多い制度です。

民主党的年金改革案がだめだというのであれば、政府・与党はこれら問題をどう解決するのか、ぜひ、制度の改革案を提出願いたい。いかがですか。

適用拡大を数年かけて数十万人ずつ進めるというような焼け石に水の修正案では、解決できません。

また、基礎年金の半分には毎年十兆円もの税金の補助が入っていますが、高額所得者には、この部分について、圧縮をお願いする必要があると考えます。

民主党は、昨年、高額収入者には徐々に基盤年金の税金部分を削減する法案を提出しましたが、自民党的反対で、成立には至りませんでした。政府・与党は、このような考え方も否定するのです。

現在の年金制度の受給者を受給額の多い順に

一つは、職業によつて変わらない制度、二つ目は、最低保障機能がある制度、三つ目は、低賃金の人も保険料を払いやすい制度と持続可能性です。これに少しでも近づく改革案を御提示いただきたい。いかがですか。

昨年の三党合意のときはがらりと異なり、消費増税に関連して、公共事業の大幅な増額や法人税の復興増税打ち切りの議論など、大盤振る舞いが目立ちます。民主党政権で設定した年間の国の借金の上限枠も撤廃をされてしまいました。

そもそも、消費税を10%に上げるという厳しいお願いをした理由は、社会保障の充実と、借金の返済を進めて孫子にツケをこれ以上ふやさないためでした。公共事業に使うためではありません。

本当に社会保障は約束どおり充実できるのでしょうか。幾らを充実に回すのでしょうか。また、二年後の基礎的収支の赤字半減、2020年の基礎的収支黒字化という借金返済の目標は、約束どおり達成できるのでしょうか。大きな不信感を持つております。いかがですか。達成する道筋をお示しください。

このプログラム法は、消費税10%を前提とし、一部を社会保障の充実に充てるとしています。しかし、充実の目玉である、社会保障の自己負担全額を合算して一定額で頭打ちにする総合計算制度が、このプログラム法からすっぽり抜け落ちております。いつから実施するのですか。

仮に消費税10%が先送りされた場合、社会保障の削減と充実がセットのはずですが、削減だけが先行し、充実が先送りされるということが起り得るのでしょうか。

(号外)

官報

二つの保障、安全保障と社会保障は、国家の礎です。安倍内閣は、安全保障に比べ、社会保障を軽視しているようですが、社会保障や人への投資である格差是正策は、決して経済成長のお荷物ではなく、むしろ、結果として経済成長の基盤をつくるものです。

確かに、社会保障は、国の税金だけで年間一兆円ずつ増加しており、野方団に伸ばすわけにはなりません。しかし、社会保障を乱暴に切ると、かえつてツケが国の財政に回つてまいります。

一例を挙げます。

介護の要支援の方々を介護保険の枠外にし、受け皿のないままに地方移管するなど、乱暴な削減が、プログラム法からいま見えます。

しかし、民主党の強い要請で政府が初めて明らかにしたように、介護保険全体で、八割の方が、一次判定で、軽いものも含めて、認知症となつております。要支援と言われる分類の方も、半分が認知症でした。

介護保険サービスを受けている人のうち、要支援者は、二割、九十万人もいらっしゃいます。乱暴に介護を切ると、予防効果が薄れ、かえつて重い介護度に進んでしまいかねません。

また、国民負担率を乱暴に抑えると、かえつて国民全体の負担は上がってしまうという事実にも目配りをするべきであります。

国民負担率は、税と保険料の国民所得に対する割合であり、これを乱暴に抑えれば、かえつて窓口負担や自己負担、家族の負担等の全体の国民負担が増加して、格差が拡大しかねません。どうお考えですか。お答えください。

そもそも、日本のような国民負担率という概念は、海外では一般的ではありません。社会保障給付費に自己負担が入っていないというのも、国民は、先進国で、米国に次いで二番目に高くなりましたが、世界の格差・貧困問題が、社会を不安定化して、経済成長の基盤も損ないつつあると考えております。

特に、子供の格差が深刻です。現在生活保護を受ける子供四人に一人が、大人になつても生活保護から抜けられません。新しい貧困層とでもいうべき階層ができつあります。

親の年収による学歴格差についても、年収四百万円以下では、大学進学二割、年収一千万円以上

ております。

現在、働きながら介護をしているのは二百九十一万人で、介護をしている人五百五十七万人の半分以上が職を持つております。介護を乱暴に切つて、第一線で働く人の介護離職がふえれば、短期的に介護財政は助かるとも、安倍総理のおっしゃる成長戦略には大きなマイナスです。いかがお考えですか。

負担増をお願いする際にも、丁寧な議論と手法が必要です。

余裕のある人がそうではない人を支える、この考え方方は、現役だけで高齢者を支え切れない今、必要です。

しかし、本当に余裕のある人は誰なのか、この深い議論が政府に欠けています。単純に收入や資産だけで判断するのではなく、その人が持ち家か賃貸か、扶養者はいるかどうか、本人の健康状態など、幾つかの条件を勘案する必要があるのではないかでしょうか。いかがお考えですか。

日本が弱い分野で、最も力を入れなければならぬのが、医療、介護の予防です。

予防を徹底させれば、社会保障全体の供給量が抑制され、国民の本当の負担も抑えられます。特に、田村厚勞大臣が立案した、医療、介護の予防による2025年五兆円削減プランの中身と意気込みをお聞かせください。

最後に、今、深刻なのは、格差の拡大だと考えます。

であれば、大学進学六割です。非正規雇用者も二千万人となり、正社員との結婚格差も二・五倍まで広がりました。

我々は、格差が小さく、全ての人に居場所と出番のある社会とともに生きる社会を目指していませんが、今の政府はどのような社会を目指しているのか、明確ではありません。特に、日本の格差の深刻さについては、どのような認識をお持ちですか。

地縁、血縁、社縁が薄れ、孤立化が進む今、地域になじみのある中学校の学区ごとに、医療、介護、保育、教育、町会、ボランティアなどが連携して、見守りのネットワーク、つまり、新しい地縁を下から目線でつくる必要があると考えます。現在の地域包括ケアを拡充する概念です。いかがお考えですか。

デフレ脱却は最重要課題であることは間違いませんが、安倍内閣は、バブルを生み出す超金融緩和、短期的利得志向、雇用の規制緩和など、アメリカ型資本主義をまっしづらになぞつてあります。意図したか意図せざるかは別にして、内閣支持率が株価と連動した内閣となり、株価維持を重視する安倍総理は、証券会社の部長のようなマインドになつてているのではないでしょうか。

日本が目指す日本型資本主義は、バブルや格差を拡大させるアメリカ型というよりも、GDPにあらわれない価値を重視し、長期的利益や安定雇用を目指すヨーロッパ型資本主義を参考にするべきではないでしょうか。

また、本年八月に取りまとめられた社会保障制度改革国民会議の報告では、現時点において、自営業者を含めた所得比例型の年金制度が必要となる、正確で公平な所得捕捉などの条件は整つています。

日本の経済再生を目指すべきです。

日本は、死ぬときに一番貯金を持つている国で、老後の不安が消費を抑制しております。また、所得再分配政策が消費を喚起するのは、低所得者ほど所得を消費に回す、限界消費性向が高いからです。

政府・与党は、安倍総理が目指す、世界一企業が活躍しやすい国、その先にある、高齢者人口が最大になる三十年後を見据えた社会像をお示し願いたい。三十年後に向けて、政府はどんな社会を論し、競い合うことが、国益にかなうことだと考えます。我々民主党は、その議論をリードします。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

〔国務大臣田村憲久君登壇〕

○国務大臣(田村憲久君) 長妻議員からは、十四

問ほど御質問をいただきました。

まず、年金制度や高齢者医療制度の改革についてのお尋ねがありました。

年金制度については、人口構造や経済社会構造の変化に対応するため、定期的に財政検証を行うことで長期的に持続可能な運営を担保する仕組みとなつておらず、この認識は、昨年の社会保障・税一体改革の審議の過程で御党と共有できたものとお答えおります。

年金制度についての御質問をいたしました。

年金制度についての御質問をいたしました。

年金制度についての御質問をいたしました。

年金制度についての御質問をいたしました。

年金制度についての御質問をいたしました。

年金制度についての御質問をいたしました。

年金制度についての御質問をいたしました。

年金制度についての御質問をいたしました。

年金制度についての御質問をいたしました。

ない状況にあること、また、被用者保険の適用拡

大などの課題は、所得比例年金に一元化していく立場からも通らなければならないステップであることから、まず、どのような制度体系を目指そうとも、必要となる課題の解決を進めるべきである

という提言がされております。

このような認識に立ち、本法案においても、短時間労働者のさらなる適用拡大などの今後の検討課題を明記したところあります。

さらに、後期高齢者医療制度については、社会保険制度改革国民会議の報告にあるとおり、十分定着していると認識しており、現行制度を基本としつつ、必要な改善を行っていくことといたしております。

本法案では、この考え方立つて、高齢者医療制度のあり方について、医療保険制度改正の実施状況等を踏まえ、必要に応じ、見直しに向けた検討を行うとされており、関係方面的意見も勘案しながら、持続可能な医療保険制度の構築に向けて検討を行つていただきたいと考えております。

統きまして、会社等で働いている国民年金第一号被保険者の人数についてのお尋ねがございました。

会社で働いているのに厚生年金に加入していない理由としては、パートやアルバイトで短時間しか働いていない場合や、その会社が厚生年金の適用を受けない小規模な個人事業所である場合など

のほか、本来会社として厚生年金に入るべきであるにもかかわらず、事業主が社会保険料の負担を免れたいとの理由、あるいは単に加入義務の知識が不十分であるなどの理由によって、厚生年金に入つていないという加入漏れの場合があると考えられます。

問題なのは、本来会社として厚生年金に入るべきであるにもかかわらず入っていない場合ですが、その数は、設立または廃止により、常に変動するものであります。また、実際に事業所の調査を行つて初めて把握できるものであります。

厚生労働省といったしましては、お尋ねのようなサンプル調査ではなく、厚生年金に加入していない事業所に対する加入勧奨や調査などに積極的に取

算に即して計算した場合であつても一千万人にはならないことを示したものであり、厚生労働省として厚生年金の適用漏れの人数を示したものではありません。

厚生年金の適用促進については、法人登記簿や雇用保険のデータを活用して、適用漏れのおそれのある事業所の確実な把握に努めるとともに、現在、社会保障審議会に設置した専門委員会において、適用促進等についての検討を進めているところであります。

統きまして、厚生年金に加入していない方のサンプル調査についてお尋ねがありました。

会社で働いているのに厚生年金に加入していない理由としては、パートやアルバイトで短時間しか働いていない場合や、その会社が厚生年金の適用を受けない小規模な個人事業所である場合など

のほか、本来会社として厚生年金に入るべきであるにもかかわらず、事業主が社会保険料の負担を免れたいとの理由、あるいは単に加入義務の知識が不十分であるなどの理由によって、厚生年金に入つていないという加入漏れの場合があると考えられます。

問題なのは、本来会社として厚生年金に入るべきであるにもかかわらず入っていない場合ですが、その数は、設立または廃止により、常に変動するものであります。また、実際に事業所の調査を行つて初めて把握できるものであります。

厚生労働省といったしましては、お尋ねのようなサンプル調査ではなく、厚生年金に加入していない事業所に対する加入勧奨や調査などに積極的に取

り組み、適用促進に努めてまいりたいと考えております。

次に、非正規雇用者が厚生年金に加入できないことの懸念についてのお尋ねをいただきました。

昨年の社会保障・税一体改革において、三党合意に基づき、短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大を行うとともに、低所得かつ低年金の高齢者に対する福祉的な給付金制度を創設するなど、働き方の多様化等に対応してセーフティーネットを強化する一定の対応を講じたところであります。

厚生年金の適用拡大に関しては、中小事業主の負担や雇用に及ぼす影響も考慮する必要があることから、一定程度の拡大にとどめる形となりましたが、引き続き適用拡大を進めていく方向性は三党で共有されていると考えております。

一体改革関連法の附則や本法案にも適用拡大の必要性は明記されているところであり、これらの規定に基づいて検討を進めてまいります。次に、高所得者に対する年金給付のあり方と、税財源の役割についてのお尋ねがございました。

は、社会保障制度改革国民会議でも議論が行われ、高齢世代内の再分配を強化する観点からの検討が必要であること、その手段は、年金制度だけではなく、税制や他の社会保障制度における負担などの対応も含むさまざまな方法を検討すべきであることが提言されており、この方向性に沿って検討すべきものと考えております。

保険料と税との役割分担については、国民会議の報告書でも触れられているように、無職者や低所得者も保険に加入できるよう保険料の負担水準

を引き下げるために、社会保険制度に公費投入が行われていると考えております。

その一方で、被用者年金制度においては、給与に応じた保険料負担を行い、定額の基礎年金給付が保障されるよう、保険料財源においても一定の垂直的な再分配機能が果たされる仕組みになつております。

この問題については、昨年三党で合意の未成立した社会保障制度改革推進法においても、社会保険への税の投入については、社会保険料に係る国民の負担の適正化に充てることを基本とすべきと規定されており、これに沿つて対応をすべきと考えております。

次に、世界の年金制度の潮流と我が国の年金制度改革についてのお尋ねがありました。

年金制度について、自営業者をどのように取り扱うかは、OECD諸国で見ても、雇用労働者と同一の制度に加入する仕組みの国もあれば、別建ての制度を設けている国、我が国のように職業にかかわりなく加入する基礎的な年金制度のみに入する国など、さまざまであると承知をいたしております。

我が国においても、国民年金創設以来、自営業者を含めた所得比例の年金制度についての議論は行われてまいりましたが、国民会議の報告書にも言及されているとおり、正確で公平な所得捕捉等の条件は整つておらず、現時点における政策選択としては、現実的な制約下で実行可能な制度構築を図る観点から行われなければならないと考えております。

国民会議の報告書では、条件が満たされた際に初めて可能になる将来の議論で対立して改革が進

まないことは、国民にとって望ましいものではなないことや、厚生年金の適用拡大などの課題は、所得比例年金に一元化していく立場からも通らなければならぬステップであることが示されております。

本法案に掲げた検討課題はこのような位置づけであることについて、御理解をいただきたいと思います。

次に、社会保障の充実についてお尋ねがございました。

次に、社会保険の充実についてお尋ねがございました。

消費税率の引き上げによる增收分については、全額を社会保障財源化することといたしており、その旨は消費税法にも明記しております。

税制抜本改革法に従つて消費税率が10%に引き上げられ、增收分が満年度化した場合、5%引き上げ分の十四兆円程度のうち、基礎年金国庫負担二分の一への引き上げの三兆円程度を含め、四%程度を社会保障の安定化に、1%程度の二・八兆円程度を社会保障の充実にそれぞれ向けることをといたしております。

次に、総合合算制度についてお尋ねがございました。

総合合算制度につきましては、税制抜本改革法において既に検討規定が設けられていることから、プログラム法案に新たに規定は置いておりません。

税制抜本改革法の規定に基づき、社会保障・税番号制度の本格的な稼働、定着を前提に、所得や資産の把握の問題、執行面での対応の可能性等を含め、さまざまな角度から総合的に、導入について検討を行つてまいります。

次に、社会保障の充実の進め方についてのお尋

ねがございました。

この法案に基づく社会保障の充実のうち、社会保険四経費に係るものについては、税制抜本改革法の施行により増加する消費税収入と、制度の重視化、効率化により必要な財源を確保しつつ、講ずることといたします。

個別の措置の実施スケジュールについては、今後、個別具体的に検討が必要がございますが、いずれにしても、急速な少子・高齢化が進行する中、受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度を確立するために、制度の充実と重点化、効率化を同時に進め、世代間、世代内の公平性を確保してまいります。

次に、介護保険の見直しについてお尋ねがございました。

介護保険制度の見直しについては、予防給付の地域支援事業への移行、特別養護老人ホームの入所者の重点化、相対的に所得の高い方の二割負担などが検討事項とされておりますが、これは、効果的、効率的なサービス提供を実現しつつ、制度の持続可能性を高めていくことを目的といたしております。

現在、社会保障審議会介護保険部会において、こうした事項について御議論をいたいでいるところであり、その議論を踏まえた上で、持続可能で安心できる介護保険制度を構築してまいりたいと考えております。

続きまして、疾病予防、健康増進に関する取り組みについてのお尋ねがございました。

いわゆる団塊の世代の全てが七十五歳以上となる二〇二五年に向け、国民の健康寿命が延伸する社会の構築を目指し、ことしが予防元年であると

いう意気込みで、厚生労働省を挙げて、予防・健康管理に係る取り組みを推進することとしたとしております。

このため、八月末に、国民の健康寿命が延伸する社会に向けた予防・健康管理に係る取り組みを発表したところであります。

具体的には、生活習慣病予防や介護予防の主要な取り組み、また、後発医薬品の使用促進や重複受診の防止といった、医療資源の有効活用に向けた取り組みにつきまして、省内連携して一体的に進めることとしております。

これらの取り組みの推進により、二〇一五年に全体でおおむね五兆円規模の効果を期待いたしております。

第十三回目であります。格差についてのお尋ねでございました。

政府としては、頑張った人が報われる活力ある社会をつくるため、自助自立を第一に、共助、そして公助を組み合わせ、弱い立場の人にはしっかりと援助の手を差し伸べることが必要であると考えております。

高齢化の進展や世帯人数の縮小などにより、再分配前の所得格差は拡大傾向にあるものの、社会保障や税による再分配後の状況は、近年、ほぼ横ばいで推移していると認識をいたしております。今後とも、格差拡大を防ぐ観点から、成長分野で求められる人材の育成、求職者支援制度などによる効果的な就労支援を実施するとともに、短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大や生活困窮者対策の充実など、社会保障の機能強化によるセーフティーネットの拡充を図つてまいります。最後の御質問であります。見守りネットワーク

についてお尋ねがありました。

住みなれた地域で自分らしい暮らしを続けられる仕組みを構築するため、地域包括ケアシステムの実現を推進しております。地域の多様な分野の関係者が協働し、高齢者や子供などを見守るなど、支援が必要な方に対する、地域の実情に応じた取り組みが行われております。

このような取り組みも参考にしつつ、地域包括ケアシステムの実現に向け、引き続き新たな地域づくりを進めまいります。

以上でございます。（拍手）

○国務大臣甘利明君登壇

長妻議員から、三点の質問がありました。

まず、財政健全化目標の達成に向けた道筋についてのお尋ねであります。

今般の社会保障・税一体改革におきましては、消費税率引き上げ分は、全額、社会保障の充実、安定化に充てられます。

経済政策パッケージは、競争力強化策や復興、防災・安全対策などに重点化をし、経済の好循環をつくしていくものであります。経済成長を通じて税収を増加させてまいります。

こうした取り組みとともに、国、地方の基礎的財政収支の改善につきましては、中期財政計画にのっとつてまいります。

二〇一五年度までに二〇一〇年度に比べ赤字の対GDP比を半減するため、経済再生と財政健全化の両立を図る観点から、今後二年間、国的一般会計の基礎的財政収支を少なくとも四兆円程度ずつ改善してまいります。

二〇一〇年度の黒字化に向けましては、一般会持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案の趣旨説明に対する長妻昭君の質疑

計上の基礎的財政収支を黒字化させることを基本としますが、具体的には、二〇一五年度の予算等

を踏まえまして経済、財政を展望し、その後の五年間にについて、さらに具体的な道筋を描いてまいります。

次に、目指すべき日本型資本主義についてお尋ねがありました。

安倍内閣といたしましては、短期的な投機に走るのではなく、長期的な投資をより重視する市場経済システムを確立し、イノベーションが連続的に起きる経済を目指してまいります。

このために、経済財政諮問会議のもとに専門調査会を設置し、こうした実体経済主導の持続可能な市場経済システムの姿について議論を行つてゐるところであります。

企業が多様なステークホルダーとの結びつきを重視していくことで、中長期的な投資やイノベーションが進み、質の高い雇用が増加する新しい成長が実現するよう、経済運営を図つてしまいます。

最後に、高齢人口が最大になる三十年後の社会像についてのお尋ねであります。

我々が目指すべき姿は、人口減少と高齢化が進展する中につつても、グローバル化に対応しつつ、強い日本、強い経済を実現することを通じて、全ての人々が生まれた喜びと誇りを持つる国をつくることであります。

政府は、国、地方を合わせた基礎的財政収支につきまして、財政健全化目標を設定いたしております。

その上で、本年八月には、中期財政計画を策定し、平成二十六年度及び二十七年度の各年度において、国的一般会計の基礎的財政収支を少なくとも四兆円程度ずつ改善するとの具体的な道筋を定めております。

こうした目標に沿つて、社会保障費も聖域とはせず見直し、自然増を含め、合理化、効率化に最大限取り組んでいく必要があると考えております。

また、医療・介護保険、公的年金につきまし

て、受益と負担の均衡がとれた制度へと具体的な改革を進め、高齢者の方々が安心して暮らせる社会を構築してまいります。

これらによりまして、我が国の経済社会が再び希望と活力を取り戻すことを目指してまいります。

以上です。（拍手）

○国務大臣麻生太郎君登壇

國民負担率の水準に関するお尋ねがありました。

國民負担率につきましては、経済財政運営において、國民の活力を損なうことのないようにすることを念頭に置きつつも、少子高齢化が進展する中、社会保障制度の持続可能性を確保するという観点から、自己負担のあり方も考慮しつつ、受益に応じた負担を國民にお願いしていくことを通じて、その水準が決まっていくものと考えております。

社会保障費の削減方針に関するお尋ねもあります。

（国務大臣麻生太郎君登壇）

國民負担率につきましては、経済財政運営において、國民の活力を損なうことのないようにする

金銭に換算できない国民負担に関するお尋ねがありました。

社会保障など、国民の受益と負担のあり方を議論していく際には、幅広い観点から検討を加えていくことも必要だと考えております。(拍手)

○議長(伊吹文明君) 次の質疑者、足立康史君。

(足立康史君登壇)

○足立康史君 日本維新の会の足立康史です。

私は、政府提出の持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案について、日本維新の会を代表して質問を行います。(拍手)

今回の社会保障制度改革は、昨年六月の民自公の三党合意が出発点となりました。私は、民主党も含めたこれら三党のことを、常々、社会保障制度改革国民会議にちなんで、国民会議派と呼んでいるのですが、今回の比較的穏健な社会保障制度の見直し案は、いわば国民会議派の政策、そう呼んでも間違いではないでしょう。

私は、プログラム法案の内容に入る前に、この国民会議派による社会保障制度の見直しに今や正統性なしという観点から、一つの事実を紹介いたしました。

それは、昨年十一月の総選挙で、国民会議派は敗北を喫したという事実です。日本維新の会とみんなの党という改革政党が躍進し、その合計議席が七十二まで大きく飛躍する一方、三党合意がなされた昨年の六月時点での実に九〇%を占めていた国民会議派は、八〇%を割るところまで勢力を減らしました。

総選挙で敗北を喫した勢力の一部が、多數をい

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案の趣旨説明に対する足立康史君の質疑

理由は二点あります。

第一は、世代間格差の拡大であります。

政府・与党も、全世代型とか、年齢から能力へもに変動したり、あるいは負担や給付のレベルが大きく変化したのでは、とても国民の信頼を得ることはできません。

国議会議は、こうした観点から当時の与野党の合意形成を図るために仕組みだつたわけですが、昨年の十二月の総選挙を経て、その国民会議の正統性は既に失われていると感じざるを得ません。

この点について、社会保障・税一体改革担当大臣の見解を求めます。

さらに、社会保障プログラム法案は、昨年八月に成立した社会保障改革推進法に規定する法制上の措置に値しません。

仮に、近い将来の政権入りをうかがう日本維新的会も賛成できる内容なのであれば、その賛否を国会の場で明らかにしておくということは、社会保障政策の安定性という観点から意味のあること

ではありませんが、単に与党である自公だけでこの法案を成立させるのであれば、その効果は閣議決定とほとんど違いがありませんし、逆にその政策の不安定性を国民に印象づけるだけであると、ここに明確に指摘をしておきたいと存じます。

次に、消費増税との関連であります。日本維新的会は、社会保障の抜本改革など、構造改革なき消費増税には反対である、こう明確に宣言いたします。

政府は、税収のいかんにかかわらず、子供政策も・子育て支援新制度を打ち立てていますが、あくまでも消費増税が前提となっているために、いわば、子供施策を増税の人質にとつていうようなものであります。

政府は、税収のいかんにかかわらず、子供政策の優先順位を引き上げる覚悟がありますか。少子化担当大臣に伺います。

なぜ社会保障の抜本改革が不可欠なのか、その

は二割負担で、高齢者は一割負担などということが容認されますか。投票率の高い高齢者は、投票できない乳幼児よりも大事ということでしょうか。政府の明確な答弁を求めます。

第三は、無年金、低年金の問題であります。

民主党政権には問題が多く、だからこそ、政権が改めて自民党・公明党に戻ったわけであります。

これだけ問題が深刻化し、改善の兆しが見えない中で、プログラム法案に無年金、低年金の問題への抜本対策がないというのは容認できません。

無年金、低年金の問題に対する抜本対策を検討すべきではないですか。

こうした深刻な問題を放置したままの増税にさすがの政府・与党も負い目があるのか、安倍首相は、十月一日の記者会見で、消費税収は社会保障にしか使いませんと明言し、今回の増税が社会保障目的であることを強調しています。しかし、お金に色はない中で、このフレーズにどういう積極的な意味がありますか。

幾ら全額社会保障の財源に使うといつても、増税額と同じ金額を、国土強靱化の名のもとに、経済効果が少ない従来型の公共事業やばらまき政策に投入しているようでは、八%や一〇%の増税など焼け石に水であり、何のための増税かと国民党不審に思うのも当然ではないでしょうか。

そもそも、今回のプログラム法案の前提になつてゐる社会保障制度改革推進法には、年金と医療及び介護においては、社会保障制度を基本とする旨が明記されています。

そうであれば、増税をする前に、保険制度の負担と給付の抜本見直しを行うのが先ではないでしょうか。取りやすいところから取るという安易な姿勢で、本当にこの日本の社会保障制度を守つていくことができるのでしょうか。

自民党政権は、一貫して税財源の投入を拡大してきた張本人であり、当事者に政策転換が困難なことは理解をいたしますが、そうであれば、社会保険制度が基本などと空虚な方針は、国民の前ではつきりと撤回をされたらいかがでしようか。

日本維新の会は、社会保険財源は原則社会保険料で賄うべきと考えており、平成二十五年度予算案の審議においても、医療の被用者保険から国庫を引き揚げることを前提とした医療保険の一元化を含む予算修正案を六十年ぶりに国会に提出いたしました。

政府・与党も、仮にも保険制度を維持するといふのであれば、その覚悟の片りんだけでも、この国会で国民に対して示すべきではないでしようか。

最後に、成長戦略との関連であります。

現政権も前政権も、医療や介護といったヘルスケア分野が次代の日本の繁栄を築いていくための重要な成長分野であると打ち出していますが、政府から出てくるものは空虚なビジョンばかりです。私は、ひとりよがりの成長戦略などなくとも、次の二つについて政府が明確な方針を打ち出せば、この分野は大きく成長し、国民の生活を豊かに潤していくと考えています。

第一は、医療の情報化であります。

日本の医療は、言うまでもなく、皆保険制度で

あり、この制度のもと、レセプトのみならず、D

P Cデータや電子カルテなどを通じて蓄積されるビッグデータを活用すれば、世界のどの国でもまねのできない形で医療の質を高めていくことができます。

そのためには、いわゆるマイナンバー制度の実施に合わせて、統合した形で医療等の情報化を進めいくことが、投資の効率性から見ても有効です。

もう一つは、医療法人の経営の適正化であります。

また広くは知られていませんが、この日本に存する各種法人の中で、いまだに会計基準が整備されていないのは医療法人だけ。会計基準というものは、経営に客觀性を与えるための枠組みであるとともに、課税所得の算定の基礎にもなるものであります。中小企業庁が取り組んできた中小企業の会計に関する研究会などもしっかり勉強しているただいて、厚労省が主導して取り組むべきであります。

特に、医療の場合、八五%は保険料を含めた公費で賄われているわけであり、利害関係者である納税者に対し十分な情報提供を行うという観点から、公開会社並みの情報開示を求めるべきではないでしようか。

会計基準なき公費の投入は、いわば、パッキンなき蛇口から水を流し続いているようなものであると指摘をし、政府の明確な関与を求めます。

私は、冒頭、社会保障政策には予見可能性が特に重要であると指摘をいたしました。つまり、社会保険政策は、政権交代に對し、ロバスト、すなはち強靭でなければならないのです。國土の強靭化も重要であります。社会保障の強靭化も劣らず重要であります。

こうした觀点から、日本維新の会は、社会保障調査会を設置し、次期総選挙に向けて、政権を担うに足る政策案と政党ガバナンスを磨き上げていく所存であります。

皆さん、国民会議派と改革派、維新派との闘いは、まだ始まつたばかりであります。日本維新の会の同志を初め、改革派の皆様の奮起と団結をお願いして、私の質問を終わりります。

ありがとうございます。(拍手)

(國務大臣田村憲久君登壇)

○國務大臣(田村憲久君) 足立議員からは、八問ほど質問をいただきました。

まず初めに、全世代型の社会保険への転換とクローバック制度についてのお尋ねがありました。社会保険の受益と負担の世代間格差について御指摘をいただいたわけでありますけれども、社会保険制度改革国民会議の報告にも示されているように、社会保険は、子供による親の私的扶養の社会化であり、社会保険が世代間格差をつくり出しているわけではありません。

高齢者の患者負担については、加齢に伴い、所得は低くなる一方、医療費は特に高くなることがあります。こうした特性を十分に考慮する必要があり、他方で、世代間の負担の公平といった觀点も踏まえる必要があります。

このため、現行制度では、高い所得を有する方は現役世代と同じ三割負担としつつ、それ以外は、七十五歳以上は一割負担、七十歳から七十四歳は二割負担であるものの、現在まで一割負担といたしております。

また、乳幼児期の自己負担については、乳幼児期は医療費が高いことや、少子化対策の觀点から、義務教育就学前の乳幼児の自己負担を二割としております。

れにくいところがあるというふうに考えております。

このような点も踏まえ、今後、税制抜本改革法に従つて消費税率が一〇%に引き上げられ、增收分が満年度化した場合には、社会保障の充実に向けられる二・八兆円程度のうち、四分の一に当たる〇・七兆円程度を子ども・子育て支援に充てることがあります。

高所得者に対する年金給付のあり方については、社会保障制度改革国民会議でも議論が行われ、高齢世代内の再分配を強化する觀点からの検討が必要であること、その手段は、年金制度だけではなく、税制や他の社会保障制度における負担などの対応を含むさまざまな方法を検討すべきであることが提言されており、この方向性に従つて検討すべきであるものと考えております。

次に、医療保険の窓口負担についてのお尋ねがございました。

高齢者の患者負担については、加齢に伴い、所得は低くなる一方、医療費は特に高くなることから、このため、現行制度では、高い所得を有する方は現役世代と同じ三割負担としつつ、それ以外は、七十五歳以上は一割負担、七十歳から七十四歳は二割負担であるものの、現在まで一割負担といたしております。

また、乳幼児期の自己負担については、乳幼児期は医療費が高いことや、少子化対策の觀点から、義務教育就学前の乳幼児の自己負担を二割としております。

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案の趣旨説明に対する足立康史君の質疑

予算措置により一割としている、七十から七十四歳の患者負担につきましては、社会保障制度改革国民会議の報告書では、世代間の公平を図る観点からやめるべき、低所得者の負担に配慮しつつ、新たに七十歳になつた者から段階的に進める高齢者が安心して医療を受けられるよう、特に配慮をする低所得者対策とあわせて検討を行い、できる限り早く実施すべく、来年度の予算編成過程で検討してまいります。

次に、年金制度の積立方式への移行についてのお尋ねがありました。

現行の年金制度は、賦課方式を基本としつつも、一定の積立金を保有しており、これにより、少子高齢化の進んだ将来の保険料負担の緩和と標準化が図られています。現行制度は、こうした積立金を保有するメリットも生かした財政運営を行っております。

完全な積立方式への移行については、いわゆる二重の負担が特定の世代に生じるなど、さまざまなお尋ねがあります。また、国民会議報告書でも触れられているとおり、積立方式への移行が世代間格差などの人口構造の変化による問題を自動的に解決するわけではないことは、国際的な年金議論における共通認識となっており、今後の改革議論もこの考え方方に立脚すべきであると考えております。

なお、本法案では、年金制度に関し、世代間や世代内の公平性を確保する観点から、高所得者の年金給付のあり方や公的年金等控除を含めた年金課税のあり方の見直しについて検討することと明記しているところであります。

次に、無年金、低年金問題への対策についてのお尋ねがありました。

昨年の社会保障・税一体改革において、無年金、低年金問題に対しても、受給資格期間の短縮、非正規労働者に対する厚生年金の適用拡大、低所得かつ低年金の高齢者に対する福祉的な給付金制度の創設など、負担に応じた給付という社会保障制度の枠組みの中で、とり得る対策を講じたところであります。

さらに、無年金、低年金の発生を防止する観点から、保険料の収納対策を強化することも重要であります。

先般、年金保険料の徴収体制の強化等について、内閣官房副長官と関係省庁政務官による検討の結果、論点整理が取りまとめられたところであります。この方向性に従つて、現在、厚生労働省において、専門委員会を立ち上げ、具体的な検討を進めており、可能なものから速やかに実施してまいりたいと考えております。

次に、社会保険制度についてお尋ねがありました。

社会保険方式は、保険料を支払った人にその見返りとして受給権を保障する仕組みであり、給付と負担の関係が、税と比較して明確であるという特徴があります。

我が国が世界に誇る国民皆保険・皆年金の仕組みは、老後の生活や病気といった重大なリスクに対して、保険というリスク分散の考えに立つことで、一定の困難者だけでなく、国民全體に対する普遍的な制度として実現したものと考えております。組みを着実に進めてまいりたいと考えております。

次に、医療保険制度についてお尋ねがございました。

被用者保険の分野においても、中小企業のサラリーマンを対象としている協会けんぽは、大企業中心の健保組合と比べ財政基盤が脆弱であることから、給付費の一部を国庫が補助しております。

この国庫補助の廃止は、現時点では考えていませんが、改正健康保険法の附則では、協会けんぽの国庫補助のあり方についての検討規定が盛り込まれており、これに従つて検討をしていくことになると考えております。

次に、医療の情報化についてお尋ねがございました。

医療サービスの維持向上や医療資源の有効活用のための手段として、医療分野で情報化を推進していくことは大変重要であると考えております。

このため、患者の診療情報を地域の医療機関の間で共有する取り組みの普及、展開や、レセプトや特定健診情報の全国規模のデータベースを活用した分析、研究の推進、さらに、保険者等によるデータに基づく保健指導や健康づくりなどの取り組みを着実に進めてまいりたいと考えております。

○國務大臣(甘利明君) 政権交代と国民会議の正統性についてのお尋ねであります。

社会保険・税一体改革につきましては、自民、公明、民主の三党で進めてきた経緯がございまして、国民会議につきましても、三党合意に基づき取りまとめられました改革推進法に基づき設置をされたものであり、今回の法案は、この国民会議の審議の結果等を踏まえて取りまとめたものであります。

<p>平成二十五年十一月一日 衆議院会議録第六号</p> <p>持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案の趣旨説明に対する古屋範子君の質疑</p>	<p>このように、三党で進めてきた経緯につきましては引き続き尊重する必要があり、その基本的な枠組みは大事にする必要があると考えております。</p> <p>また、社会保障・税一体改革の推進につきましては、御党も含め、各党の御理解をいただけるよう努力をしてまいります。</p>
<p>○副議長 赤松広隆君 古屋範子君。</p> <p>〔古屋範子君登壇〕</p> <p>○古屋範子君 私は、公明党を代表して、たどりまつた、持続可能な社会保障制度の</p>	<p>確立を図るための改革の推進に関する法律案について質問いたします。（拍手）</p> <p>社会保障と税の一体改革は、当時与党であつた民主党、そして自民党、公明党の三党がその必要性を共有し、修正協議を経て、昨年、税制抜本改革法、年金改革関連法、子ども・子育て改革関連法が成立し、改革が動き出しました。</p> <p>あわせて、議員立法として、社会保障制度改革推進法が成立。同法に基づいて設置された社会保障制度改革国民会議における精力的な議論の結果、本年八月に、社会保障改革の道筋としての報告書が取りまとめられました。議題となつているプログラム法案は、同報告書をベースにしつつ、今後進めるべき改革の方向性と実施時期等を明確にしたものであり、着実に改革を前に進める上で極めて重要な法律であります。</p> <p>逆に言えば、本法案の成立とそれに基づく改革が実行に移されなければ、社会保障と税の一体改革は完結しません。</p>
<p>○副議長退席、副議長着席</p>	<p>○副議長 赤松広隆君 古屋範子君。</p> <p>〔議長退席、副議長着席〕</p>
<p>○古屋範子君登壇</p> <p>私は、公明党を代表して、たどりまつた、持続可能な社会保障制度の</p>	<p>確立を図るための改革の推進に関する法律案について質問いたします。（拍手）</p> <p>社会保障と税の一体改革は、当時与党であつた民主党、そして自民党、公明党の三党がその必要性を共有し、修正協議を経て、昨年、税制抜本改革法、年金改革関連法、子ども・子育て改革関連法が成立し、改革が動き出しました。</p> <p>あわせて、議員立法として、社会保障制度改革推進法が成立。同法に基づいて設置された社会保障制度改革国民会議における精力的な議論の結果、本年八月に、社会保障改革の道筋としての報告書が取りまとめられました。議題となつているプログラム法案は、同報告書をベースにしつつ、今後進めるべき改革の方向性と実施時期等を明確にしたものであり、着実に改革を前に進める上で極めて重要な法律であります。</p> <p>逆に言えば、本法案の成立とそれに基づく改革が実行に移されなければ、社会保障と税の一体改革は完結しません。</p> <p>○副議長退席、副議長着席</p> <p>○副議長 赤松広隆君 古屋範子君。</p> <p>〔古屋範子君登壇〕</p> <p>○古屋範子君 私は、公明党を代表して、たどりまつた、持続可能な社会保障制度の</p>

化、特に、国民健康保険の改革は避けられません。公費による支援を拡充しつつ、財政運営を都道府県化していく等の改革の方向性に沿い、見直しを進めていくべきです。

しかし、公費の投入が少ない、都道府県への運営移行によって域内の保険料が統一されれば保険料が上昇する市町村が生じるなど、懸念の声も上がっております。

いずれにしても、今後の地方自治に重要な影響を及ぼす改革であることから、国保の担い手である地方自治体と十分に協議を行つて進めることが重要と考えますが、厚生労働大臣の答弁を求めます。

あわせて、保険料の賦課徴収、保健事業の実施等における都道府県と市町村との役割分担についての見解をお聞かせください。

被用者保険である協会けんぽも、財政的には極めて厳しい状況にあります。改正健康保険法附則、すなわち、協会けんぽの国庫補助率の見直しの検討規定も踏まえつつ、適切な対応が必要と考えますが、厚生労働大臣の答弁を求めます。

医療制度改革と介護保険制度の見直しは、地域における医療と介護の連携が強く求められている中で、一体不可分であります。中でも、地域包括ケアシステムの確立が極めて重要となっていますが、法案にあるとおり、地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住みなれた地域で、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようになります。

地方自治体はもとより、患者や要介護者、家族の意思を尊重することが重要と考えます。が、厚生労働大臣の答弁を求めます。

関連して、認知症対策については、地域における早期診断、治療、ケア、相談など、総合的な支援体制の充実を図るべきであり、特に、認知症デイサービスやショートステイの充実、訪問看護の強化など、地域ケアの充実が必要と考えますが、厚生労働大臣の答弁を求めます。

子ども・子育て支援については、総理のリーダーシップもあり、待機児童解消加速化プランを初め、前倒して整備が進んでおり、高く評価します。今後、追加の財源も含め、地方自治体など関係者との調整を進めながら準備に万全を期すよう、強く求めます。森少子化担当大臣の答弁を求めます。

次世代育成支援対策推進法は、次世代育成支援のための行動計画の策定を義務づけることにより、ワーク・ライフ・バランス、仕事と子育ての両立に一定の成果を上げてきました。しかし、他方で、認定取得のインセンティブ・メリットに乏しく、広がりに欠ける面があることも否めませんが、厚生労働大臣の答弁を求めます。

今後の法律延長の検討に当たり、例えば、同法に基づく企業への税制優遇制度の拡充などを検討すべきと考えますが、厚生労働大臣の答弁を求めます。

そのほか、難病対策について、公平かつ安定的な制度が確立する方向で抜本改革がなされることには、高く評価をいたします。

最後に、一言申し上げます。

将来の子供たちに安心の社会保障制度を残していくことが私たちの使命です。

特に、今般のプログラム法案は、自民、公明、

民主の三党合意で策定した改革推進法に基づき設置された国民会議の審議の結果等を踏まえて取りまとめたものです。また、先般、引き続き、当面の社会保障制度の充実の方について、三党で協議することになりました。

こうした経緯に鑑み、ぜひ、民主党には、真摯な議論の上、本法案に賛成され、ともに国民に対する責任を果たしていかれるよう強く要望し、私

の質問を終わります。(拍手)

(国務大臣甘利明君登壇)

○国務大臣(甘利明君) 四点の御質問であります。

まず、本法案の意義についてのお尋ねがあります。

次世代育成支援対策推進法は、次世代育成支援のための行動計画の策定を義務づけることにより、ワーク・ライフ・バランス、仕事と子育ての両立に一定の成果を上げてきました。しかし、他方で、認定取得のインセンティブ・メリットに乏しく、広がりに欠ける面があることも否めません。

この法案は、今回の消費税率引き上げによりまして、必要な財源を確保しつつ実施する社会保障制度を確立するためには、必要な財源を確保しつつ、今回の法案に盛り込まれた改革の全体像及び進め方に基づき、改革を着実に実現していくことが重要であると考へております。

次に、社会保障制度改革の着実な実施についてお尋ねがありました。

受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度を確立するためには、必要な財源を確保しつつ、今回の法案に盛り込まれた改革の全体像及び進め方に基づき、改革を着実に実現していくことが重要であると考へております。

このために、本法案では、総理及び関係閣僚により構成をされる社会保障制度改革推進本部を内閣に設置いたしまして、総理のリーダーシップのもと、改革を総合的かつ計画的に推進するための取り組みやフォローアップを行うなど、改革を着実に進めるここといたしております。

最後に、社会保障制度改革推進会議の設置の趣旨についてお尋ねがありました。

内閣に設置することとしている、有識者から成る社会保障制度改革推進会議においておきましては、本法案に盛り込まれた当面講ずべき改革の進捗状況を把握しながら、いわゆる団塊の世代が全て十五歳以上となる二〇二五年を展望しつつ、中長期的な改革について総合的に検討することとしております。

また、総理及び関係閣僚により構成をされる社会保障制度改革推進本部においておきましては、当面講

立場の人にはしっかりと援助の手を差し伸べることが重要であります。

こうした考え方のもとに、少子高齢化の進展、雇用慣行や家族形態の変化など、社会経済情勢の変化に応じて、自助、共助及び公助を最も適切に組み合わせながら、受益と負担の均衡がとれた持続的な社会保障制度を確立することが重要だと考えております。

次に、社会保障制度改革の着実な実施についてお尋ねがありました。

受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度を確立するためには、必要な財源を確保しつつ、今回の法案に盛り込まれた改革の全体像及び進め方に基づき、改革を着実に実現していくことが重要であると考へております。

このために、本法案では、総理及び関係閣僚により構成をされる社会保障制度改革推進本部を内閣に設置いたしまして、総理のリーダーシップのもと、改革を総合的かつ計画的に推進するための取り組みやフォローアップを行うなど、改革を着実に進めるここといたしております。

最後に、社会保障制度改革推進会議の設置の趣旨についてお尋ねがありました。

内閣に設置することとしている、有識者から成る社会保障制度改革推進会議においておきましては、本法案に盛り込まれた当面講ずべき改革の進捗状況を把握しながら、いわゆる団塊の世代が全て十五歳以上となる二〇二五年を展望しつつ、中長期的な改革について総合的に検討することとしております。

また、総理及び関係閣僚により構成をされる社会保障制度改革推進本部においておきましては、当面講

すべき改革を円滑に推進するとともに、改革推進会議の審議の結果等を踏まえて対応を検討するなど連携もとりながら、社会保障制度改革を総合的かつ集中的に推進することといたしております。

以上です。（拍手）

〔國務大臣田村憲久君登壇〕

○國務大臣(田村憲久君) 古屋範子議員からは、八問ほど頂戴いたしました。

まず、医療・介護分野の充実策についてのお尋ねでございますけれども、税制抜本改革法に沿って消費税率が一〇%に引き上げられ、增收分が満年度化した場合、五%引き上げ分の十四兆円程度、のうち、二・八兆円程度を社会保障の充実に向けることといたしております。

医療・介護分野については、このうち一・五兆円程度を充てることといたしておるわけでありますけれども、病床機能の分化、連携による、入院期間の短縮を通じた早期社会復帰の実現や、受け皿となる地域の病床、在宅医療、介護の充実を進めるとともに、国保や後期高齢者医療制度、介護保険の低所得者などの保険料負担の軽減や、低所得者等に係る高額療養費の上限額の引き下げを図ります。

また、難病、小児慢性特定疾患に係る公平かつ安定的な医療費助成制度を確立し、その対象となる疾患の拡大に取り組んでまいります。

次に、低所得者対策についてお尋ねがございました。プログラム法案の中で、特に低所得者対策を念頭に置いたものとして、国保や後期高齢者医療の低所得者の保険料負担の軽減、介護保険の第一号

被保険者の保険料負担に係る低所得者の負担の軽減、さらには、低所得者等に係る高額療養費の上限額の引き下げ、低所得高齢者等への年金生活者支援給付金の支給などがあります。重複したところは、お許しをいただきたいと思います。

これらの取り組みをしっかりと推進することで、国民が安心できる社会保障制度を構築してま

ります。

次に、医療改革についてお尋ねをいただきました。

少子高齢化の進展に伴う疾病構造の変化に対応し、住みなれた地域で、必要な医療・介護サービスを受けながら、継続して生活を送ることができるものといたしております。

本法案においても、地域の医療ニーズに対応するため、病床機能の分化、連携を通じた医療提供体制の改革と地域包括ケアシステムの構築を一体的に行うこと、地域における医療従事者の確保や勤務環境の改善を講じることについて検討する旨が規定されております。

本法案の規定に基づき、医療提供体制の改革については、次期通常国会に必要な法案を提出できることといたしておるところでございます。

次に、国民健康保険の保険者、運営等のあり方についてのお尋ねがありました。

国民健康保険については、財政支援の充実等につれて、財政運営を初めとして都道府県が担うことといた上で、財政運営を進めることといたしました。

高齢者が得ける限り地域で暮らし続けられるよう、病床機能の分化、連携を図りつつ、在宅医療システムの構築を推進することが重要でございます。

このため、在宅の重度の要介護高齢者も含め、より暮らし高齢者や認知症高齢者等が増加する中で、在宅医療・介護を充実させ、地域包括ケアシステムの構築を推進することが重要でございます。

このため、在宅の重度の要介護高齢者も含め、高齢者が得ける限り地域で暮らし続けられるよう、病床機能の分化、連携を図りつつ、在宅医療や二十四時間対応のサービスの推進、医療・介護連携の強化などを図ることが必要であり、厚生労働省といたしましても、国民の期待に応えられるよう、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、認知症施策についてお尋ねがございました。

協会けんぽは、みずからは健康保険組合の設立が困難である中小零細企業の労働者とその家族が加入できるよう設立された保険者であり、その財政基盤の安定化は重要な課題でございます。

このため、協会けんぽへの財政支援については、前通常国会で成立した健康保険法等の一部を改正する法律により、国庫補助率を一三%から一六・四%に引き上げる等の措置を講じたところでございます。同法の附則において、今後の協会けんぽへの国庫補助のあり方についての検討規定が盛り込まれており、これに沿って社会保障審議会医療保険部会等においても検討していくことになると考へております。

次に、地域包括ケアシステムの構築についてお尋ねがございました。

国民の多くは在宅での介護を希望し、また、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者等が増加する中で、在宅医療・介護を充実させ、地域包括ケアシステムの構築を推進することが重要でございます。

御指摘のとおり、現在、次世代育成支援対策推進法に基づく認定制度に対する税制上の優遇措置を目指し、十月より、労働政策審議会で議論を開始したところでございます。

次世代育成支援対策推進法の延長につきましては、本年十月一日に決定した、成長戦略の当面の実行方針を受け、次期通常国会への改正法案提出を目指し、十月より、労働政策審議会で議論を開始したところでございます。

御指摘のとおり、現在、次世代育成支援対策推進法に基づく認定制度に対する税制上の優遇措置があり、これは平成二十五年度までの措置とされているところであります。引き続き、税制上の優遇措置を活用しながら、仕事と家庭の両立を支援する環境を整備していく必要があると考えております。平成二十六年度税制改正要望を行っているところでございます。

以上でございます。（拍手）

〔國務大臣森まさこ君登壇〕

○國務大臣(森まさこ君) 子ども・子育て支援についてのお尋ねがありました。

昨年八月に成立した子ども・子育て支援新制度の実施に必要な各種基準などについて、鋭意検討、準備を進めています。

また、政府では、待機児童の解消に向けて、新制度の施行を待たず、待機児童解消加速化プランの取り組みを推進しているところです。

これらに必要な財源については、追加財源を含め、しっかりと確保できるよう取り組んでまいります。

また、新制度の円滑な実施に向けて、子ども・子育て会議等において、地方自治体を初め関係者の御意見を丁寧に伺いつつ、十分に調整を図りながら、地域の多様なニーズに応えて、子育て支援が充実していくよう万全を期してまいります。

(拍手)

〔中島克仁君登壇〕

○副議長(赤松広隆君) 中島克仁君。

○中島克仁君 みんなの党の中島克仁です。

私は、みんなの党を代表いたしまして、ただいま議題となりました、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案について質問をいたします。(拍手)

本法律案は、我が国が、人類史上経験をしたことのない未曾有の超高齢化社会、人口減少社会を急速に迎えつつある中で、少子化、医療制度、介護保険制度、公的年金制度について、受益と負担

の均衡を図り、持続可能な社会保障制度を確立するため、改革の検討項目、改革の実施時期を明らかにすることを目的としております。

一方で、年々膨れ上がる社会保障費に対して、現在の制度維持のために、政府は、来年四月からの消費税増税を決めました。

我が党も、社会保障制度の抜本的な見直しが必要だという認識ですが、増税の前に、また、増税による税収を当て込んだ社会保障改革をやる前には、やるべきことがあると訴えております。

やるべきことの第一は、歳入府設置により、徵収漏れの防止と、収入の増加、給付と負担の適正化を図ることであります。

社会保障の重要な財源である保険料収入については、不公平のは是正もなされず、徴収の非効率も放置されたままです。厚生年金の加入漏れや保険料収入の徵収漏れは、十兆円にも上ります。歳入府を設置して是正をすれば、増税の必要はありませんし、国民の利便性向上や行財政改革にもつながります。

そこで、厚生年金の徵収漏れ対策、また、歳入府設置についての厚生労働大臣のお考えをお聞かせください。

政府の論点整理では、歳入府設置にはさまざまなかな問題があるとされておりますが、既に歳入府を導入している諸外国の実態を調査されたのでしょうか。その上で、メリット、デメリットを整理されたいかがでしょうか。担当大臣のお考えをお聞きします。

なってきた組織の改革が必要だと考えます。

国民会議の提言の中に、医療法人、社会福祉法

人制度の見直しが指摘をされておりましたが、本法律案には盛り込まれておりません。岩盤規制に

風穴を開けるだけではなく、ぶち壊し、構造的欠陥を見直す必要があると考えますが、厚生労働大臣のお考えをお聞かせください。

第三に、将来世代の負担をはかるための世代会計を示し、実態を国民に示すべきだと考えます。

現行の年金制度は明らかに公平性に欠けており、将来世代への負担軽減は、我々に課された使命とも言えます。将来ビジョンを示し、世代間格差は正のための制度設計を示すことが重要だと考えます。

みんなの党は、積立方式での世代間格差是正を訴えています。現在の賦課方式から積立方式への移行には課題があることは承知の上で、だからこそ、早急に取りかからなければならぬ問題だと思いますが、厚生労働大臣のお考えをお聞かせください。

法案の内容についても、具体性、現実性に欠ける部分が見受けられます。

例えば、要支援の、介護保険からの切り離しです。介護保険創設時、福祉資源の地域間格差がある中で、介護体制を平等にしていくことも目的とされておりました。要支援を介護保険から切り離す案に対しても、地域間格差をどう評価し、実施体制をどう構築していくのか、厚生労働大臣にお尋ねをいたします。

介護保険財政が厳しくなるからといって、要支援を介護保険から切り離し、地域に委ねるのは、

で、余りに無責任です。まずは、介護認定審査の適正化がなされるように、見直すことが先ではな

いでしようか。厚生労働大臣のお考えをお聞かせください。

医療と介護の連携により、住みなれた地域、住み慣れた自宅で最期を迎えることを理想として、地域包括ケアシステムの構築と在宅医療を充実していくとされておりますが、多くの地域で、介護体制が整えられない家庭環境がふえております。

みなれた自宅で最期を迎えることを理想として、地域包括ケアシステムの構築と在宅医療を充実していくとしているのか、厚生労働大臣にお尋ねいたしました。

総理は、今国会を成長戦略実現国会と位置づけ、さまざまな戦略を掲げております。その中に医療・健康分野を挙げておりますが、過去の政権においても、医療や介護が成長分野として挙げられております。しかし、実際には、成長産業として成り立っておりません。これは、何が原因だと考えますか。また、できなかつた原因を検証します。

総理の言葉をかりれば、今まで同じような成長戦略はありました、違ひは、実行が伴うかどうか、もはや作文には意味はないとのことです。作文とはならない根拠を、大臣に、明確にお示していただきたいと思います。

現在の年齢人口構成を見れば、今後数十年間、社会保障は、今までの制度設計では成り立たないことは明白です。しっかりととしたビジョンを描き、構造を抜本的に改革していくかなければ、持続可能な社会保障制度などつくり得ません。

本法律案からは、改革の全体像など見出せませ

んし、改革にかける魂も感じられません。消費税増税を正当化するためのアリバイ法案のようにも見えます。

現状の延長線上で対症療法的な改革を行つても、意味はありません。まずは、徹底した無駄の削減、岩盤を打ち破つて、規制改革を進め、地域の資源を最大限活用することが肝要だと考えます。

社会保障制度の根本、つまり、制度設計の前提である設計思想を抜本的に見直すお考えがおありなのか、厚生労働大臣にお聞きをして、私からの質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

○國務大臣(田村憲久君) 中島克仁議員から八

問御質問をいただきまして、ありがとうございました。

厚生年金の適用促進については、現在、法人登

記簿や雇用保険のデータを活用して、適用漏れの

おそれのある事業所の確実な把握に努め、把握し

た事業所に対する加入勧奨や調査などに積極的に

取り組むとともに、社会保障審議会に設置した専

門委員会において検討を進めております。

また、歳入庁の設置については、本年八月に、

内閣官房副長官と関係省庁政務官による検討チー

ムにおいて、論点整理が取りまとめられました。

その中で、年金保険料の納付率向上等のために

は、保険料徴収の基本的な考え方を整理し、必要

な対策を講ずることが重要であり、組織を統合し

て歳入庁を創設すれば問題が解決するものではな

いと整理されたと承知をいたしております。

次に、医療法人制度と社会福祉法人制度の見直しについてお尋ねがございました。

いたしました。

現在、社会保障審議会で御議論いただいている第一号において、病床機能の分化、連携等を推進する観点から、医療法人間の合併及び権利の移転に関する制度等の見直しについて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされております。

このため、両法人制度について、それぞれ、有

識者等から成る検討会を設置して、必要な検討を

進めています。

次に、年金制度の積立方式への移行による世代

間格差の是正についてのお尋ねがございました。

現行の年金制度は、賦課方式を基本としつ

も、一定の積立金を保有しており、これにより、

少子高齢化が進んだ将来の保険料負担の緩和と平

準化が図られています。現行制度は、こうした

積立金を保有するメリットも生かした財政運営を

行つております。

完全な積立方式への移行については、いわゆる

二重の負担が特定の世代に生じるなど、さまざま

な課題があります。また、国民会議報告書でも触

れられているとおり、積立方式への移行が世代間

格差などの人口構造の変化による問題を自動的に

解決するわけではないことは、国際的な年金議論

における共通認識となつており、今後の改革議論

もこの考え方を立脚すべきと考えております。

全国一律の基準に基づき、公平公正に運用され

るよう、認定調査員に対する研修等を行つて

いるところであり、今後とも、高齢者が安心して必要

なサービスを受けられるよう、適切な要介護認定

の実施に努めてまいりたいと考えております。

最後の質問でございます。

社会保障制度における規制改革等を通じた抜本

改革についてお尋ねがございました。

安倍政権では、まず、経済の再生に重点的に取

り組み、成長による富の創出を図ることとしてお

りますけれども、景気をよくすることは、持続可

能な社会保障制度の構築にもつながつてまいりま

す。

ステムの構築を推進することが大変重要であると

考えております。

具体的には、家族がいてもいなくても、在宅の

重度の要介護高齢者も含め、高齢者ができる限り

住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、特に、

二十四時間対応サービスの普及の促進、医療、介

護連携の強化、生活支援、介護予防、また、認知

症施策の推進に取り組んでまいりたいと考えてお

ります。

また、市町村が、住民主体の地域づくりを通じ

て、介護予防や生活支援サービスの充実を図ること

が重要と考えております。厚生労働省としまして

も、事業実施の基盤づくりの支援やガイドライン

の策定などに取り組んでまいりたいと考えております。

また、市町村が、住民主体の地域づくりを通じ

て、介護予防や生活支援サービスの充実を図ること

が重要と考えております。厚生労働省としまして

厚生労働省といたしましても、社会保障の充実、安定化とあわせた重点化、効率化を進めるだけではなく、必要な規制の見直しやイノベーションの推進等を通じて、医療・健康分野の成長戦略の実現に向けた取り組みを進めるなど、経済の再生に資する取り組みにも全力を尽くすことにより、持続可能な社会保障制度の構築を図つてまいりたいと考えております。

以上でございます。（拍手）

〔國務大臣甘利明君登壇〕

○國務大臣（甘利明君） 岐入庁についてのお尋ねであります。

年金保険料の徴収体制強化等につきましては、

昨年成立しました税制抜本改革法を受け、内閣官房副長官及び関係省庁公務官による検討が進められ、諸外国における年金保険料の徴収体制についても議論をした上で、先般、論点整理が取りまとめられたところであります。

この論点整理におきましては、岐入庁に関するさまざまな問題点が指摘されることとともに、年金保険料の納付率向上等のためには、保険料徴収の基本的な考え方を整理し、必要な対策を講ずることが重要であり、組織を統合して岐入庁を創設すれば問題が解決するものではないと指摘をされております。

現在、論点整理に示された方向性に沿いまして、厚生労働省において、年金保険料の徴収体制強化等に関する専門委員会を立ち上げて議論を行うなど、さらに検討が進められており、可能なものから速やかに実施をしてまいります。以上です。（拍手）

○副議長（赤松広隆君） 次に、青木愛さん。

〔青木愛君登壇〕

○青木愛君 生活の党の青木愛でございます。

私は、生活の党を代表いたしまして、ただいま議題となりました、いわゆる社会保障制度改革プログラム法案について質問をいたします。（拍手）

まず、安倍内閣の基本的方向性についてお伺いをいたします。

安倍総理が強く関心を抱いておられる憲法改正や集団的自衛権、また特定秘密保護法などの中身を見ますと、国民の権利を縮小し、国家の権力を強化する方向に向かっているような印象を受けます。

例えば、憲法改正自民党草案では、基本的人権の意義を明記した第九十七条を削除し、国民の権利及び義務に言及した第十二条や第二十一条では、秩序や公益を優先し、国民の基本的人権を制約する旨が追加されています。また、特定秘密保護法では、国民の知る権利が大きく制約を受ける危険性もあります。

安倍内閣は、まず強い国家があり、その下に国民があると考えておられるのか、あるいは、国民を第一とし、国民のために国家があると考えておられるのか。国家と国民との基本的な関係についてお聞きかせください。

希望と安心のある長寿社会ビジョンを提示せず、景気が本格的に回復しない状態で消費税を増税すると、景気は必ず落ち込みます。特に、景気回復がおくれている地域経済や、所得がふえず、円安で物価や電気代などの値上げラッシュに苦しむ家計には、深刻な影響を与えます。

消費が落ち込んで景気が腰折れるその対策として、安倍内閣は、総額六兆円規模の経済対策を実施し、増税の影響を和らげようとしています。

最も見過ごせない部分は、第二条の、自助自立

企業減税と比べると、大きく見劣りがいたしま

ことであります。

しかし、本法案では、あえて自助に係る規定を設け、それを強調し、公助、すなわち、社会保障の国の責任を大きく後退させています。社会保障

のため消費税増税を強行しながら、社会保障から逃げ、個人や家族の自助自立に押しつけて

いるように思えてなりません。

高齢化が進み、ひとり暮らしもふえる中で、自

助が衰退していくのは当たり前であり、自助自立が難しい時代だからこそ、そうした流れに沿つた、国民の皆様が安心できる制度改革が求められ

ているのではないでしょうか。

安倍内閣の考える社会保障制度は、高齢者の切り捨てと思えてなりませんが、自助自立を殊のほか強調された理由を御答弁ください。

希望と安心のある長寿社会ビジョンを提示せ

り捨てると思えてなりませんが、自助自立を殊のほか強調された理由を御答弁ください。

希望と安心のある長寿社会ビジョンを提示せ

り捨てると思えてなりませんが、自助自立を殊のほか強調された理由を御答弁ください。

希望と安心のある長寿社会ビジョンを提示せ

り捨てると思えてなりませんが、自助自立を殊のほか強調された理由を御答弁ください。

希望と安心のある長寿社会ビジョンを提示せ

り捨てると思えてなりませんが、自助自立を殊のほか強調された理由を御答弁ください。

希望と安心のある長寿社会ビジョンを提示せ

り捨てると思えてなりませんが、自助自立を殊のほか強調された理由を御答弁ください。

希望と安心のある長寿社会ビジョンを提示せ

り捨てると思えてなりませんが、自助自立を殊のほか強調された理由を御答弁ください。

企業減税と比べると、大きく見劣りがいたします。

ここにも、国民軽視、大企業優先の考えが色濃く反映をいたしています。

このように、安倍内閣は、国家や大企業に対しでは積極的に手を打っていますが、一般国民に対しては、消費税増税と社会保障削減にひたすら邁進しているように思えてなりません。こうした懸念について、安倍内閣としてのお考えをお伺いいたします。

これまで、長年にわたり、社会保障制度改革を審議してきました。社会保障と税の一休改革で

は、社会保障制度改革議論をきちんと進めるといふことが消費税率引き上げの前提となっていました。年金も、抜本的な改革ビジョンが打ち出されてしま

いません。政治や行政の、身を切る努力はどこへ行つてしまつたのでしょうか。

それでいて、消費税増税については確実に進みました。財源に焦点を当てて社会保障制度改革を論じると、日本のような超高齢化社会では、どうしても、消費税増税と社会保障削減という、誰も歓迎しない、後ろ向きの結論しか出できません。

高齢者は自助自立で生きなさいと冷たく突き放すのではなくて、高齢者がいつまでも健康で生きがいを持って社会参加する、そうした長寿社会の実現を目指すべきであると考えます。健康な高齢者的社会参加は、必然的に医療費や介護費用の削減につながるばかりか、高齢者は納税者にもなります。

そのような長寿社会を実現し、支えるための税負担であれば、国民の多くが支持すると考えます。その実現のヒントは、日本に点在する長寿地域にあります。

財政のみに視点を合わせた従来の発想をやめて、高齢者の、健康と、生きがいと、社会参加に視点を合わせた社会改革を目指すべきであると考えます。

これに関する政府の御見解をお伺いいたしましたて、私の質問を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

〔国務大臣田村憲久君登壇〕

○国務大臣（田村憲久君） 青木愛議員からは、三問ほど質問を頂戴しました。

まず、国家と国民との関係についてお尋ねがございました。

安倍内閣では、強い日本をつくるのは、ほかの誰でもなく、私たち自身であると考えております。

急速な少子高齢化が進行する中、世界に誇る我が国の社会保障制度を次世代に安定的に引き渡していくためには、保険料収入や税収の基盤となる、強い経済を取り戻さなければなりません。男性も女性も、老いも若きも、誰にでもチャンスのある、頑張る人が報われる社会を目指すことを基本に、社会保障政策の推進に努めてまいります。

次に、自助自立を強調する理由についてお尋ねがありました。

頑張った人が報われる活力ある社会をつくつていぐためにも、自助自立を第一に、共助と公助を組み合わせ、弱い立場の人にはしっかりと援助の手を差し伸べることが必要と考えております。

法案の中でも自助自立の環境整備を規定したのは、高齢者も、健康で、希望する方は働くことができ、持てる力を最大限發揮できるような社会こそが活力ある長寿社会につながるとの考えに基づくものであり、決して高齢者の切り捨てなどではありません。

もちろん、社会保障の機能強化もあわせて行うことにより、高齢者の方々が安心して暮らすことのできる社会を構築してまいります。

最後の質問は、高齢者の社会参加についてのお尋ねでございました。

人口減少社会の中で、高齢者が、積極的に社会参加、就労、起業など活発に活動し、社会の支え手になつていくことが重要であると考えております。特に団塊の世代が、会社を退職し、地域に戻つてくる中で、介護、生活支援、子育て、農業など、さまざまな分野での活躍の場をつくることが求められています。

このため、体操教室など住民主体の通いの場の充実、高齢者がみずから介護予防教室の担い手となることの支援など、市町村が中心となつた地域づくりを推進し、高齢者が役割を持つて生き生きと活躍できる社会の構築を支援してまいります。

以上でございます。（拍手）

〔国務大臣麻生太郎君登壇〕

○国務大臣（麻生太郎君） 消費税率引き上げ等に対する懸念についてのお尋ねがあつております。

経済の再生を達成するためには、企業収益が改善し、それが個人の所得、そして消費の拡大につながつて、自律的な好循環をつくり上げいく必要があります。

このような観点から、今回の経済政策パッケージにおいては、投資減税、また政労使の連携によ

る賃上げへの取り組み、そして中小企業への投資補助金を含む新たな経済対策など、中小企業にも配慮しつつ、未来への投資として、賃金上昇と雇用拡大などの実現に効果を發揮し、持続的な経済成長につながる施策を盛り込んでおります。

また、消費税率引き上げによる財源は、社会保障の充実、安定化のために使い、国民生活に還元されるものであります。

さらに、消費税率引き上げに伴う個人の負担軽減策として、簡素な給付措置などにより、家計へも十分に配慮しているところであります。

こうしたことから、国民軽視、大企業優遇との指摘は、当たつていないと私は思います。（拍手）

○副議長（赤松広隆君） これにて質疑は終了いたしました。

○副議長（赤松広隆君） 本日は、これにて散会いたします。

午後三時三十二分散会

○副議長（赤松広隆君） 本日は、これにて散会いたしました。

出席国務大臣

財務大臣 麻生 太郎君
厚生労働大臣 田村 憲久君
経済産業大臣 茂木 敏充君
防衛大臣 小野寺五典君
国務大臣 甘利 明君
国務大臣 森 まさこ君

（別紙）
御日程の概要

月	日	曜日
十一月三十日		御
十二月一日		日 程
十一月三日	東 京 御発	
十二月四日	デ リ ー 御着（イ ンド国）	
十二月五日		
十二月六日		
金 木 水 火 日	同地御滞在 チエンナイ 同 地 御発 東 京 御着	

（報告書受領）

一、昨十月三十一日、大滝国立国会図書館長から伊吹議長宛て、平成二十四年度の国立国会図書館の経営及び財政状態についての報告書を受領しました。

(理事補欠選任)

一、去る十月二十九日、常任委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

総務委員会

理事

西銘恒三郎君（理事田中良生君去る九月三十日委員辞任につきその補欠）

理事

柳屋 敬悟君（理事伊藤涉君去る十月十一日委員辞任につきその補欠）

理事

石田 真敏君（理事徳田毅君去る十月十五日委員辞任につきその補欠）

法務委員会

理事

盛山 正仁君（理事若宮健嗣君去る九月三十日委員辞任につきその補欠）

理事

吉野 正芳君（理事奥野信亮君去る九月三十日委員辞任につきその補欠）

理事

大塚 拓君（理事江崎鐵磨君去る十月十五日委員長就任につきその補欠）

理事

階 猛君（理事田嶋要君去る十月二十九日理事辞任につきその補欠）

理事

財務金融委員会

理事

寺田 稔君（理事木原誠二君去る九月三十日委員辞任につきその補欠）

理事

伊東 良孝君（理事山本幸三君去る十月九日委員辞任につきその補欠）

理事

菅原 一秀君（理事伊藤信太郎君去る十月九日委員辞任につきその補欠）

理事

御法川信英君（理事逢沢一郎君去る十月九日委員辞任につきその補欠）

理事

越智 隆雄君（理事竹本直一君去る十月十五日委員辞任につきその補欠）

理事

古本伸一郎君（理事安住淳君去る十月二十九日理事辞任につきその補欠）

理事

竹内 譲君（理事上田勇君去る十月二十九日理事辞任につきその補欠）

理事

齋藤 健君（理事葉梨康弘君去る九月三十日委員辞任につきその補欠）

理事

谷川 弥一君（理事小里泰弘君去る九月三十日委員辞任につきその補欠）

理事

裕君（理事伊藤忠彦君去る九月三十日委員辞任につきその補欠）

理事

森山 裕君（理事佐藤茂樹君去る九月三十日委員辞任につきその補欠）

理事

田中 和徳君（理事北川知克君去る九月三十日委員辞任につきその補欠）

理事

吉野 正仁君（理事富岡勉君去る九月三十日委員辞任につきその補欠）

理事

丹羽 秀樹君（理事永岡桂子君去る九月三十日委員辞任につきその補欠）

理事

吉野 正芳君（理事土屋品子君去る九月三十日委員辞任につきその補欠）

理事

吉田 泉君（理事篠原孝君去る十月九日委員辞任につきその補欠）

理事

稻津 久君（理事浮島智子君去る九月三十日委員辞任につきその補欠）

理事

左藤 章君（理事大塚拓君去る十月十五日委員辞任につきその補欠）

理事

中丸 啓君（理事阪口直人君去る十月十一日委員辞任につきその補欠）

理事

左藤 章君（理事大塚拓君去る十月十五日委員辞任につきその補欠）

理事

北村 茂男君（理事富岡勉君去る九月三十日委員辞任につきその補欠）

理事

あべ 俊子君（理事高鳥修一君去る九月三十日委員辞任につきその補欠）

理事

北村 茂男君（理事西川京子君去る九月三十日委員辞任につきその補欠）

理事

丹羽 雄哉君（理事上川陽子君去る九月三十日委員辞任につきその補欠）

理事

金子 恭之君（理事棚橋泰文君去る九月十五日委員辞任につきその補欠）

理事

橘 慶一郎君（理事平口洋君去る九月三十日委員辞任につきその補欠）

理事

鷲尾英一郎君（理事山際大志郎君去る九月三十日委員辞任につきその補欠）

理事

田嶋 要君（理事近藤洋介君去る十月三十日理事辞任につきその補欠）

理事

城内 実君（理事土屋品子君去る九月三十日委員辞任につきその補欠）

理事

左藤 章君（理事岸信夫君去る九月三十日委員辞任につきその補欠）

理事

上田 勇君（理事佐藤茂樹君去る九月三十日委員辞任につきその補欠）

理事

松本 剛明君（理事山口壯君去る十月九日委員辞任につきその補欠）

理事

佐藤 正夫君（理事田嶋要君去る九月三十日委員辞任につきその補欠）

理事

井林 卍一君（理事山口俊一君去る九月三十日委員辞任につきその補欠）

理事

新谷 正義君（理事井林正義君去る九月三十日委員辞任につきその補欠）

理事

池田 道孝君（理事新谷正義君去る九月三十日委員辞任につきその補欠）

理事

菅家 一郎君（理事池田道孝君去る九月三十日委員辞任につきその補欠）

法務委員

辞任

辞任

青山 周平君（理事菅家一郎君去る九月三十日委員辞任につきその補欠）

辯

大西 英男君（理事青山周平君去る九月三十日委員辞任につきその補欠）

辯

三ツ林裕巳君（理事大西英男君去る九月三十日委員辞任につきその補欠）

辯

菅家 一郎君（理事三ツ林裕巳君去る九月三十日委員辞任につきその補欠）

辯

新谷 正義君（理事菅家一郎君去る九月三十日委員辞任につきその補欠）

辯

田畠 育君（理事新谷正義君去る九月三十日委員辞任につきその補欠）

辯

鷲尾英一郎君（理事田畠育君去る九月三十日委員辞任につきその補欠）

辯

鷲尾英一郎君（理事鷲尾英一郎君去る九月三十日委員辞任につきその補欠）

辯

福田 昭夫君（理事鷲尾英一郎君去る九月三十日委員辞任につきその補欠）

(常任委員辭任及び補欠選任)

理事

田嶋 要君（理事近藤洋介君去る十月三十日理事辞任につきその補欠）

理事

城内 実君（理事若井康彦君去る十月三十日理事辞任につきその補欠）

理事

左藤 章君（理事岸信夫君去る十月三十日委員辞任につきその補欠）

理事

上田 勇君（理事佐藤茂樹君去る十月三十日委員辞任につきその補欠）

理事

松本 剛明君（理事山口壯君去る十月九日委員辞任につきその補欠）

理事

佐藤 正夫君（理事田嶋要君去る九月三十日委員辞任につきその補欠）

理事

井林 卍一君（理事山口俊一君去る九月三十日委員辞任につきその補欠）

辯

新谷 正義君（理事井林正義君去る九月三十日委員辞任につきその補欠）

辯

池田 道孝君（理事新谷正義君去る九月三十日委員辞任につきその補欠）

辯

菅家 一郎君（理事池田道孝君去る九月三十日委員辞任につきその補欠）

辯

大西 英男君（理事菅家一郎君去る九月三十日委員辞任につきその補欠）

辯

三ツ林裕巳君（理事大西英男君去る九月三十日委員辞任につきその補欠）

辯

菅家 一郎君（理事三ツ林裕巳君去る九月三十日委員辞任につきその補欠）

辯

新谷 正義君（理事菅家一郎君去る九月三十日委員辞任につきその補欠）

辯

田畠 育君（理事新谷正義君去る九月三十日委員辞任につきその補欠）

辯

鷲尾英一郎君（理事田畠育君去る九月三十日委員辞任につきその補欠）

辯

鷲尾英一郎君（理事鷲尾英一郎君去る九月三十日委員辞任につきその補欠）

辯

福田 昭夫君（理事鷲尾英一郎君去る九月三十日委員辞任につきその補欠）

辯

古本伸一郎君（理事山際大志郎君去る九月三十日委員辞任につきその補欠）

農林水産委員会

理事

齋藤 健君（理事葉梨康弘君去る九月三十日委員辞任につきその補欠）

理事

谷川 弥一君（理事小里泰弘君去る九月三十日委員辞任につきその補欠）

理事

裕君（理事伊藤忠彦君去る九月三十日委員辞任につきその補欠）

理事

田嶋 育君（理事平口洋君去る九月三十日委員辞任につきその補欠）

理事

鷲尾英一郎君（理事鷲尾英一郎君去る九月三十日委員辞任につきその補欠）

農林水産委員会

理事

鷲尾英一郎君（理事鷲尾英一郎君去る九月三十日委員辞任につきその補欠）

(常任委員辭任及び補欠選任)

理事

近藤 洋介君（理事若井康彦君去る十月三十日理事辞任につきその補欠）

理事

城内 実君（理事土屋品子君去る九月三十日委員辞任につきその補欠）

理事

左藤 章君（理事岸信夫君去る九月三十日委員辞任につきその補欠）

理事

上田 勇君（理事佐藤茂樹君去る九月三十日委員辞任につきその補欠）

理事

松本 剛明君（理事山口壯君去る十月九日委員辞任につきその補欠）

理事

佐藤 正夫君（理事田嶋要君去る九月三十日委員辞任につきその補欠）

辯

新谷 正義君（理事新谷正義君去る九月三十日委員辞任につきその補欠）

辯

池田 道孝君（理事新谷正義君去る九月三十日委員辞任につきその補欠）

辯

菅家 一郎君（理事池田道孝君去る九月三十日委員辞任につきその補欠）

辯

大西 英男君（理事菅家一郎君去る九月三十日委員辞任につきその補欠）

辯

三ツ林裕巳君（理事大西英男君去る九月三十日委員辞任につきその補欠）

辯

菅家 一郎君（理事三ツ林裕巳君去る九月三十日委員辞任につきその補欠）

辯

新谷 正義君（理事菅家一郎君去る九月三十日委員辞任につきその補欠）

辯

田畠 育君（理事新谷正義君去る九月三十日委員辞任につきその補欠）

辯

鷲尾英一郎君（理事田畠育君去る九月三十日委員辞任につきその補欠）

辯

鷲尾英一郎君（理事鷲尾英一郎君去る九月三十日委員辞任につきその補欠）

辯

福田 昭夫君（理事鷲尾英一郎君去る九月三十日委員辞任につきその補欠）

辯

古本伸一郎君（理事山際大志郎君去る九月三十日委員辞任につきその補欠）

経済産業委員会

理事

山際大志郎君（理事石原宏高君去る九月三十日委員辞任につきその補欠）

理事

昭夫君（理事山際大志郎君去る九月三十日委員辞任につきその補欠）</div

官報(号外)

消費者問題に関する特別委員

辞任

六見 陽一君
金子 恵美君
武井 俊輔君
堀内 詔子君
宮崎 謙介君青山 周平君
斎藤 洋明君
國場 幸之助君
吉川 起君
小松 裕君藤井比早之君
福山 守君
中谷 真一君
山之内 豊夫君
東国原英夫君宮崎 政久君
熊田 裕通君
宮崎 謙介君一、去る十月三十日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
海賊多発海域における日本船舶の警備に関する法律案(内閣提出第一六号)
独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律案(内閣提出第四号)
特別措置法案(内閣提出第六号)

補欠

吉川 起君
星野 剛士君
長島 昭久君
山田 宏君
大岡 敏孝君青山 周平君
大野敬太郎君
八木 哲也君
秋本 真利君
比嘉奈津美君環境委員会 付託
財務金融委員会 付託
文部科学委員会 付託

国土交通委員会 付託

二、去る十月三十日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律案(内閣提出第八号)
農林水産委員会 付託
産業競争力強化法案(内閣提出第三号)

官報(号外)

国家安全保障に関する特別委員

辞任

吉川 幸之助君
岩田 和親君
福山 守君
大岡 敏孝君
菅野さちこ君
斎藤 洋明君
島田 佳和君青山 周平君
小田原 潔君
大岡 敏孝君
菅野さちこ君
福山 守君
岩田 和親君
島田 佳和君藤井比早之君
福山 守君
中谷 真一君
山之内 豊夫君
東国原英夫君

文部科学委員会 付託

一、去る十月三十日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律案(金子一義君外六名提出)(議案提出)
一、去る十月三十日、議員から提出した議案は次のとおりである。
特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律案(金子一義君外六名提出)(議案送付)
一、昨十月三十一日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律案(金子一義君外六名提出)

(調査要求承認)
一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る十月二十九日いすれもこれを承認した。一、去る十月二十九日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律案(内閣提出第八号)
農林水産委員会 付託
産業競争力強化法案(内閣提出第三号)木内 均君
工藤 彰三君
藤井比早之君六見 陽一君
金子 恵美君
武井 俊輔君
堀内 詔子君
宮崎 謙介君青山 周平君
大串 正樹君
門山 宏哲君
島中 光成君
長島 昭久君
山田 宏君
島中 宏哲君
門山 宏哲君
工藤 彰三君
木内 均君(議案付託)
一、去る十月二十九日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律案(内閣提出第八号)
農林水産委員会 付託
産業競争力強化法案(内閣提出第三号)(調査要求承認)
一、調査する事項
二、行政機構及びその運営に関する事項
三、公務員の制度及び給与並びに恩給に関する事項

経済産業委員会 付託

官 報 (号外)

三、地方自治及び地方税財政に関する事項		議院規則第九十四条により承認を求める。
四、情報通信及び電波に関する事項		平成二十五年十月二十九日
五、郵政事業に関する事項		法務委員長 江崎 鐵磨
六、消防に関する事項		衆議院議長 伊吹 文明殿
二、調査の目的		右各事項について実情を調査し、その運営を適正ならしめるため
三、調査の方法		小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
四、調査の期間		平成二十五年十月二十九日
本会期中		右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。
五、調査する事項		國政調査承認要求書
一、財政に関する事項		一、農林水産関係の基本施策に関する事項
二、税制に関する事項		二、食料の安定供給に関する事項
三、関税に関する事項		三、農林水産業の発展に関する事項
四、外国為替に関する事項		四、農林漁業者の福祉に関する事項
五、国有財産に関する事項		五、農山漁村の振興に関する事項
六、たばこ事業及び塩事業に関する事項		
七、印刷事業に関する事項		
八、造幣事業に関する事項		
九、金融に関する事項		
十、証券取引に関する事項		
二、調査の目的		
右各事項について実情を調査し、運営を適正ならしめるため		
三、調査の方法		小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
四、調査の期間		平成二十五年十月二十九日
本会期中		右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。
五、調査する事項		國政調査承認要求書
一、環境の基本施策に関する事項		一、環境の安全保障に関する事項
二、地球温暖化の防止及び低炭素社会の構築に関する事項		二、国の安全保障における防衛等の実情を調査し、その対策を樹立するため
三、循環型社会の形成に関する事項		三、小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
四、公害の防止及び健康被害の救済に関する事項		四、調査の期間
五、原子力の規制に関する事項		本会期中
六、原生生物の保護及び生物多様性の確保に関する事項		右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。
七、公害紛争の処理に関する事項		衆議院議長 伊吹 文明殿
四、調査の期間		平成二十五年十月二十九日
本会期中		安全保障委員長 江渡 聰徳
右によって国政に関する調査を致したいから衆		

一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る十月三十日いすれもこれを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、内閣の重要な政策に関する事項

二、衆典及び公式制度に関する事項

三、男女共同参画社会の形成の促進に関する事項

事項

四、国民生活の安定及び向上に関する事項

五、警察に関する事項

二、調査の目的
右各事項について実情を調査し、その適正を期する等のため三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等四、調査の期間
本会期中右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。
平成二十五年十月三十日

内閣委員長 柴山 昌彦

衆議院議長 伊吹 文明殿

一、調査する事項
国際情勢に関する事項二、調査の目的
国際情勢その他の外交関係事項を研究調査し、わが国外交政策の樹立に資するため
三、調査の方法
関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等四、調査の期間
本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成二十五年十月三十日

外務委員長 鈴木 俊一
衆議院議長 伊吹 文明殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項
文部科学行政の基本施策に関する事項

二、生涯学習に関する事項

三、学校教育に関する事項

四、科学技術及び学術の振興に関する事項

五、科学技術の研究開発に関する事項

六、文化・スポーツ振興及び青少年に関する事項

三、調査の目的
右各事項の実情を調査し、その対策を樹立するため四、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等四、調査の期間
本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成二十五年十月三十日

厚生労働委員長 後藤 茂之
衆議院議長 伊吹 文明殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項
経済産業の基本施策に関する事項

二、資源エネルギーに関する事項

三、特許に関する事項

四、中小企業に関する事項

五、私的独占の禁止及び公正取引に関する事項

六、鉱業等に係る土地利用の調整に関する事項

三、調査の目的
経済産業の実情を調査し、その発展に関する対策を樹立するため四、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等四、調査の期間
本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成二十五年十月三十日

厚生労働委員長 小渕 優子
衆議院議長 伊吹 文明殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項
経済産業の基本施策に関する事項

二、資源エネルギーに関する事項

三、特許に関する事項

四、中小企業に関する事項

五、私的独占の禁止及び公正取引に関する事項

六、鉱業等に係る土地利用の調整に関する事項

三、調査の目的
経済産業の実情を調査し、その発展に関する対策を樹立するため四、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等四、調査の期間
本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成二十五年十月三十日

文部科学委員長 小渕 優子
衆議院議長 伊吹 文明殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項
労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する事項二、調査の目的
右各事項について実情を調査し、対策を樹立するため三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等四、調査の期間
本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成二十五年十月三十日

経済産業委員長 富田 茂之
衆議院議長 伊吹 文明殿

(質問書提出)

一、去る十月三十日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

二〇一〇年九月に尖閣諸島沖で発生した衝突事件に係る元内閣官房長官の発言等に関する質問主意書(鈴木貴子君提出)

三、外國の情報機関による盗聴に対する安倍晋三内閣の認識等に関する質問主意書(鈴木貴子君提出)

四、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の競技会場等に木材を使用する事に関する質問主意書(柿沢未途君提出)

五、昨十月三十一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

六、労働者性が認められる者の労働基準法等による保護および企業の社会保険の加入・保険料納付義務に関する質問主意書(青柳陽一郎君提出)

七、雇用保険給付およびハローワークの役割に関する質問主意書(青柳陽一郎君提出)

八、訪問診療の推進における適正な診療報酬および往療費の支払いに関する質問主意書(青柳陽一郎君提出)

九、一九九三年に明治神宮外苑競技場(現国立競技場)に建立された「出陣学徒壮行の地」記念碑に

求に対し、議長は去る十月三十日いすれもこれを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、内閣の重要な政策に関する事項

二、衆典及び公式制度に関する事項

三、男女共同参画社会の形成の促進に関する事項

事項

四、国民生活の安定及び向上に関する事項

五、警察に関する事項

二、調査の目的
右各事項について実情を調査し、その適正を期する等のため三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等四、調査の期間
本会期中

二、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する事項

三、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する事項

二、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する事項

三、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する事項

四、調査の期間
本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

議院規則第九十四条により承認を求める。

平成二十五年十月三十日

経済産業委員長 富田 茂之
衆議院議長 伊吹 文明殿

(質問書提出)

一、去る十月三十日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

二〇一〇年九月に尖閣諸島沖で発生した衝突事件に係る元内閣官房長官の発言等に関する質問主意書(鈴木貴子君提出)

三、外國の情報機関による盗聴に対する安倍晋三内閣の認識等に関する質問主意書(鈴木貴子君提出)

四、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の競技会場等に木材を使用する事に関する質問主意書(柿沢未途君提出)

五、昨十月三十一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

六、労働者性が認められる者の労働基準法等による保護および企業の社会保険の加入・保険料納付義務に関する質問主意書(青柳陽一郎君提出)

七、雇用保険給付およびハローワークの役割に関する質問主意書(青柳陽一郎君提出)

八、訪問診療の推進における適正な診療報酬および往療費の支払いに関する質問主意書(青柳陽一郎君提出)

九、一九九三年に明治神宮外苑競技場(現国立競技場)に建立された「出陣学徒壮行の地」記念碑に

<p>(答弁書受領)</p> <p>一、去る十月二十九日、内閣から次の答弁書を受領した。</p> <p>衆議院議員鈴木貴子君提出北方四島への邦人の入域に係る閣議了解に関する質問に対する答弁書</p> <p>衆議院議員鈴木貴子君提出北方領土における日口共同経済活動に対する安倍晋三内閣の見解に関する質問に対する答弁書</p> <p>衆議院議員鈴木貴子君提出北方四島への邦人の入域に係る閣議了解に関する質問主意書</p> <p>平成二十五年十月十八日提出</p> <p>質問 第一五号</p> <p>北方四島への邦人の入域に係る閣議了解に関する質問主意書</p> <p>平成二十五年十月十八日提出</p> <p>質問 第一五号</p> <p>北方四島への邦人の入域に係る閣議了解に関する質問主意書</p> <p>平成二十五年十月十八日提出</p> <p>質問 第一五号</p> <p>北方四島への邦人の入域に係る閣議了解に関する質問主意書</p> <p>平成二十五年十月十八日提出</p> <p>質問 第一六号</p> <p>北方四島における日口共同経済活動に対する質問に対する答弁書</p> <p>(別紙)</p> <p>二 政府、特に外務省として、一の事例に対してもどのような対応を取つてきているか。</p> <p>三 「閣議了解」は既に形骸化し、邦人がロシア政府により発給されたビザを受けて北方四島に入域することを抑止するものとは、既になつていないのでないか。外務省の見解如何。</p> <p>四 「閣議了解」は、そもそも「北方領土問題は存</p>	
<p>在しない」というスタンスをとり続けていた旧ソ連時代に最初に決定されたものであるが、ソ連の後継国であるロシアは、自由と民主主義という基本的価値観を我が国と共有する国家である。北方領土問題の存在を認め、その後様々な声明、文書でも明確にそのことが担保されている。このことを鑑みる時、我が国として、ソ連に対するものと同様の認識の「閣議了解」を、今問題を解決する旨、両国の最高首脳が合意しているが、同省が行つてゐる情報収集の内容等について具体的にお答えすることは、今後の情報収集等に支障を來すおそれがあることから、差し控えたい。</p> <p>三から五までについて</p> <p>政府としては、あたかも北方四島に対するロシア連邦の管轄権を前提にしたかのごとき形で、北方四島における日口共同経済活動に対する質問に対する答弁書</p> <p>二〇一一年二月十一日、モスクワを訪問した当時の前原誠司外務大臣は、ロシアのラブロフ外務大臣と会談した際、我が国の主権を害さない形で、北方四島における日口両国による共同経済活動(以下、「経済協力」という)を行うことを、ラブロフ大臣に提唱をした。その後、その実現方に向け、我が国外務省職員を督励する旨の発言もされていた。</p> <p>右を踏まえ、以下質問する。</p> <p>一 ロシア政府は二〇〇七年来、「南クリル社会経済開発計画」に基づいて、毎年猛烈な勢いで北方四島におけるインフラ整備等を進めている。安倍晋三内閣総理大臣として、同計画開始後、インフラ整備状況等、北方四島の経済状況がどのように変化してきているかを正確に把握しているか。</p>	
<p>内閣衆質一八五第一五号</p> <p>平成二十五年十月二十九日</p> <p>内閣総理大臣臨時代理 国務大臣 麻生 太郎 衆議院議長 伊吹 文明殿</p> <p>衆議院議員鈴木貴子君提出北方四島への邦人の入域に係る閣議了解に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。</p>	
<p>については、北方領土問題の解決までの間、これを行わないよう、国民の理解と協力を要請しております。これまで基本的に理解と協力を得られており、これまで認識している。政府としては、今後とも、御指摘の閣議了解の周知徹底に努めていく所存である。</p>	

一 現在北方四島において、ロシアによる実効支配が強化され、四島の「非日本化」が年々進み、我が国のプレゼンスは低下する一方であると考えるが、安倍総理の見解如何。

三 「北方四島における経済協力」は、北方領土の「非日本化」が進み、ロシアによる実効支配が強化されている現状を変え、我が国の存在感を示していく上で大いに有効であると考えるが、「北方四島における経済協力」に対する安倍晋三内閣総理大臣の見解如何。

四 平成十年二月に日ロ間で、北方四島周辺水域における日本漁船の操業枠組みに関する協定、いわゆる安全操業協定が締結されたが、右は日ロ間の係争地域である北方四島の周辺海域において、両国の主権をいわば棚上げにする形で、日本人がロシアの海域で魚を獲れるようにしたものである。海で出来ることは陸でも実現可能であると考える。「北方四島における経済協力」実現に向け、安倍総理として我が国外務省のロシア担当者を激励し、積極的に動く考えはあるか。安倍総理の見解如何。

右質問する。

内閣衆質一八五第一六号

平成二十五年十月二十九日

内閣総理大臣臨時代理

國務大臣 麻生 太郎

衆議院議長 伊吹 文明殿

衆議院議員鈴木貴子君提出北方領土における日ロ共同経済活動に対する安倍晋三内閣の見解に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木貴子君提出北方領土における日ロ共同経済活動に対する安倍晋三内閣の見解に関する質問に対する答弁書

一について

ロシア連邦政府が承認した「二千七年から二千十五年までのクリル諸島(サハリン州)社会・経済発展」連邦特別プログラムの内容等については承知しているが、お尋ねの点も含め、政府

が行つてある情報収集の内容等について具体的にお尋ねすることは、対外的な関係において我

が国が不利益を被るおそれがあるため、差し控えたい。

二について
お尋ねについては、ロシア側において北方四島のいわゆる「非日本化」を進める動きがあると認識している。

三及び四について
北方四島における共同経済活動については、我が国の法的立場を害さないという前提で議論することとしているが、お尋ねについては、ロ

シア側との今後の調整次第であり、現時点でお答えすることは困難である。ロシア側は、北方四島における共同経済活動について、ロシア法

令に基づいて実現されるしかるべき経済プロ

ジェクトはロシア側により歓迎されるとの立場に立つ旨を対外的に公表していると認識してい

る。

消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案	
右	第三章 特定適格消費者団体
国会に提出する。	第一節 特定適格消費者団体の認定等(第六十五条—第七十四条)
平成二十五年四月十九日	第四章 監督(第八十五条—第八十七条)
内閣総理大臣 安倍 晋三	第二節 被害回復関係業務等(第七十五条—第八十六条)
第一章 総則(第一条・第二条)	第三節 第八十四条)
第二章 被害回復裁判手続	第四章 償則(第八十八条—第九十九条)
第一節 共通義務確認訴訟に係る民事訴訟手続の特例(第三十三条・第十一一条)	附則
第二節 対象債権の確定手続	第一章 総則
第一款 簡易確定手続	(目的)
第二目 通則(第十二条・第十三条)	第一条 この法律は、消費者契約に関して相当多数の消費者に生じた財産的被害について、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差により消費者が自らその回復を図ることには困難を伴う場合があることに鑑み、その財産的被害を集団的に回復するため、特定適格消費者団体が被害回復裁判手続を行なうこと
第二目 簡易確定手続の開始(第十四条)	ができることとすることにより、消費者の利益の擁護を図り、もつて国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。
第三目 簡易確定手続申立団体による通知及び公告等(第二十五条—第二十四条)	(定義)
第四目 対象債権の確定(第三十条—第十九条)	第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
第五目 費用の負担(第四十八条・第四十九条)	一 消費者 個人・事業を行う場合におけるもの(除く。)をいう。
第六目 補則(第五十条・第五十一条)	二 事業者 法人その他の社団又は財團及び事業を行う場合における個人をいう。
第一款 異議後の訴訟に係る民事訴訟手続の特例(第五十二条—第五十五条)	三 消費者契約 消費者と事業者との間で締結される契約(労働契約を除く。)をいう。
第三節 特定適格消費者団体のする仮差押え(第五十六条—第五十九条)	四 共通義務確認の訴え 消費者契約に関する

第四節 捕則(第六十条—第六十四条)	第三章 特定適格消費者団体
第一節 特定適格消費者団体の認定等(第六十五条—第七十四条)	第一節 特定適格消費者団体の認定等(第六十五条—第七十四条)
第二節 被害回復関係業務等(第七十五条—第八十六条)	第二節 被害回復関係業務等(第七十五条—第八十六条)
第三節 第八十四条)	第三節 第八十四条)
第四章 償則(第八十八条—第九十九条)	第四章 償則(第八十八条—第九十九条)
附則	附則
第一章 総則	第一章 総則
(目的)	(目的)
第一条 この法律は、消費者契約に関して相当多数の消費者に生じた財産的被害について、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差により消費者が自らその回復を図ることには困難を伴う場合があることに鑑み、その財産的被害を集団的に回復するため、特定適格消費者団体が被害回復裁判手続を行なうこと	第一条 この法律は、消費者契約に関して相当多数の消費者に生じた財産的被害について、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差により消費者が自らその回復を図ることには困難を伴う場合があることに鑑み、その財産的被害を集団的に回復するため、特定適格消費者団体が被害回復裁判手続を行なうこと
ができることとすることにより、消費者の利益の擁護を図り、もつて国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。	ができることとすることにより、消費者の利益の擁護を図り、もつて国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。
(定義)	(定義)
第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一 消費者 個人・事業を行う場合におけるもの(除く。)をいう。	一 消費者 個人・事業を行う場合におけるもの(除く。)をいう。
二 事業者 法人その他の社団又は財團及び事業を行う場合における個人をいう。	二 事業者 法人その他の社団又は財團及び事業を行う場合における個人をいう。
三 消費者契約 消費者と事業者との間で締結される契約(労働契約を除く。)をいう。	三 消費者契約 消費者と事業者との間で締結される契約(労働契約を除く。)をいう。
四 共通義務確認の訴え 消費者契約に関する	四 共通義務確認の訴え 消費者契約に関する

四 共通義務確認の訴え 消費者契約に関する	第三章 特定適格消費者団体
第一節 特定適格消費者団体の認定等(第六十五条—第七十四条)	第一節 特定適格消費者団体の認定等(第六十五条—第七十四条)
第二節 被害回復関係業務等(第七十五条—第八十六条)	第二節 被害回復関係業務等(第七十五条—第八十六条)
第三節 第八十四条)	第三節 第八十四条)
第四章 償則(第八十八条—第九十九条)	第四章 償則(第八十八条—第九十九条)
附則	附則
第一章 総則	第一章 総則
(目的)	(目的)
第一条 この法律は、消費者契約に関して相当多数の消費者に生じた財産的被害について、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差により消費者が自らその回復を図ることには困難を伴う場合があることに鑑み、その財産的被害を集団的に回復するため、特定適格消費者団体が被害回復裁判手続を行なうこと	第一条 この法律は、消費者契約に関して相当多数の消費者に生じた財産的被害について、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差により消費者が自らその回復を図ることには困難を伴う場合があることに鑑み、その財産的被害を集団的に回復するため、特定適格消費者団体が被害回復裁判手続を行なうこと
ができることとすることにより、消費者の利益の擁護を図り、もつて国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。	ができることとすることにより、消費者の利益の擁護を図り、もつて国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。
(定義)	(定義)
第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一 消費者 個人・事業を行う場合におけるもの(除く。)をいう。	一 消費者 個人・事業を行う場合におけるもの(除く。)をいう。
二 事業者 法人その他の社団又は財團及び事業を行う場合における個人をいう。	二 事業者 法人その他の社団又は財團及び事業を行う場合における個人をいう。
三 消費者契約 消費者と事業者との間で締結される契約(労働契約を除く。)をいう。	三 消費者契約 消費者と事業者との間で締結される契約(労働契約を除く。)をいう。
四 共通義務確認の訴え 消費者契約に関する	四 共通義務確認の訴え 消費者契約に関する

相当多数の消費者に生じた財産的被害について、事業者が、これらの消費者に対し、これらの消費者に共通する事実上及び法律上の原因に基づき、個々の消費者の事情によりその金銭の支払請求に理由がない場合を除いて、金銭を支払う義務を負うべきことの確認を求める訴えをいう。

三十三条第一項、第三十四条第一項、第三十五条第一項、第三十八条第一項、第九十条第一項及び第一百五十七条第一項の訴えに係る訴訟手続(第六十一条第一項第三号において「民事執行に係る訴訟手続」という。)を含む。)及び特定適格消費者団体が取得する可能性のある債務名義に係る対象債権の実現を保全するための反差押えの手続(民

2

二 不当利得に係る請求

三 契約上の債務の不履行による損害賠償の請求

四 珐疵担保責任に基づく損害賠償の請求

五 不法行為に基づく損害賠償の請求(民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定によるものに限る。)

六 次に掲げる損害については、前項第三号から

六 精神上の苦痛を受けたことによる損害
害

次の各号に掲げる請求に係る金銭の支払義務についての共通義務確認の訴えについては、当該各号に定める者を被告とする。

一 第一項第一号から第四号までに掲げる請求
求 消費者契約の相手方である事業者

二 第一項第五号に掲げる請求 消費者契約の

られた事業者に対する金銭の支払請求権であつて、前号に規定する義務に係るものをいう。

七 簡易確定手続 う。
共通義務確認の訴えに係る

訴訟（以下「共通義務確認訴訟」という。）の結果を前提として、この法律の規定による裁判所に対する債権届出に基づき、相手方が認否をし、その認否を争う旨の申出がない場合は、その認否により、その認否を争う旨の申出がある場合は裁判所の決定により、対象債権の存否及び内容を確定する裁判手続をいう。

八 異議後の訴訟 簡易確定手続における対象
債権の存否及び内容を確定する決定(以下「簡
易確定決定」という。)に対して適法な異議の
申立てがあつた後の当該請求に係る訴訟をい

九 割合回復裁判手続 次に掲げる手続をいう。

イ 共通義務確認訴訟の手続、簡易確定手続

ロ 特定適格消費者団体が対象債権に関する
及び異議後の訴訟の手続

(民事執行法(昭和五十四年法律第四号)第

第三条 特定適格消費者団体は、事業者が消費者

第二章 被害回復裁判手続

第一節 共通義務確認訴訟に係る民事訴訟

法律第六十一号)第二条第四項に規定する適格消費者団体(消費者契約法平成十二年十五条の定めるところにより内閣総理大臣の認定を受けた者をいう。以下同じ。)として第六

条第一項第一号において「仮差押えの執行に係る訴訟手続」という。)を含む。)

事保全法(平成元年法律第九十一号)第四十
六条において準用する民事執行法第三十三
条第一項、第三十四条第一項及び第三十八
条第一項の訴えに係る訴訟手続(第六十一

三　契約上の債務の不履行　消費者契約の目的となる役務の瑕疵又は不法行為により、消費者契約による製造、加工、修理、運搬又は保管に係る物品その他の消費者契約の目的となる役務の対象となつたもの以外の財産が滅失し、又は損傷したことによる損害

四　消費者契約の目的となる役務の提供があるとすれば当該役務を利用すること又は当該役務の対象となつたものを処分し、若しくは使用することにより得るはずであつた利益を喪失したことによる損害

五　人の生命又は身体を害されたことによる損害

第五号までに掲げる請求に係る金銭の支払義務についての共通義務確認の訴えを提起すること
ができない。

一 契約上の債務の不履行、物品、権利その他
の消費者契約の目的となるもの（役務を除
く。以下この号及び次号において同じ。）の瑕
疵又は不法行為により、消費者契約の目的と
なるもの以外の財産が滅失し、又は損傷した
ことによる損害

二 消費者契約の目的となるものの提供がある
とすればその処分又は使用により得るはずで
あつた利益を喪失したことによる損害

(訴訟の目的の併置)

第四条 共通義務確認の訴えは、訴訟の目的の価額の算定については、財産権上の請求でない請求に係る訴えとみなす。

(訴状の記載事項)

第五条 共通義務確認の訴えの訴状には、対象債権及び対象消費者の範囲を記載して、請求の趣旨及び原因を特定しなければならない。

(管轄及び移送)

第六条 共通義務確認訴訟については、民事訴訟法(平成八年法律第二百九号)第五条(第五号に係る部分を除く。)の規定は、適用しない。

平成二十五年十一月一日 衆議院会議録第六号

消費者の財産的被害の集團的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案及び同報告書

<p>2 次の各号に掲げる請求に係る金銭の支払義務についての共通義務確認の訴えは、当該各号に定める地を管轄する地方裁判所にも提起することができる。</p> <p>一 第三条第一項第一号から第四号までに掲げる請求 義務履行地</p> <p>二 第三条第一項第五号に掲げる請求 不法行為があつた地</p>	
<p>3 対象消費者の数が五百人以上であると見込まれるときは、民事訴訟法第四条第一項若しくは第五条第五号又は前項の規定による管轄裁判所の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所にも、共通義務確認の訴えを提起することができる。</p> <p>4 対象消費者の数が千人以上であると見込まれるときは、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所にも、共通義務確認の訴えを提起することができる。</p> <p>5 民事訴訟法第四条第一項、第五条第五号、第十一条第一項若しくは第十二条又は前三項の規定により二以上の地方裁判所が管轄権を有するときは、共通義務確認の訴えは、先に訴えの提起があつた地方裁判所が管轄する。ただし、その地方裁判所は、著しい損害又は遅滞を避けるため必要があると認めるときは、申立てにより又は職権で、当該共通義務確認の訴えに係る訴訟の全部又は一部を他の管轄裁判所に移送することができる。</p> <p>6 裁判所は、共通義務確認訴訟がその管轄に属する場合においても、他の裁判所に事實上及び法律上同種の原因に基づく請求を目的とする共通義務確認訴訟が係属している場合において、</p>	
<p>当事者の住所又は所在地、尋問を受けるべき証人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮して相当と認めるときは、申立てにより一部について、当該他の裁判所に移送することができる。</p> <p>又は職権で、当該共通義務確認訴訟の全部又は一部について、当該他の裁判所に移送することができる。</p> <p>(弁論等の必要的併合)</p>	
<p>第七条 請求の内容及び相手方が同一である共通義務確認訴訟が数個同時に係属するときは、その旨の弁論及び裁判は、併合してしなければならない。</p>	
<p>2 前項に規定する場合には、当事者は、その旨を裁判所に申し出なければならない。</p> <p>(補助参加の禁止)</p>	
<p>第八条 消費者は、民事訴訟法第四十二条の規定にかかわらず、共通義務確認訴訟の結果について利害関係を有する場合であつても、特定適格消費者団体を補助するため、その共通義務確認訴訟に参加することができない。</p> <p>(確定判決の効力が及ぶ者の範囲)</p>	
<p>第九条 共通義務確認訴訟の確定判決は、民事訴訟法第一百五十五条第一項の規定にかかわらず、当該共通義務確認訴訟の当事者以外の特定適格消費者団体の申立てにより、当該判決が確定した時又は請求の認諾によって当該共通義務確認訴訟が終了した時に当事者であつた特定適格消費者団体(第八十七条第二項の規定による指定があつた場合には、その指定を受けた特定適格消費者団体)の申立てにより、当該判決が確定した時又は請求の認諾によって当該共通義務確認訴訟が終了した時に当事者であつた事業者を相手方とした場合には、その指定を受けた特定適格消費者団体の責めに帰することができない事由により前項の期間を遵守することができなかつた場合は、その事由が消滅した後二週間以内に限り、簡易確定手続開始の申立てをすることができる。</p> <p>(共通義務確認訴訟における和解)</p>	
<p>第十条 特定適格消費者団体は、共通義務確認訴訟において、当該共通義務確認訴訟の目的である第二条第四号に規定する義務の存否について和解をすることができる。</p>	
<p>2 前項の規定により口頭弁論をしない場合には、裁判所は、当事者を審尋することができる。</p> <p>第二目 簡易確定手続の開始</p> <p>(簡易確定手続開始の申立期間)</p>	
<p>第十五条 簡易確定手続開始の申立ては、共通義務確認訴訟における請求を認容する判決が確定した日又は請求の認諾によつて共通義務確認訴訟が終了した日(第八十七条第二項の規定による指定があつた場合には、その指定を受けた日)から一月の不变期間内にしなければならない。</p> <p>(簡易確定手続開始の申立てをしなければならない)</p>	
<p>2 前条の規定により簡易確定手続開始の申立てをしなければならない特定適格消費者団体がその責めに歸することができない事由により前項の期間を遵守することができなかつた場合は、その事由が消滅した後二週間以内に限り、簡易確定手続開始の申立てをすることができる。</p> <p>(簡易確定手続開始の申立ての方式)</p>	
<p>第十六条 簡易確定手続開始の申立ては、最高裁判所規則で定める事項を記載した書面でしなければならない。</p> <p>(費用の予納)</p>	
<p>第十七条 簡易確定手続開始の申立てをするときには、申立てをする特定適格消費者団体は、第二十二条第一項の規定による公告及び同条第二項</p>	

の規定による通知に要する費用として裁判所の定める金額を予納しなければならない。
(簡易確定手続開始の申立ての取下げ)
第十八条 簡易確定手続開始の申立ては、裁判所の許可を得なければ、取り下げができる。

2 民事訴訟法第二百六十一條第三項及び第二百六十二条第一項の規定は、前項の規定による申立ての取下げについて準用する。

(簡易確定手続開始決定)

第十九条 裁判所は、簡易確定手続開始の申立てがあつた場合には、当該申立てが不適法であると認めるとき又は第十七条に規定する費用の予納がないときを除き、簡易確定手続開始の決定（以下「簡易確定手続開始決定」という。）をする。

2 簡易確定手続開始の申立てを却下する決定に対する抗告をすることができる。

(簡易確定手続開始決定の方式)

第二十条 簡易確定手続開始決定は、対象債権及び対象消費者の範囲を記載した決定書を作成してしなければならない。

(簡易確定手続開始決定と同時に定めるべき事項)

第二十一条 裁判所は、簡易確定手続開始決定と同時に、当該簡易確定手続開始決定に係る簡易確定手続開始の申立てをした特定適格消費者団体（第八十七条第一項の規定による指定がある場合には、その指定を受けた特定適格消費者団体。以下「簡易確定手続申立団体」という。）が第三十条第二項に規定する債権届出をすべき期

間（以下「届出期間」という。）及びその債権届出に對して簡易確定手続の相手方（以下この款において単に「相手方」という。）が認否をすべき期間（以下「認否期間」という。）を定めなければならぬ。

(簡易確定手続開始の公表等)

第二十二条 裁判所は、簡易確定手続開始決定をしたときは、直ちに、官報に掲載して次に掲げる事項を公告しなければならない。

一 簡易確定手続開始決定の主文

二 対象債権及び対象消費者の範囲

三 簡易確定手続申立団体の名称及び住所

四 届出期間及び認否期間

(重複する簡易確定手続開始の申立ての禁止)

第二十三条 簡易確定手続開始決定がされた事件については、特定適格消費者団体は、更に簡易確定手続開始の申立てをすることができない。

(届出期間又は認否期間の伸長)

第二十四条 裁判所は、必要があると認めるときは、申立てにより又は職権で、届出期間又は認否期間の伸長の決定をすることができる。

(簡易確定手続開始決定と同時に定めるべき事項)

第二十五条 簡易確定手続申立団体は、正当な理由がある場合を除き、届出期間の末日の一月前までに、知れている対象消費者に対し、次に掲げる事項を書面又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。）であつて内閣府令で定めるものにより通知しなければならない。

一 被害回復裁判手続の概要及び事案の内容

二 共通義務確認訴訟の確定判決の内容（請求の認諾がされた場合には、その内容）

三 対象債権及び対象消費者の範囲

四 簡易確定手続申立団体の名称及び住所

五 簡易確定手続申立団体が支払を受ける報酬又は費用がある場合には、その額又は算定方法、支払方法その他必要な事項

六 対象消費者が簡易確定手続申立団体に対しても第三十一条第一項の授権をする方法及び期間

七 その他内閣府令で定める事項

2 簡易確定手続申立団体が二以上ある場合において、いづれか一の簡易確定手続申立団体が前項の規定による通知をしたときは、他の簡易確定手続申立団体は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による通知をすることが要しない。

(簡易確定手続申立団体による公表等)

第二十六条 簡易確定手続開始決定がされたときは、簡易確定手続申立団体は、正当な理由があ

第三目 簡易確定手続申立団体による通知及び公表等

(簡易確定手続申立団体による通知)

第二十七条 相手方は、簡易確定手続申立団体の利用、営業所その他の場所において公衆にやすやすしく掲示する方法その他これらに類する方法により、届出期間中、第二十二条第一項各号に掲げる事項（同項第三号又は第四号に掲げる事項に変更があったときは、変更後の当該各号に掲げる事項）を公表しなければならない。

る場合を除き、届出期間の末日の一月前までに、前条第一項各号に掲げる事項を相当な方法により公告しなければならない。

2 簡易確定手続申立団体が二以上ある場合において、いづれか一の簡易確定手続申立団体が前項の規定による公告をしたときは、他の簡易確定手続申立団体は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による公告をすることを要しない。

3 裁判所は、第一項の規定により届出期間又は認否期間の伸長の決定をしたときは、簡易確定手続申立団体及び相手方に對し、その旨を通知しなければならない。

(官報に掲載してその旨を公告しなければならない。)

第二十八条 裁判所は、第一項の規定により届出期間又は認否期間の伸長の決定をしたときは、直ちに、官報に掲載してその旨を公告しなければならない。

(情報開示義務)

第二十八条 相手方は、対象消費者の氏名及び住所又は連絡先(内閣府令で定めるものに限る)。

次項において同じ。)が記載された文書(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの)をいう。以下同じ。)をもつて作成されている場合における当該電磁的記録を含む。以下この条及び次条において同じ。)を所持する場合において、届出期間中に簡易確定手続申立団体の求めがあるときは、当該文書を当該簡易確定手続申立団体に開示することを拒むことができない。ただし、相手方が開示すべき文書の範囲を特定するために不相当な費用又は時間をするときは、この限りでない。

2 前項に規定する文書の開示は、その写しの交付(電磁的記録については、当該電磁的記録を出力した書面の交付又は当該電磁的記録に記録された情報の電磁的方法による提供であつて内閣府令で定めるもの)により行う。この場合において、相手方は、個人(対象消費者でないことが明らかである者を除く。)の氏名及び住所又は連絡先が記載された部分以外の部分を除いて開示することができる。

3 相手方は、第一項に規定する文書の開示をしないときは、簡易確定手続申立団体に対し、速やかに、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

(情報開示命令等)

第二十九条 簡易確定手続申立団体は、届出期間中、裁判所に対し、情報開示命令(前条第一項

の規定により相手方が簡易確定手続申立団体に開示しなければならない文書について、同条第

二項に規定する方法による開示を相手方に命ずる旨の決定をいう。以下この条において同じ。)の申立てをることができる。

2 情報開示命令の申立ては、文書の表示を明らかにしてしなければならない。

3 裁判所は、情報開示命令の申立てを理由があると認めるときは、情報開示命令を発する。

4 裁判所は、情報開示命令の申立てについて決定をする場合には、相手方を審尋しなければならない。

5 情報開示命令の申立てについての決定に対しうては、即時抗告をすることができる。

6 情報開示命令は、執行力を有しない。

7 相手方が正当な理由なく情報開示命令に従わないときは、裁判所は、決定で、三十万円以下の過料に処する。

8 前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

9 民事訴訟法第一百八十九条の規定は、第七項の規定による過料の裁判について準用する。

第四目 対象債権の確定

(債権届出)

第三十条 簡易確定手続開始決定に係る対象債権については、簡易確定手続申立団体に限り、届け出ることができる。

2 前項の規定による届出(以下「債権届出」といいう。)は、届出期間内に、次に掲げる事項を記載した書面(以下この節において「届出書」といいう。)を簡易確定手続開始決定をした裁判所に提出してしなければならない。

2 前項の対象消費者は、簡易確定手続申立団体のうちから一の簡易確定手続申立団体を限り、

一 対象債権について債権届出をする簡易確定手続申立団体、相手方及び届出消費者(対象

債権として裁判所に債権届出があつた債権(以下「届出債権」という。)の債権者である消費者をいう。以下同じ。)並びにこれらの法定代理人

は、共通義務確認訴訟において認められた義務に係る事実上及び法律上の原因を前提とするものに限る。)

二 請求の趣旨及び原因(請求の原因について

は、共通義務確認訴訟において認められた義務に係る事実上及び法律上の原因を前提とするものに限る。)

三 前二号に掲げるもののほか、最高裁判所規則で定める事項

3 簡易確定手続申立団体は、債権届出の時に対象消費者が事業者に對して対象債権に基づく訴え提起するとすれば民事訴訟法第一編第二章第一節の規定により日本の裁判所が管轄権を有しないときは、第一項の規定にかかわらず、当該対象債権については、債権届出をすることができない。

4 簡易確定手続申立団体は、対象消費者が提起したその有する対象債権に基づく訴訟が裁判所に係属しているときは、第一項の規定にかかわらず、当該対象債権については、債権届出をすることができない。

5 第一項の授権を得た簡易確定手続申立団体の第六十五条第一項に規定する特定認定が、第七十四条第一項各号に掲げる事由により失効し、又は第八十六条规定各号若しくは第二項各号に掲げる事由により取り消されたときは、当該授権は、その効力を失う。

6 簡易確定決定があるまでに簡易確定手続申立団体が届出債権について第一項の授権を欠いたとき(前項の規定により当該授権がその効力を失つたときを除く。)は、当該届出債権については、債権届出の取下げがあつたものとみなす。

7 債権届出に係る簡易確定手続申立団体以下「債権届出団体」という。)の第六十五条第一項に規定する特定認定が、簡易確定決定があるまでに、第七十四条第一項各号に掲げる事由により失効し、又は第八十六条规定各号若しくは第二項各号に掲げる事由により取り消されたときは、届出消費者は、第二項の規定にかかわらず、第八十七条规定第六項の規定による公示がされた後一月の不変期間内に、同条第一項の規定による指定を受けた特定適格消費者団体に第一項の授権をすることができる。

8 前項の届出消費者が同項の期間内に第一項の授権をしないときは、その届出債権については、債権届出の取下げがあつたものとみなす。

同項の授権をすることができる。

3 第一項の授権をした対象消費者は、当該授権を取り消すことができる。

4 前項の規定による第一項の授権の取消しは、簡易確定手続申立団体から相手方に通知しなければ、その効力を生じない。

5 第一項の授権を得た簡易確定手続申立団体の第六十五条第一項に規定する特定認定が、第七十四条第一項各号に掲げる事由により失効し、又は第八十六条规定各号若しくは第二項各号に掲げる事由により取り消されたときは、当該授権をした対象消費者又は当該授権を得た

簡易確定手続申立団体から相手方に通知しなければ、その効力を生じない。

6 簡易確定決定があるまでに簡易確定手続申立団体が届出債権について第一項の授権を欠いたとき(前項の規定により当該授権がその効力を失つたときを除く。)は、当該届出債権については、債権届出の取下げがあつたものとみなす。

7 債権届出に係る簡易確定手続申立団体以下「債権届出団体」という。)の第六十五条第一項に規定する特定認定が、簡易確定決定があるまでに、第七十四条第一項各号に掲げる事由により失効し、又は第八十六条规定各号若しくは第二項各号に掲げる事由により取り消されたときは、届出消費者は、第二項の規定にかかわらず、第八十七条规定第六項の規定による公示がされた後一月の不変期間内に、同条第一項の規定による指定を受けた特定適格消費者団体に第一項の授権をすることができる。

8 前項の届出消費者が同項の期間内に第一項の授権をしないときは、その届出債権については、債権届出の取下げがあつたものとみなす。

9 簡易確定決定があつた後に、届出消費者が第三項の規定により第一項の授権を取り消したときは、当該届出消費者は、更に簡易確定手続申立団体に同項の授権をすることができない。 (説明義務)
第三十二条 簡易確定手続申立団体は、前条第一項の授権に先立ち、当該授権をしようとする者に対し、内閣府令で定めるところにより、被害回復裁判手続の概要及び事案の内容その他内閣府令で定める事項について、これを記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録を提供して説明をしなければならない。 (簡易確定手続授権契約の締結及び解除)

第三十三条 簡易確定手続申立団体は、やむを得ない理由があるときを除いては、簡易確定手続授権契約(対象消費者が第三十一条第一項の授権をし、簡易確定手続申立団体が対象債権について債権届出すること及び簡易確定手続を行ふことを約する契約をいう。以下同じ。)の締結を拒絶してはならない。
2 第三十一条第一項の授権を得た簡易確定手続申立団体は、やむを得ない理由があるときを除いては、簡易確定手続授権契約を解除してはならない。 (公平誠実義務等)

第三十四条 第三十一条第一項の授権を得た簡易確定手続申立団体は、当該授権をした対象消費者のために、公平かつ誠実に債権届出、簡易確定手続の進行及び第二条第九号に規定する民事執行の手続の進行(当該授権に係る債権に係る裁判外の和解を含む)並びにこれらに伴い取 (債権届出の取下げ)
2 第三十五条 裁判所は、第三十条第二項の規定による届出書の提出を受けたときは、次条第一項又は第六十二条第一項の規定により債権届出を却下する(不適法な債権届出の却下) (届出書の送達)

第三十六条 裁判所は、債権届出が不適法であると認めるとき、又は届出書の送達に必要な費用の予納がないときは、決定で、当該債権届出を却下しなければならない。 2 前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。 (簡易確定手続における和解)
第三十七条 債権届出団体は、簡易確定手続において、届出債権について、和解をすることができる。 (時効の中止)
第三十八条 債権届出があつたときは、時効の中止に関する訴えを提起した時に、裁判上の請求があつたものとみなす。 (債権届出の内容の変更の制限)
第三十九条 債権届出団体は、届出期間内に限り、当該債権届出の内容を変更することができ る。
4 民事訴訟法第二百六十二条第三項及び第二百六十二条第一項の規定は、前項の規定による債権届出の取下げについて準用する。 (届出消費者表の作成等)

十五条及び第八十三条第一項第二号において「届出債権支払命令」という。)については、裁判所は、必要があると認めるときは、申立てにより又は職権で、担保を立てて、又は立てないで仮執行をすることができると宣言することができる。	5 第三項の決定書は、当事者に送達しなければならない。この場合には、簡易確定決定の効力は、当事者に送達された時に生ずる。 (証拠調べの制限)	4 前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。
第四十五条 簡易確定決定のための審理においては、証拠調べは、書証に限りすることができる。	6 適法な異議の申立てがないときは、簡易確定決定は、確定判決と同一の効力を有する。	5 適法な異議の申立てがあつたときは、簡易確定決定は、仮執行の宣言を付したもの除き、その効力を失う。
2 文書の提出又は対照の用に供すべき筆跡若しくは印影を備える物件の提出の命令は、することができない。	7 民事訴訟法第三百五十八条及び第三百六十条の規定は、第一項及び第二項の異議について準用する。	6 適法な異議の申立てがないときは、簡易確定決定は、確定判決と同一の効力を有する。
3 前二項の規定は、裁判所が職権で調査すべき事項には、適用しない。 (異議の申立て等)	（認否を争う旨の申出がないときの届出債権の確定等）	7 民事訴訟法第六十九条から第七十二条まで及び第七十四条の規定は、簡易確定手続の費用の負担について準用する。
第四十六条 当事者は、簡易確定決定に対し、第一項の規定による送達を受けた日から一月の不変期間内に、当該簡易確定決定をした裁判所に異議の申立てをすることができる。	第四十七条 適法な認否を争う旨の申出がないときは、届出債権の内容は、届出債権の認否の内容により確定する。	5 民事訴訟法第六十九条から第七十二条まで及び第七十四条の規定は、簡易確定手続の費用の負担について準用する。 (個別費用の負担)
第四十四条第五項の規定による送達を受けた日から一月の不変期間内に、当該簡易確定決定を受けた日から一月の不変期間内に、当該簡易確定決定をした裁判所に異議の申立てをすることができる。	2 前項の規定により確定した届出債権については、届出消費者表の記載により強制執行をすることができる。	3 裁判所は、簡易確定手続に係る事件が終了した場合において、必要があると認めるときは、申立てにより又は職権で、当該事件に関する個別費用の負担を命ずる決定をすることができる。
2 届出消費者は、簡易確定決定に対し、債権届出団体が第四十四条第五項の規定による送達を受けた日から一月の不変期間内に、当該簡易確定決定をした裁判所に異議の申立てをすることができる。	（個別費用を除く簡易確定手続の費用の負担）	4 前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。
3 裁判所は、異議の申立てが不適法であると認めるとときは、決定で、これを却下しなければならない。	第四十八条 簡易確定手続の費用(債権届出の手数料及び簡易確定手続における届出債権に係る申立ての手数料(次条第一項及び第三項において「個別費用」と総称する))を除く。以下この条において同じ。)は、各自が負担する。	5 裁判所は、簡易確定手続に係る事件が終了した場合において、必要があると認めるときは、申立てにより又は職権で、簡易確定手続の費用の負担を命ずる決定をすることができる。
第五十条 特別の定めがある場合を除き、簡易確定手続については、その性質に反しない限り、民事訴訟法第二条、第十四条、第十六条、第二十一条、第二十二条、第一編第二章第三節、第二	3 民事訴訟法第一編第四章第一節(第六十五条、第六十六条、第六十七条第二項及び第七十三条を除く。)の規定は、個別費用の負担について準用する。	6 前項の規定により確定した届出債権については、届出消費者表の記載により強制執行をすることができる。
第六目 補則	（民事訴訟法の準用）	7 第二項の規定により確定した届出債権については、届出消費者表の記載により強制執行をすることができる。
第五十一条 前条において準用する民事訴訟法第一百四条第一項前段の規定による届出がない場合には、送達は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める場所においてする。 一 共通義務確認訴訟において民事訴訟法第一百四条第一項前段の規定による届出があつた場合 二 共通義務確認訴訟において民事訴訟法第一百四条第一項前段の規定による届出があつた場合 三 三項に規定する場所	（民事訴訟法の準用）	8 第二項の規定により確定した届出債権については、届出消費者表の記載により強制執行をすることができる。

第一款 異議後の訴訟に係る民事訴訟手続の特例

(訴え提起の擬制等)

第五十二条 簡易確定決定に対し適法な異議の申立てがあつたときは、債権届出に係る請求については、当該債権届出の時に、当該債権届出に係る債権届出団体（当該債権届出に係る届出消費者が当該異議の申立てをしたときは、その届出消費者）を原告として、当該簡易確定決定をした地方裁判所に訴えの提起があつたものとみなす。この場合においては、届出書を訴状と、第三十五条の規定による送達を訴状の送達とみなし。

2 前項の規定により訴えの提起があつたものとみなされる事件は、同項の地方裁判所の管轄に専属する。

3 前項の事件が係属する地方裁判所は、著しい損害又は遅滞を避けるため必要があると認めるときは、同項の規定にかかわらず、申立てにより又は職権で、その事件に係る訴訟を民事訴訟法第四条第一項又は第五条第一号、第五号若しくは第九号の規定により管轄権を有する地方裁判所に移送することができる。

(異議後の訴訟についての届出消費者の授権)

第五十三条 債権届出団体は、異議後の訴訟を行するには、届出消费者的授権がなければならぬ。届出消費者は、その届出債権に係る債権届出団体に限り、前項の授権をることができる。

3 届出消費者が第八項において準用する第三十条第三項の規定により第一項の授権を取り消し、又は自ら異議後の訴訟を追行したときは、

当該届出消費者は、更に債権届出団体に同項の授権をすることができない。

2 異議後の訴訟においては、反訴を提起することができない。

第五十五条 仮執行の宣言を付した届出債権支払権をし、債権届出団体が異議後の訴訟を行ふことを約する契約をいう。以下同じ。)の締結を拒絶してはならない。

5 第一項の授権を得た債権届出団体は、正当な理由があるときを除いては、訴訟授権契約を解除してはならない。

6 第一項の授権を得た債権届出団体は、当該授権をした届出消費者のために、公平かつ誠実に異議後の訴訟の追行及び第二条第九号ロに規定する民事執行の手続の追行(当該授権に係る債権に係る裁判外の和解を含む)並びにこれらに伴い取得した金銭その他の財産の管理をしなければならない。

7 第一項の授権を得た債権届出団体は、当該授権をした届出消費者に対し、善良な管理者の注意をもつて前項に規定する行為をしなければならない。

8 第三十三条第三項から第五項まで及び第三十一条の規定は、第一項の授権について準用する。

(特定適格消費者団体のする仮差押え)

第五十六条 特定適格消費者団体は、当該特定適格消費者団体が取得する可能性のある債務名義に係る対象債権の実現を保全するため、民事保全法の規定により、仮差押命令の申立てをすることができる。

2 特定適格消費者団体は、保全すべき権利に係る金銭の支払義務について共通義務確認の訴え提起する場合に限り、前項の申立てをすることができる。

(訴えの変更の制限等)

第五十四条 異議後の訴訟においては、原告は、訴えの変更(届出消費者又は請求額の変更)を立てをすることができる。

3 第一項の申立てにおいては、保全すべき権利

について、対象債権及び対象消費者の範囲並びに当該特定適格消費者団体が取得する可能性のある債務名義に係る対象債権の総額を明らかにすれば足りる。

4 特定適格消費者団体は、対象債権について、第一項の規定によるもののほか、保全命令の申立てをすることができない。

5 第一項の申立てにおいては、保全すべき権利に係る金銭の支払義務について共通義務確認の訴えをし、債権届出団体が取得する可能性のある債務名義に係る対象債権の総額を明らかにすれば足りる。

6 第一項の申立てにおいては、保全すべき権利に係る金銭の支払義務について共通義務確認の訴えをし、債権届出団体が取得する可能性のある債務名義に係る対象債権の総額を明らかにすれば足りる。

7 第一項の申立てにおいては、保全すべき権利に係る金銭の支払義務について共通義務確認の訴えをし、債権届出団体が取得する可能性のある債務名義に係る対象債権の総額を明らかにすれば足りる。

8 第一項の申立てにおいては、保全すべき権利に係る金銭の支払義務について共通義務確認の訴えをし、債権届出団体が取得する可能性のある債務名義に係る対象債権の総額を明らかにすれば足りる。

9 第一項の申立てにおいては、保全すべき権利に係る金銭の支払義務について共通義務確認の訴えをし、債権届出団体が取得する可能性のある債務名義に係る対象債権の総額を明らかにすれば足りる。

10 第一項の申立てにおいては、保全すべき権利に係る金銭の支払義務について共通義務確認の訴えをし、債権届出団体が取得する可能性のある債務名義に係る対象債権の総額を明らかにすれば足りる。

11 第一項の申立てにおいては、保全すべき権利に係る金銭の支払義務について共通義務確認の訴えをし、債権届出団体が取得する可能性のある債務名義に係る対象債権の総額を明らかにすれば足りる。

12 第一項の申立てにおいては、保全すべき権利に係る金銭の支払義務について共通義務確認の訴えをし、債権届出団体が取得する可能性のある債務名義に係る対象債権の総額を明らかにすれば足りる。

13 第一項の申立てにおいては、保全すべき権利に係る金銭の支払義務について共通義務確認の訴えをし、債権届出団体が取得する可能性のある債務名義に係る対象債権の総額を明らかにすれば足りる。

14 第一項の申立てにおいては、保全すべき権利に係る金銭の支払義務について共通義務確認の訴えをし、債権届出団体が取得する可能性のある債務名義に係る対象債権の総額を明らかにすれば足りる。

15 第一項の申立てにおいては、保全すべき権利に係る金銭の支払義務について共通義務確認の訴えをし、債権届出団体が取得する可能性のある債務名義に係る対象債権の総額を明らかにすれば足りる。

16 第一項の申立てにおいては、保全すべき権利に係る金銭の支払義務について共通義務確認の訴えをし、債権届出団体が取得する可能性のある債務名義に係る対象債権の総額を明らかにすれば足りる。

17 第一項の申立てにおいては、保全すべき権利に係る金銭の支払義務について共通義務確認の訴えをし、債権届出団体が取得する可能性のある債務名義に係る対象債権の総額を明らかにすれば足りる。

18 第一項の申立てにおいては、保全すべき権利に係る金銭の支払義務について共通義務確認の訴えをし、債権届出団体が取得する可能性のある債務名義に係る対象債権の総額を明らかにすれば足りる。

19 第一項の申立てにおいては、保全すべき権利に係る金銭の支払義務について共通義務確認の訴えをし、債権届出団体が取得する可能性のある債務名義に係る対象債権の総額を明らかにすれば足りる。

20 第一項の申立てにおいては、保全すべき権利に係る金銭の支払義務について共通義務確認の訴えをし、債権届出団体が取得する可能性のある債務名義に係る対象債権の総額を明らかにすれば足りる。

21 第一項の申立てにおいては、保全すべき権利に係る金銭の支払義務について共通義務確認の訴えをし、債権届出団体が取得する可能性のある債務名義に係る対象債権の総額を明らかにすれば足りる。

22 第一項の申立てにおいては、保全すべき権利に係る金銭の支払義務について共通義務確認の訴えをし、債権届出団体が取得する可能性のある債務名義に係る対象債権の総額を明らかにすれば足りる。

23 第一項の申立てにおいては、保全すべき権利に係る金銭の支払義務について共通義務確認の訴えをし、債権届出団体が取得する可能性のある債務名義に係る対象債権の総額を明らかにすれば足りる。

七条第一項及び第三項の規定の適用については、本案の訴えが係属しているものとみなす。

³ 民事保全法第三十八条及び第四十条の規定の適用については、第五十六条第一項の申立てに係る仮差押えの手続の当事者である特定適格消費者団体が提起した共通義務確認訴訟に係る一審裁判所(当該共通義務確認訴訟が控訴審に係属するときは、控訴裁判所)を本案の裁判所とみなす。

(仮差押えをした特定適格消費者団体の義務)

第五十九条 特定適格消費者団体は、仮差押命令に係る仮差押えの執行がされている財産について強制執行の申立てをし、又は当該財産について強制執行若しくは担保権の実行の手続がされている場合において配当要求をするときは、当該特定適格消費者団体が取得した債務名義及び取得することとなる債務名義に係る届出債権を平等に取り扱わなければならない。

第四節 補則

(訴訟代理権の不消滅)

第六十条 訴訟代理権は、被害回復裁判手続の当事者である特定適格消費者団体の第六十五条第一項に規定する特定認定が、第七十四条第一項各号に掲げる事由により失効し、又は第八十六条第一項各号若しくは第二項各号に掲げる事由により取り消されたことによつては、消滅しない。

(手続の中止及び受継)

第六十一条 次の各号に掲げる手続の当事者である特定適格消費者団体の第六十五条第一項に規定する特定認定が、第七十四条第一項各号に掲げる事由により失効し、又は第八十六条第一項

各号若しくは第二項各号に掲げる事由により取り消されたときは、その手続は、中断する。この場合において、それぞれ当該各号に定める者は、その手続を受け継がなければならない。

一 共通義務確認訴訟の手続、簡易確定手続(次号に掲げる簡易確定手続を除く。)又は仮差押命令に係る仮差押えの手続(仮差押えの執行に係る訴訟手続を含む。) 第八十七条第一項の規定による指定を受けた特定適格消費者団体

二 簡易確定手続(簡易確定決定があつた後の手続に限る。)又は異議後の訴訟の手続 第八十三条第一項の規定による指定を受けた特定適格消費者団体(第三十一条第一項又は第五十三条第一項の授権を得た場合に限る。)又は届出消費者

三 特定適格消費者団体が対象債権に係る訴訟手続 第八十七条第三項の規定による指定を受けた特定適格消費者団体

四 前項の規定は、訴訟代理人がある間は、適用しない。

五 第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定は、共通義務確認訴訟又は簡易確定手続(特定適格消費者団体であつた法人が債権届出をした場合を除く。)において、他に当事者である特定適格消費者団体がある場合には、適用しない。

(関連する請求に係る訴訟手続の中止)

第六十二条 共通義務確認訴訟が係属する場合において、当該共通義務確認訴訟の当事者である事業者と対象消費者との間に他の訴訟が係属する場合は、

し、かつ、当該他の訴訟が当該共通義務確認訴訟の目的である請求又は防御の方法と関連する請求に係るものであるときは、当該他の訴訟の受訴裁判所は、当事者の意見を聴いて、決定で、その訴訟手続の中止を命ずることができるものとする。

一 前項の受訴裁判所は、同項の決定を取り消すことができる。

(共通義務確認訴訟の判決が再審により取り消された場合の取扱い)

第六十三条 簡易確定手続開始決定の前提となつた共通義務確認訴訟の判決が再審により取り消された場合には、簡易確定手続が係属する裁判所は、決定で、債権届出(当該簡易確定手続開始決定の前提となつた共通義務確認訴訟の判決が取り消されたことによってその前提を欠くこととなる部分に限る。)を却下しなければならない。

二 前号に掲げる業務の遂行に必要な消費者の被害に関する情報の収集に係る業務

三 第一号に掲げる業務に付随する対象消費者に対する情報の提供及び金銭その他の財産の管理に係る業務

四 内閣総理大臣は、前項の申請をした適格消費者団体が次に掲げる要件の全てに適合しているときに限り、特定認定をすることができる。

一 差止請求関係業務(消費者契約法第十三条第一項に規定する差止請求関係業務をいう。以下同じ。)を相当期間にわたり継続して適正に行つていると認められること。

二 第二項に規定する被害回復関係業務(以下

第三章 特定適格消費者団体

第一節 特定適格消費者団体の認定等

(特定適格消費者団体の認定) 第六十五条 適格消費者団体は、内閣総理大臣の認定(以下「特定認定」という。)を受けた場合に限り、被害回復関係業務を行うことができる。

一 前項に規定する被害回復関係業務とは、次に掲げる業務をいう。

二 前項に規定する被害回復裁判手続に係る業務を含む。

一 被害回復裁判手続に関する業務(第三十一条第一項又は第五十三条第一項の授權に係る債権に係る裁判外の和解を含む。)

二 前号に掲げる業務の遂行に必要な消費者の被害に関する情報の収集に係る業務

三 第一号に掲げる業務に付随する対象消費者に対する情報の提供及び金銭その他の財産の管理に係る業務

四 内閣総理大臣は、前項の申請をした適格消費者団体が次に掲げる要件の全てに適合しているときに限り、特定認定をすることができる。

一 差止請求関係業務(消費者契約法第十三条第一項に規定する差止請求関係業務をいう。以下同じ。)を相当期間にわたり継続して適正に行つていると認められること。

二 第二項に規定する被害回復関係業務(以下

単に「被害回復関係業務」という。)の実施に係る組織、被害回復関係業務の実施の方法、被害回復関係業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持の方法、被害回復関係業務の

実施に関する金銭その他の財産の管理の方法

その他の被害回復関係業務を適正に遂行するための体制及び業務規程が適切に整備されていること。

三 その理事に関し、次に掲げる要件に適合するものであること。

イ 被害回復関係業務の執行を決定する機関として理事をもつて構成する理事会が置かれており、かつ、定款で定めるその決定の方法が次に掲げる要件に適合していると認められること。

(1) 当該理事会の決議が理事の過半数又はこれを上回る割合以上の多数決により行わられるものとされていること。

(2) 共通義務確認の訴えの提起その他の被害回復関係業務の執行に係る重要な事項の決定が理事その他の者に委任されていないこと。

ロ 理事のうち一人以上が弁護士であること。

四 共通義務確認の訴えの提起その他の被害回復裁判手続についての検討を行う部門において消費者契約法第十三条第三項第五号イ及びロに掲げる者(以下「専門委員」と総称する。)が共にその専門的な知識経験に基づいて必要となる助言を行い又は意見を述べる体制が整備されていることその他被害回復関係業務を遂行するための体制に照らして、被害回復関係業務を適正に遂行することができる専門的な知識経験を有すると認められるること。

五 被害回復関係業務を適正に遂行するに足りるるものであること。

る経理的基礎を有すること。

六 被害回復関係業務に関して支払を受ける報酬又は費用がある場合には、その額又は算定方法、支払方法その他必要な事項を定めており、これが消費者の利益の擁護の見地から不當なものでないこと。

七 被害回復関係業務以外の業務を行うことによりて被害回復関係業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。

八 被害回復関係業務に關して知り得た情報の管理及び秘密の保持の方法、被害回復関係業務の実施に関する金銭その他の財産の管理の方法その他の内閣府令で定める事項が定められないなければならない。この場合において、業務規程に定める被害回復関係業務の実施の方法には、簡易確定手続授権契約及び訴訟授権契約の内容並びに請求の放棄、和解又は上訴の取下げをしようとする場合において第三十一条第一項又は第五十三条第一項の授権をした者(第七十六条において単に「授権をした者」という。)の意思を確認するための措置、前項第四号の検討を行う部門における専門委員からの助言又は意見の聽取に関する措置及び役員、職員又は専門委員が被害回復裁判手続の相手方と特約するための措置及び役員、職員が共にその専門的な知識経験に基づいて必要となる助言を行い又は意見を述べる体制が整備されていることその他被害回復関係業務を遂行するための体制に照らして、被害回復関係業務を適正に遂行することができる専門的な知識経験を有すると認められることが認められる。

5 前項第二号の業務規程には、被害回復関係業務の実施の方法、被害回復関係業務に關して知り得た情報の管理及び秘密の保持の方法、被害回復関係業務の実施に関する金銭その他の財産の管理の方法その他の内閣府令で定める事項が定められないなければならない。この場合において、業務規程に定める被害回復関係業務の実施の方法には、簡易確定手続授権契約及び訴訟授権契約の内容並びに請求の放棄、和解又は上訴の取下げをしようとする場合において第三十一条第一項又は第五十三条第一項の授権をした者(第七十六条において単に「授権をした者」という。)の意思を確認するための措置、前項第四号の検討を行う部門における専門委員からの助言又は意見の聽取に関する措置及び役員、職員又は専門委員が被害回復裁判手続の相手方と特約するための措置及び役員、職員が共にその専門的な知識経験に基づいて必要となる助言を行い又は意見を述べる体制が整備されていることその他被害回復関係業務を遂行するための体制に照らして、被害回復関係業務を適正に遂行することができる専門的な知識経験を有すると認められることが認められる。

益の擁護に関する法律で政令で定めるもの若しくはこれらの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく处分に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しないもの

二 第八十六条第一項各号又は第二項各号に掲げる事由により特定認定を取り消され、その取消しの日から三年を経過しないもの

三 役員のうちに次のいずれかに該当する者のあるもの

イ この法律、消費者契約法その他消費者の利益の擁護に関する法律で政令で定めるもの若しくはこれらの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく处分に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しないもの

四 被害回復関係業務を適正に遂行するための体制が整備されていることを証する書類

五 業務規程

六 役員、職員及び専門委員に関する次に掲げる書類

イ 氏名、役職及び職業を記載した書類

ロ 住所、略歴その他内閣府令で定める事項を記載した書類

七 最近の事業年度における財産目録、貸借対照表、収支計算書その他の経理的基礎を有することを証する書類

八 被害回復関係業務に關して支払を受ける報酬又は費用がある場合には、その額又は算定方法、支払方法その他必要な事項を記載した書類

九 前条第六項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

十 被害回復関係業務以外に行う業務の種類及び概要を記載した書類

十一 その他内閣府令で定める書類

(特定認定の申請)

第六十六条 前条第三項の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出してしなければならない。

九 前条第六項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

十 被害回復関係業務以外に行う業務の種類及び概要を記載した書類

十一 その他内閣府令で定める書類

(特定認定の申請に関する公告及び縦覧)

第六十七条 内閣総理大臣は、特定認定の申請があつた場合には、遅滞なく、内閣府令で定める

ところにより、その旨並びに前条第一項第一号及び第二号に掲げる事項を公告するとともに、同条第二項各号(第六号口、第九号及び第十一号を除く。)に掲げる書類を、公告の日から二週間、公衆の縦覧に供しなければならない。

(特定認定の公示等)

第六十八条 内閣総理大臣は、特定認定をしたときは、内閣府令で定めるところにより、当該特定適格消費者団体の名称及び住所、被害回復関係業務を行う事務所の所在地並びに当該特定認定をした日を公示するとともに、当該特定適格消費者団体に対し、その旨を書面により通知するものとする。

2 特定適格消費者団体は、内閣府令で定めるとこころにより、特定適格消費者団体である旨を、被害回復関係業務を行う事務所において見やすいやうに掲示しなければならない。

3 特定適格消費者団体でない者は、その名称中に特定適格消費者団体であると誤認されるおそれのある文字を用い、又はその業務に関し、特定適格消費者団体であると誤認されるおそれ(特定認定の有効期間等)

第六十九条 特定認定の有効期間は、当該特定認定の日から起算して三年とする。ただし、当該特定認定の日における当該特定認定に係る消費者契約法第十三条规定の認定の有効期間の残存期間が特定認定の有効期間より短い場合には、同項の認定の有効期間の残存期間と同一とする。

2 特定認定の有効期間の満了後引き続き被害回

消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案及び同報告書

復関係業務を行おうとする特定適格消費者団体は、その有効期間の更新を受けなければならぬ。

い。

3 前項の有効期間の更新を受けようとする特定適格消費者団体は、当該有効期間の満了の日の九十日前から六十日前までの間(以下この項に

い。

おいて「更新申請期間」という。)に、内閣総理大臣に前項の有効期間の更新の申請をしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により更新申請期間にその申請をすることができないときは、この限りでない。

い。

4 前項の申請があつた場合において、当該有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないとときは、従前の特定認定は、当該有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なお効力を有する。

い。

5 前項の場合において、第二項の有効期間の更新がされたときは、その特定認定の有効期間は、従前の特定認定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

い。

6 第六十五条(第一項、第二項及び第六項第二号を除く。)、第六十六条、第六十七条及び前条第一項の規定は、第二項の有効期間の更新について準用する。ただし、第六十六条第二項各号に掲げる書類については、既に内閣総理大臣に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。

(変更の届出)

第七十条 特定適格消費者団体は、第六十六条第一号に掲げる書類について、内閣総理大臣に認可の申請をしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により認可申請期間にその申請をすることができないときは、この

した事項に変更があつたときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、その旨を記載した届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

ただし、その変更が内閣府令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

(合併の届出及び認可等)

第七十一条 特定適格消費者団体である法人が他の特定適格消費者団体である法人と合併をしたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、合併により消滅した法人のこの法律の規定による特定適格消費者団体としての地位を承継する。

2 前項の規定により合併により消滅した法人のこの法律の規定による特定適格消費者団体としての地位を承継した法人は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

3 特定適格消費者団体である法人が特定適格消費者団体でない法人(適格消費者団体である法人に限る。)と合併をした場合には、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、その合併による特定適格消費者団体としての地位を承継した法人は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

4 内閣総理大臣は、第二項又は前項の規定による届出があつたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

(事業の譲渡の届出及び認可等)

5 前項の申請があつた場合は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

6 第六十五条(第一項、第二項及び第六項第二号を除く。)、第六十六条、第六十七条及び前条第一項の規定は、第二項の有効期間の更新について準用する。ただし、第六十六条第二項各号に掲げる書類については、既に内閣総理大臣に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。

(変更の届出)

第七十二条 特定適格消費者団体である法人が他の特定適格消費者団体である法人に対し被害回復関係業務に係る事業の全部の譲渡をしたときは、その譲渡を受けた法人は、その譲渡をした法人のこの法律の規定による特定適格消費者団体としての地位を承継する。

7 特定適格消費者団体である法人が他の特定適格消費者団体である法人に譲渡するときは、その譲渡を受けた法人は、その譲渡をした法人のこの法律の規定による特定適格消費者団体としての地位を承継する。

8 内閣総理大臣は、第二項又は前項の規定による届出があつたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

(事業の譲渡の届出及び認可等)

9 内閣総理大臣は、第二項又は前項の規定による届出があつたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

(事業の譲渡の届出及び認可等)

10 内閣総理大臣は、第二項又は前項の規定による届出があつたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

(事業の譲渡の届出及び認可等)

11 内閣総理大臣は、第二項又は前項の規定による届出があつたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

(事業の譲渡の届出及び認可等)

12 内閣総理大臣は、第二項又は前項の規定による届出があつたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

(事業の譲渡の届出及び認可等)

13 内閣総理大臣は、第二項又は前項の規定による届出があつたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

(事業の譲渡の届出及び認可等)

14 内閣総理大臣は、第二項又は前項の規定による届出があつたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

(事業の譲渡の届出及び認可等)

限りでない。

5 前項の申請があつた場合において、その合併がその効力を生ずる日までにその申請に対する処分がされるまでの間は、合併により消滅した法人のこの法律の規定による特定適格消費者団体としての地位を承継しているものとみなす。

6 第六十五条(第一項及び第二項を除く。)、第六十六条、第六十七条及び第六十八条第一項の規定は、第三項の認可について準用する。

7 特定適格消費者団体である法人は、特定適格消費者団体でない法人と合併をする場合において、第四項の申請をしないときは、その合併がその効力を生ずる日までに、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

8 内閣総理大臣は、第二項又は前項の規定による届出があつたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

(事業の譲渡の届出及び認可等)

9 内閣総理大臣は、第二項又は前項の規定による届出があつたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

(事業の譲渡の届出及び認可等)

10 内閣総理大臣は、第二項又は前項の規定による届出があつたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

(事業の譲渡の届出及び認可等)

11 内閣総理大臣は、第二項又は前項の規定による届出があつたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

(事業の譲渡の届出及び認可等)

12 内閣総理大臣は、第二項又は前項の規定による届出があつたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

(事業の譲渡の届出及び認可等)

13 内閣総理大臣は、第二項又は前項の規定による届出があつたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

(事業の譲渡の届出及び認可等)

14 内閣総理大臣は、第二項又は前項の規定による届出があつたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

(事業の譲渡の届出及び認可等)

15 内閣総理大臣は、第二項又は前項の規定による届出があつたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

(事業の譲渡の届出及び認可等)

16 内閣総理大臣は、第二項又は前項の規定による届出があつたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

(事業の譲渡の届出及び認可等)

17 内閣総理大臣は、第二項又は前項の規定による届出があつたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

(事業の譲渡の届出及び認可等)

18 内閣総理大臣は、第二項又は前項の規定による届出があつたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

(事業の譲渡の届出及び認可等)

19 内閣総理大臣は、第二項又は前項の規定による届出があつたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

(事業の譲渡の届出及び認可等)

<p>費者団体でない法人(適格消費者団体である法人に限る)に対し被害回復関係業務に係る事業の全部の譲渡をした場合には、その譲渡を受けた法人は、その譲渡について内閣総理大臣の認可がされたときに限り、その譲渡をした法人のこの法律の規定による特定適格消費者団体としての地位を承継する。</p> <p>4 前項の認可を受けようとする特定適格消費者団体は、その譲渡の日の九十日前から六十日前までの間(以下この項において「認可申請期間」という。)に、内閣総理大臣に認可の申請をしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により認可申請期間にその申請をすることができないときは、この限りでない。</p> <p>5 前項の申請があつた場合において、その譲渡の日までにその申請に対する処分がされないとときは、その譲渡を受けた法人は、その処分がされるまでの間は、その譲渡をした法人のこの法律の規定による特定適格消費者団体としての地位を承継しているものとみなす。</p> <p>6 第六十五条(第一項及び第二項を除く。)、第六十六条、第六十七条及び第六十八条第一項の規定は、第三項の認可について準用する。</p> <p>7 特定適格消費者団体である法人は、特定適格消費者団体でない法人に対し被害回復関係業務に係る事業の全部の譲渡をする場合において、第四項の申請をしないときは、その譲渡の日までに、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。</p> <p>8 内閣総理大臣は、第二項又は前項の規定による届出があつたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示するものとする。</p>	<p>(業務廃止の届出)</p>
<p>第7十三条 特定適格消費者団体が被害回復関係業務を廃止したときは、法人の代表者は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。</p> <p>2 内閣総理大臣は、前項の規定による届出があつたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公示するものとする。</p> <p>(特定認定の失効)</p> <p>第七十四条 特定適格消費者団体について、次のいずれかに掲げる事由が生じたときは、特定認定は、その効力を失う。</p> <p>一 特定認定の有効期間が経過したとき(第六十九条第四項に規定する場合にあつては、更新拒否処分がされたとき)。</p> <p>二 特定適格消費者団体である法人が特定適格消費者団体でない法人と合併をした場合において、その合併が第七十一条第三項の認可を経ずにその効力を生じたとき(同条第五項に規定する場合にあつては、その合併の不認可処分がされたとき)。</p> <p>三 特定適格消費者団体である法人が特定適格消費者団体でない法人に対し被害回復関係業務に係る事業の全部の譲渡をした場合において、その譲渡が第七十二条第三項の認可を経ずにされたとき(同条第五項に規定する場合にあつては、その譲渡の不認可処分がされたとき)。</p>	<p>第7十三条 特定適格消費者団体が被害回復関係業務を廃止したときは、法人の代表者は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。</p> <p>2 内閣総理大臣は、前項各号に掲げる事由が生じたことを知った場合において、特定適格消費者団体であつた法人を当事者とする被害回復裁判手続が現に係属しているときは、その被害回復裁判手続が係属している裁判所に対し、その特定認定が失効した旨を書面により通知しなければならない。</p>
<p>(特定適格消費者団体の責務)</p> <p>第七十五条 特定適格消費者団体は、対象消費者の利益のために、被害回復関係業務を適切に実施しなければならない。</p> <p>2 特定適格消費者団体は、不当な目的でみだりに共通義務確認の訴えの提起その他の被害回復関係業務を実施してはならない。</p> <p>3 特定適格消費者団体は、被害回復関係業務について他の特定適格消費者団体と相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。</p> <p>(報酬)</p> <p>第七十六条 特定適格消費者団体は、授權をした者との簡易確定手続授権契約又は訴訟授権契約で定めるところにより、被害回復関係業務を行うことに関し、報酬を受けることができる。</p> <p>(弁護士に追行させる義務)</p> <p>第七十七条 特定適格消費者団体は、被害回復関係業務を行う場合において、民事訴訟に関する手続簡易確定手続を含む)、仮差押命令に関する手続及び執行抗告(仮差押えの執行の手続</p>	<p>五 消費者契約法第十三条第一項の認定が失効し、又は取り消されたとき。</p> <p>2 内閣総理大臣は、前項各号に掲げる事由が生じたことを知った場合において、特定適格消費者団体であつた法人を当事者とする被害回復裁判手続が現に係属しているときは、その被害回復裁判手続が係属している裁判所に対し、その特定認定が失効した旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>第三節 被害回復関係業務等</p> <p>第七十七条 特定適格消費者団体は、次に掲げる場合には、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を他の特定適格消費者団体に通知するとともに、その旨及びその内容を内閣総理大臣に報告しなければならない。この場合において、当該特定適格消費者団体が、当該通知及び報告に代えて、全ての特定適格消費者団体及び内閣総理大臣が電磁的方法を利用して同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置をとらなければならない。</p> <p>2 内閣総理大臣は、前項の規定による届出があつたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公示するものとする。</p>
<p>第7十八条 特定適格消費者団体は、次に掲げる場合において、内閣総理大臣が電磁的方法を利用して同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置をとらなければならない。</p> <p>2 内閣総理大臣は、前項の規定による届出があつたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公示するものとする。</p> <p>第三節 被害回復関係業務等</p> <p>第七十七条 特定適格消費者団体は、次に掲げる場合には、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を他の特定適格消費者団体に通知するとともに、その旨及びその内容を内閣総理大臣に報告しなければならない。この場合において、当該特定適格消費者団体が、当該通知及び報告に代えて、全ての特定適格消費者団体及び内閣総理大臣が電磁的方法を利用して同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置をとらなければならない。</p> <p>2 内閣総理大臣は、前項の規定による届出があつたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公示するものとする。</p> <p>四 特定適格消費者団体が被害回復関係業務を行ふ場合において、民事訴訟に関する手続が終了したとき。</p> <p>五 共通義務確認訴訟における和解が成立したとき。</p> <p>六 前二号に掲げる場合のほか、共通義務確認訴訟又は仮差押命令に関する手続が終了したとき。</p> <p>七 共通義務確認訴訟に関する手続が終了したとき。</p> <p>八 上訴の取下げその他の内閣府令で定める</p>	<p>に關する裁判に対する執行抗告を含む)に係る手続については、弁護士に進行させなければならぬ。</p> <p>(他の特定適格消費者団体への通知等)</p> <p>第七十八条 特定適格消費者団体は、次に掲げる場合において、内閣総理大臣が電磁的方法を利用して同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置をとらなければならない。</p> <p>2 内閣総理大臣は、前項の規定による届出があつたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公示するものとする。</p>

手続に係る行為であつて、それにより確定判決及びこれと同一の効力を有するものが存することとなるものをしようとするとき。

簡易確定手続開始の申立て又はその取下げをしたとき。

簡易研究三、経営方法などたどり
第二十五条第一項の規定による通知をした
とき。

卷之三

第二十六條第一項 第二項又は第四項の

規定による公告をしたとき。

二 その他被害回復関係業務に関し内閣府令

で定める手続に係る行為が目的でござります。

下野諸里ノ回数、前項の現ニシテ之の取扱い

内閣総理大臣は前項の規定による報告を受け

のときは、全ての特定適格消費者団体及び内

閣総理大臣が電磁的方法を利用して同一の情報

を閲覧することができる状態に置く措置その他

内閣特命で定める方法に依り、他の持主箇略

昌黎縣志

費者団体は、該報告の日時及び概要その他内

府令で定める事項を伝達するものとする。

個人情報の取扱い

十九條 特定適格消費者団体は、被害回復関

業務二圖、消費者の個人情報(個人)二圖十

清嘉慶二十二年正月二十二日，同人會

特定の個人を識別することか

きるもの(他の情報と照合することにより特

定の個人を識別することができる事となるも

を含む。)をふう。第三項において同じ。)を保

又は引用する二点の二は、二の義務

而して利用するに当たるに於けるこの種の業務

」的の達成に必要な範囲内でこれを保管し及

利用しなければならない。ただし、当該消費

の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案及び同報告書

三八

2 特定適格消費者団体は、被害回復関係業務に
関し、消費者から収集した消費者の被害に関する
情報を被害回復裁判手続に係る相手方その他の
第三者が当該被害に係る消費者を識別するこ
とができる方法で利用するに当たっては、あら
かじめ、当該消費者の同意を得なければならな
い。

3 特定適格消費者団体は、被害回復関係業務に
おいて消費者の個人情報を適正に管理するため
に必要な措置を講じなければならない。

(秘密保持義務)

第八十条 特定適格消費者団体の役員、職員若し
くは専門委員又はこれらの職にあつた者は、正
当な理由がなく、被害回復関係業務に関して知
り得た秘密を漏らしてはならない。

(氏名等の明示)

第八十一条 特定適格消費者団体の被害回復関係
業務に従事する者は、その被害回復関係業務を
行うに当たり、被害回復裁判手続に係る相手方
の請求があつたときは、当該特定適格消費者團
体の名称、自己の氏名及び特定適格消費者団体
における役職又は地位その他内閣府令で定める
事項を、その相手方に明らかにしなければなら
ない。

(情報の提供)

第八十二条 特定適格消費者団体は、対象消費者
の財産的被害の回復に資するため、対象消費者
に対し、共通義務確認の訴えを提起したこと、
共通義務確認訴訟の確定判決の内容その他必要
な情報を提供するよう努めなければならない。
(財産上の利益の受領の禁止等)
第八十三条 特定適格消費者団体は、次に掲げる

場合を除き、その被害回復裁判手続に係る相手
方から、その被害回復裁判手続の進行に關し、
寄附金、贊助金その他名目のいかんを問わず、
金銭その他の財産上の利益を受けてはならな
い。

一 届出債権の認否、簡易確定決定、異議後の 訴訟における判決若しくは請求の認諾又は和

解に基づく金銭の支払として財産上の利益を
受けるとき。

二 被害回復裁判手続における判決(確定判決 と同一の効力を有するもの、仮執行の宣言を 付した届出債権支払命令及び第五十六条第一

項の申立てについての決定を含む。次号にお
いて同じ。)又は第四十八条第三項若しくは第
四十九条第一項若しくは民事訴訟法第七十三

条第一項の決定により訴訟費用(簡易確定手 続の費用、和解の費用及び調停手続の費用を 含む。)を負担することとされた相手方から当 該訴訟費用に相当する額の償還として財産上 の利益を受けるとき。

三 被害回復裁判手続における判決に基づく民
事執行の執行費用に相当する額の償還として
財産上の利益を受けるとき。

2 特定適格消費者団体の役員、職員又は専門委 員は、特定適格消費者団体の被害回復裁判手續 に係る相手方から、その被害回復裁判手續の進 行に關し、寄附金、贊助金その他名目のいかん を問わず、金銭その他の財産上の利益を受けて はならない。

3 特定適格消費者団体又はその役員、職員若し
くは専門委員は、特定適格消費者団体の被害回

復裁判手続に係る相手方から、その被害回復裁
判手続の進行に關し、寄附金、贊助金その他の利
益のいかんを問わず、金銭その他の財産上の利
益を受け又は受けさせてはならない。

4 前三項に規定する被害回復裁判手続に係る相 手方からその被害回復裁判手続の進行に關して 受け又は受けさせてはならない財産上の利益に 関してした不法行為によって生じた損害の賠 償として受け又は受けさせる財産上の利益は含 まれない。

2 内閣総理大臣は、特定適格消費者団体は、被害回復関 係業務に係る経理を他の業務に係る経理と区分 して整理しなければならない。

(区分経理)

第八十四条 特定適格消費者団体は、被害回復関
係業務に係る経理を他の業務に係る経理と区分
して整理しなければならない。

第三節 監督

(適合命令及び改善命令)

第八十五条 内閣総理大臣は、特定適格消費者団
体が、第六十五条第四項第一号から第七号まで
に掲げる要件のいずれかに適合しなくなつたと
認めるときは、当該特定適格消費者団体に対
し、これらの要件に適合するためには必要な措置
をとるべきことを命ずることができる。

2 特定適格消費者団体が第六十五条第六項第三号
に該当するに至つたと認めるとき、特定適格消
費者団体又はその役員、職員若しくは専門委員
が被害回復関係業務の遂行に関しこの法律の規
定に違反したと認めるときは、その他特定適格消

費者団体の業務の適正な運営を確保するため必
要があると認めるときは、当該特定適格消費者
団体の業務の適正な運営を確保するため必

団体に対し、人的体制の改善、違反の停止、業務規程の変更その他の業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。(特定認定の取消し等)

第八十六条 内閣総理大臣は、特定適格消費者団体について、次のいずれかに掲げる事由があるときは、特定認定を取り消すことができる。

一 偽りその他不正の手段により特定認定、第六十九条第二項の有効期間の更新又は第七十一条第三項若しくは第七十二条第三項の認可を受けたとき。

二 第六十五条第四項各号に掲げる要件のいずれかに適合しなくなつたとき。

三 第六十五条第六項第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

四 前三号に掲げるもののほか、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき(次項第二号に該当する場合を除く)。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による取消しほか、特定適格消費者団体について、次のいずれかに掲げる事由があるときは、特定認定を取り消すことができる。

一 第六十五条第六項第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 第六十五条第六項第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

三 第六十五条第六項第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

四 前三号に掲げるもののほか、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき(次項第二号に該当する場合を除く)。

5 第一項から第三項までの規定による指定は、専門委員が第八十三条第二項又は第三項の規定に違反したとき。

3 特定適格消費者団体が、第七十八条第一項の規定に違反して同項の通知又は報告をしないで、共通義務確認の訴えに關し、同項第七号に規定する行為をしたときは、内閣総理大臣は、第一項又は第二項の規定に當該特定適格消費者団体について前項第一号に掲げる事由があるものとみなすことができる。

4 内閣総理大臣は、第一項又は第二項の規定に該当するに至つたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨及びその取消しをした日を公示するとともに、特定適格消費者団体であつた法人に対し、その旨を書面により通知するものとする。この場合において、当該特定適格消費者団体であつた法人を当事者とする被害回復裁判手続が現に係属しているときは、その被害回復裁判手続が係属している裁判所に対しても、その取消しをした旨を書面により通知しなければならない。

(手続きを受け継ぐべき特定適格消費者団体の指定等)

5 第一項から第三項までの規定による指定は、内閣総理大臣は、第一項又は第二項の規定に該当するに至つたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨及びその取消しをした日を公示するとともに、特定適格消費者団体であつた法人に対し、その旨を書面により通知するものとする。この場合において、当該特定適格消費者団体であつた法人を当事者とする被害回復裁判手続が現に係属しているときは、その被害回復裁判手続が係属している裁判所に対しても、その取消しをした旨を書面により通知しなければならない。

6 内閣総理大臣は、第一項から第三項までの規定による指定をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨及びその指定をした日を

公示するとともに、その指定を受けた特定適格消費者団体に対し、その旨を書面により通知するものとする。第四項の規定により当該指定を取り消したときも、同様とする。

7 前項前段の場合において、特定適格消費者団体であつた法人を当事者とする被害回復裁判手続が現に係属しているときは、内閣総理大臣は、その被害回復裁判手続が係属している裁判所に對しても、その指定をした旨を書面により通知しなければならない。

8 次の各号に掲げる場合には、当該各号の指定を受けた特定適格消費者団体は、遅滞なく、知り得ている届出消費者に、各別にその旨を通知しなければならない。

一 第一項の規定による指定がされた場合(特定適格消費者団体であつた法人が簡易確定手続(当該特定適格消費者団体であつた法人が債権届出をした場合に限る)又は異議後の訴

訟の手続きの当事者であつたとき)に限り、
二 第三項の規定による指定がされた場合
9 第一項から第三項までの規定による指定がされたときは、特定適格消費者団体であつた法人は、遅滞なく、その指定を受けた特定適格消費者団体に対し、その指定の対象となつた事件について、対象消費者のために保管する物及び被害回復関係業務に関する書類を保管し、その他消費者団体に引き継ぐために必要な一切の行為をしなければならない。

第四節 補則

(消費者契約法の特例)

第八十八条 特定適格消費者団体である適格消費者団体に対する消費者契約法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十九条第一項	その行う差止請求関係業務	、差止請求関係業務	その行う差止請求関係業務及び消費者裁判手続特例法第六十五条第二項に規定する被害回復関係業務(以下単に「被害回復関係業務」という。)
第三十一条第二項	差止請求関係業務その他の業務がこの法律	差止請求関係業務及び被害回復関係業務その他の業務がこの法律及び消費者裁判手続特例法	差止請求関係業務、被害回復関係業務その他の業務を行わせることができる。(特定適格消費者団体への協力等)
第三十二条第一項	第七号	差止請求関係業務	差止請求関係業務及び被害回復関係業務
第三十三条第一項	この法律	この法律又は消費者裁判手続特例法	この法律又は消費者裁判手続特例法

(官公庁等への協力依頼)

第八十九条 内閣総理大臣は、この法律の実施のため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

(判決等に関する情報の公表)

第九十条 内閣総理大臣は、消費者の財産的被害の防止及び救済に資するため、特定適格消費者団体から第七十八条第一項(第一号及び第七号

を除く。)の規定による報告を受けたときは、インターネットの利用その他適切な方法により、速やかに、共通義務確認訴訟の確定判決(確定判決と同一の効力を有するものを含む。)の概要、当該特定適格消費者団体の名称及び当該共通義務確認訴訟の相手方の氏名又は名称その他内閣府令で定める事項を公表するものとする。

2 前項に規定する事項のほか、内閣総理大臣は、被害回復関係業務に関する情報を広く国民に提供するため、インターネットの利用その他適切な方法により、特定適格消費者団体の名称及び住所並びに被害回復関係業務を行う事務所の所在地その他内閣府令で定める必要な情報を公表することができる。

第九十三条 特定適格消費者団体の役員、職員又は専門委員が、特定適格消費者団体の被害回復裁判手続に係る相手方から、寄附金、賛助金その他名目のいかんを問わず、当該特定適格消費者団体における次に掲げる行為の報酬として、金銭その他の財産上の利益を受け、又は第三者(当該特定適格消費者団体を含む。)に受けさせたときは、三年以下の懲役又は三百万元以下の罰金に処する。

2 前項の規定により情報の提供を受けた特定適格消費者団体は、当該情報を当該被害回復関係業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

第九十二条 内閣総理大臣は、この章の規定による権限(政令で定めるものを除く。)を消費者庁長官に委任する。

第四章 罰則

第九十三条 特定適格消費者団体の役員、職員又は専門委員が、特定適格消費者団体の被害回復裁判手続に係る相手方から、寄附金、賛助金その他名目のいかんを問わず、当該特定適格消費者団体における次に掲げる行為の報酬として、金銭その他の財産上の利益を受け、又は第三者(当該特定適格消費者団体を含む。)に受けさせたときは、三年以下の懲役又は三百万元以下の罰金に処する。

一 共通義務確認の訴えの提起、簡易確定手続の申立て、債権届出、簡易確定手続若しくは異議後の訴訟に関する民事執行の申立て又は第五十六条第一項の申立てをしないこと又はしなかつたこと。

二 第三十二条第一項又は第五十三条第一項の授権に係る債権に係る裁判外の和解をすること又ははしたこと。

三 被害回復裁判手続を終了させること又は終遂行するために必要な限度において、当該特定適格消費者団体が被害回復関係業務を適切に

2	前項の利益を供与した者も、同項と同様とする。
3	第一項の場合において、犯人又は情を知つた第三者が受けた財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。
4	第一項の罪は、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。
5	第二項の罪は、刑法(明治四十年法律第四十五回)第二条の例に従う。
6	五号、六号の罰金に処する。
7	第九十四条 次のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。
8	一 偽りその他不正の手段により特定認定、第六十九条第二項の有効期間の更新又は第七十一条第三項若しくは第七十二条第三項の認可を受けた者
9	二 第八十条の規定に違反して、被害回復関係業務に関して知り得た秘密を漏らした者
10	第九十五条 次のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。
11	一 第六十六条第一項(第六十九条第六項、第七十一条第六項及び第七十二条第六項において準用する場合を含む。)の申請書又は第六十条第二項各号(第六十九条第六項、第七十一条第六項及び第七十二条第六項において準用する場合を含む。)に掲げる書類に虚偽の記載をして提出した者
12	二 第六十八条第三項の規定に違反して、特定適格消費者団体であると誤認されるおそれのある文字をその名称中に用い、又はその業務に關し、特定適格消費者団体であると誤認されるおそれのある表示をした者
13	第九十六条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對しても、各本条の罰金刑を科する。
14	2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。
15	3 第六十八条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
16	4 第七十一条、第七十二条第二項若しくは第七十三条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
17	5 第七十八条第一項前段の規定による通知若しくは報告をせず、又は虚偽の通知若しくは報告をした者
18	6 第七十九条第二項の規定に違反して、消費者の被害に関する情報を利用した者
19	7 第八十二条の規定に違反して、同条の請求を拒んだ者
20	8 第八十七条第九項の規定による被害回復関係業務の引継ぎを怠つた者
21	50の二 被害回復裁判手続に係る特定適格消費者団体の認定
22	消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律(平成二十五年法律第十五号)第六十五条第一項(特定適格消費者団体の認定)の認定(更新の認定を除く。)
23	九 第九十五条第二項の規定に違反して、情報を同項に定める目的以外の目的のために利用し、又は提供した者
24	(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
25	附 則
26	第三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。 (検討)
27	第四条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。 別表第一第五十号の次に次のように加える。

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

第五条 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「した者」の下に「(第三号に掲げる場合において消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律(平成二十五年法律第号)第四十六条第二項の規定により債権届出の時をしたときは、その届出消費者)」を加え、同項に次の二号を加える。

三 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案及び同報告書

五十二条第一項の規定により債権届出の時に訴えの提起があつたものとみなされたとき。

別表第一の一六の項イ中「その他」を「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第十四条の規定による申立てその他」に改め、同項の次に次のように加える。

一六 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事執行法の一部改正	二 民事の裁判手続の特例に関する法律第三十条の二項の債権届出	一 個の債権につき千円
-----------------------------------	--------------------------------	-------------

第六条 民事執行法の一部を次のように改正する。

第二十二条第三号の二の次に次の一号を加える。

三の三 仮執行の宣言を付した届出債権支払命令

第三十三条第二項第一号中「次号」の下に「第一号の三」を加え、同項第一号の二の次に次の二号を加える。

一の三 第二十二条第三号の二に掲げる債務名義並びに同条第七号に掲げる債務名義のうち届出債権支払命令並びに簡易確定手続における届出債権の認否及び和解に係るも

の 簡易確定手続が係属していた地方裁判所

第三十五条第一項中「第三号の二又は第四号」を「又は第三号の二から第四号まで」に改め。

第三十三条第二項第六号中「第一号の二」の下に「及び第一号の三」を加える。

第三十五条第一項中「第三号の二又は第四号」を「又は第三号の二から第四号まで」に改め。

第三十三条第二項第一号中「第一号の二」の下に「第一号の三」を加える。

第三百九十七条第一項及び第二百一条第二号中「第四号」を「から第四号まで」に改める。

(消費者契約法の一部改正)

第七条 消費者契約法の一部を次のように改正す

第十三条第五項第一号中「この法律」の下に「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第十五条法律第号」を「第三十四条第三項」に改め、同項の下に「若しくは消費者裁判手続特例法第八十六条第二項各号」を「第三十四条第一項各号」の下に「若しくは消費者裁判手続特例法第八十六条第二項各号」を加え、「同条第三項」を「第三十四条第三項」に改める。

第三十四条第三項中「除く。」の下に「若しくは消費者裁判手続特例法第八十六条第一項各号に掲げる事由」を加え、「関し同項第四号」を「関し第一項第四号」に改める。

第三十五条第一項及び第四項第一号中「前条第一項各号」の下に「若しくは消費者裁判手続特例法第八十六条第二項各号」を加える。

第三十五条第一項及び第四項第一号中「前条第一項各号」の下に「若しくは消費者裁判手続特例法第八十六条第二項各号」を加える。

理由

消費者契約に関する相当多数の消費者に生じた財産的被害について、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差により消費者が自らその回復を図ることには困難を伴う場合があることに鑑み、その財産的被害を集団的に回復するため、特定適格消費者団体が被害回復裁判手続を行なうことができるとしてする必要がある。

これが、この法律案を提出する理由である。

(二) 特定適格消費者団体は、消費者に対し、

共通義務確認の訴えに係る訴訟の確定判決

消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案(内閣提出 第百八十二回国会閣法第六〇号)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、消費者契約に関する相当多数の消費者に生じた財産的被害を集団的に回復するため、特定適格消費者団体が被害回復裁判手続を行なうことができるよう民事の裁判手続の特例を定めるとともに、特定適格消費者団体の認定及び監督等について所要の規定を整備するもので、その主な内容は次のとおりである。

1 被害回復裁判手続

(一) 特定適格消費者団体は、事業者が消費者に対して負う金銭の支払義務であつて、消費者契約に関する請求(契約上の債務の履行の請求、不当利得に係る請求、契約上の債務の不履行による損害賠償の請求、瑕疵担保責任に基づく損害賠償の請求及び不法行為に基づく損害賠償の請求)に係るものについて、共通義務確認の訴え(消費者契約に関する相当多数の消費者に生じた財産的被害について、事業者が、共通する原因に基づき金銭を支払う義務を負うべきことの確認を求める訴えをいう。以下同じ。)を提起することができる。ただし、いわゆる拡大損害、逸失利益、人身損害及び精神上の苦痛を受けたことによる損害については、共通義務確認の訴えを提起することができないこと。

の内容等を通知・公告し、共通義務確認の訴えの結果を前提として、個々の消費者からの授權に基づき、裁判所に債権を届け出ること。事業者は、当該債権の内容について

ついて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとすること。

り、その理解と協力を得るよう努めること等についての修正を行う必要があると認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

施行の状況等を勘案し、その被害回復関係業務の適正な遂行を確保するための措置並びに共通義務確認の訴え提起する」とができる金銭の支払義務に係る請求及び損害の範囲を含め、この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

たいたいはならないこと 裁判所は 特定通
格消費者団体から事業者の認否について争
う旨の適法な申出があつたときは、簡易確

二 議案の修正議決理由

た財産を復讐する目的で、特定の格消費者団体が被害回復裁判手続を進行することができる。とする本案はおむね妥当なもの

平成二十五年十月三十一日

(三) 特定適格消費者団体は、相当多数の消費
定決定をしなければならないこと。

のと認めるが、政府は、特定適格消費者団体がその権限を濫用して事業者の事業活動に不当な

平成二十五年十月三十一日

結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

者との債権の実現を保全するため、民事保全法の規定により、仮差押命令の申立てをすることができる。

内閣總理大臣は、消費者契約法上の適格消費者団体の中から一定の要件を満たしてある団体を、その申請に基づき、特定適格消費者団体として認定することができる。」と。

特定適格消費者団体の責務、報酬、弁護士に追行させる義務、他の特定適格消費者団体への通知等、個人情報の取扱い、秘密保持義務、氏名等の明示等について所要の規定を整備すること。

(一) この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとし、法施行前に締結された消費者契約に関する請求に係る金銭の支払義務には適用しないこと。

(二) 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況に

平成二十五年十一月一日 衆議院会議録第六号

消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律

る法律案及び同報告書

自衛隊法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成二十五年四月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

自衛隊法の一部を改正する法律

自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改定する。

第八十四条の三第一項中「の安全」を「において予想される危険及びこれを避けるための方策」に、「これが確保されている」を「当該輸送を安全に実施することができる」に、「又は身体の保護を要する外国人」を若しくは身体の保護を要する外国人に改め、「依頼された者」の下に「当該外国人との連絡調整その他の当該輸送の実施に伴い必要な措置をとらせるため当該輸送の職務に従事する自衛官に同行させる必要があると認められる者又は当該邦人若しくは当該外国人の家族その他関係者で当該邦人若しくは当該外国人に早期に面会させ、若しくは同行させることが適当であると認められる者」を加え、同条に次の二項を加える。

3 第一項の輸送は、前項に規定する航空機又は船舶のほか、特に必要があると認められるときは、当該輸送に適する車両(当該輸送のために借り受けて使用するものを含む。第九十四条の五において同じ。)により行うことができる。

第九十四条の五中「に規定する外国」を「の規定により外国の領域」に、「若しくは船舶」を「船舶若しくは車両」に、「又はその保護」を「輸送対象者(当該自衛官の管理)」に、「若しくは外国人を」を

「又は同項後段の規定により同乗させる者をいう。以下この条において同じ。」を「に改め、「経路」の下に「輸送対象者が当該航空機、船舶若しくは車両に乗り込むために待機している場所又は輸送経路の状況の確認その他の当該車両の所在する場所を離れて行う当該車両による輸送の実施に必要な業務が行われる場所」を加え、「当該邦人若しくは外国人」を「輸送対象者その他その職務を行うに伴い自己の管理の下に入つた者」に改める。

の下に「同法第四十八条第一項の改正規定」を加え、同条第六号を削る。
附則第二条第二号中「第二十六条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

附則第四条を削る。

理由

外国における緊急事態に際して防衛大臣が行う在外邦人等の輸送について、当該輸送に際して同乗させることができる者の範囲を拡大し、及び当該輸送の手段として車両を加えるとともに、外

が、外務大臣と協議し、確認する事項を規定するとともに、防衛大臣は、当該輸送の職務に従事する自衛官に同行させる必要があると認められる者等を同乗させることができること。

2 在外邦人等の輸送は、航空機又は船舶のほか、特に必要があると認められるときは、当該輸送に適する車両により行うことができる

こと。

3 在外邦人等の輸送の職務に従事する自衛官は、当該輸送に用いる車両の所在する場所、その管理の下に入つた輸送対象者を当該輸送に用いる航空機、船舶若しくは車両に乗り込むために待機している場所又は当該車両による輸送の実施に必要な業

務が行われる場所においてその職務を行っており、その職務を行うに伴いその管理の下に入つた者の生命等の防護のためやむを得ない場合に武器を使用することができる」ととする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第一條のうち自衛隊法第三十三条の改正規定

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 (自衛隊法等の一部を改正する法律の一部改正)
四年法律第百号)の一部を次のように改正す

る。

3 在外邦人等の輸送の職務に従事する自衛官

は、当該輸送に用いる車両の所在する場所、その管理の下に入つた輸送対象者を当該輸送に用いる航空機、船舶若しくは車両まで誘導する経路、輸送対象者が当該航空機、船舶若しくは車両に乗り込むために待機している場

所又は当該車両による輸送の実施に必要な業

務が行われる場所においてその職務を行っており、その職務を行うに伴いその管理の下に入つた者の生命又は身体の防護のための必要最小限の武器の使用ができる。

4 この法律は、公布の日から施行すること。

二 議案の可決理由
本案は、外国における緊急事態に際して防衛大臣が行う在外邦人等の輸送により適切に対応できるようにするための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

一 議案の目的及び要旨
本案は、在外邦人等の輸送(外国における緊

急事態に際して防衛大臣が行う在外邦人等の輸送をいう。以下同じ。)に際して同乗させることができる者の範囲を拡大し、及び当該輸送の手段として車両を加えるとともに、外国の領域において当該輸送の職務に従事する自衛官の武器使用について所要の規定を整備することとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 在外邦人等の輸送の実施に際して防衛大臣

平成二十五年十月三十一日

衆議院議長 伊吹 文明殿

安全保障委員長 江渡 聰徳

官報(号外)

[別紙]

自衛隊法の一部を改正する法律案に対する

附帯決議

政府は、本法の施行に当たつては、次の諸点に

留意し、その運用に遺漏なきを期すべきである。

一 自衛隊が既に活動を実施している地域以外の地域において、車両により在外邦人等の輸送を

実施する場合には、当該輸送に係る情報収集や現地当局との緊密な連携等に一層配慮し、当該輸送を安全に実施することに遺漏なきを期すこと。

二 在外邦人の保護に係る政府全体の情報収集及び危機管理に関する能勢の強化に努めること。

三 陸上輸送を含めた在外邦人等の輸送の実施に際しては、自衛隊による輸送にこだわることなく、政府として取り得る手段の中から状況に応じ最も適切と考えられる手段を用いて、当該邦人等の安全確保に努めること。

四 海外で活動する自衛隊の適切な武器使用の在

り方については、引き続き検討を行うこと。

電気事業法の一部を改正する法律案

右
平成二十五年十月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

電気事業法の一部を改正する法律

電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)の一
部を次のように改正する。
目次を次のように改める。

目次

第一編 総則(第一条・第二条)

第二編 電気事業

第一章 事業の許可等(第三条・第十七条)

第二章 業務

第一節 供給(第十八条—第二十七条)

第二節 広域的運営

第一款 電気事業者相互の協調(第二十
八条)

第二款 御供給事業者等の届出(第二十
八条の二・第二十八条の三)

第三款 広域的運営推進機関

第一目 総則(第二十八条の四—第一
十八条の九)

第二目 会員(第二十八条の十一—第二
十八条の十二)

第三目 設立(第二十八条の十三—第
二十八条の十七)

第四目 管理(第二十八条の十八—第
二十八条の三十一)

第五目 総会(第二十八条の三十一—
第二十八条の三十九)

第六目 業務(第二十八条の四十一—第
二十八条の四十六)

第七目 財務及び会計(第二十八条の
四十七—第二十八条の五十)

第八目 監督(第二十八条の五十一—
第二十八条の五十二)

第九目 雑則(第二十八条の五十二—
第二十八条の五十三)

第十目 供給計画(第二十九条)

第十一目 監督(第三十条—第三十三
条)

第十二目 会計及び財務(第三十四条—第三十
七条)

第三編 電気工作物

第一章 定義(第三十八条)

第二章 事業用電気工作物

第一章 技術基準への適合(第三十九条—
第四十一条)

第二章 自主的な保安(第四十二条—第四
十六条)

第三章 環境影響評価に関する特例(第四
十六条の二—第四十六条の二十—
三)

第四章 工事計画及び検査(第四十七条—
第五十五条)

第五章 承継(第五十五条の二)

第六章 一般用電気工作物(第五十六条—第
五十七条の二)

第七章 土地等の使用(第五十八条—第六十六
条)

第八章 登録安全管理審査機関、指定試験機関
及び登録調査機関

第九章 指定試験機関(第六十七条—
八条)

第十章 登録安全管理審査機関(第六十七
条—第八十条)

第十一章 登録調査機関(第八十九条—第九十
九条)

第十二章 雜則(第一百条—第一百十四条)

第十三章 奬罰(第一百五条—第一百二十三条)

第十四章 附則

第一章 及び第二章の章名、同章第一節及び第二
節の節名、同節第一款から第三款までの款名、同
章第三節の節名、第三章の章名、同章第一節及び
第二節の節名、同節第一款から第四款までの款

名、同章第三節の節名、第四章及び第五章の章
名、同章第一節から第三節までの節名並びに第六
章から第八章までの章名を削る。

第一条の前に次の編名を付する。

第一編 総則

第二条第一項第十四号を次のように改める。

十四 接続供給 次に掲げるものをいう。

イ 特定電気事業を営む他の者から受電した

一般電気事業者が、同時に、その受電した

場所以外のその供給区域内の場所におい

て、当該他の者のその特定電気事業の用に
供するための電気の量の変動に応じて、当

該他の者に対して、電気を供給すること。

ロ 特定規模電気事業を営む他の者から受電

した一般電気事業者が、同時に、その受電した

場所以外のその供給区域内の場所(特定

電気事業者が次条第一項又は第八条第一

項の許可を受けたところにより、特定電気

事業を開始した供給地点(同条第三項の規

定による変更の届出があつたときは、その

変更後のもの。第十八条及び第二十五条に

おいて「事業開始地点」という。)を除く。)に

おいて、当該他の者に対して、当該他の者

のその特定規模電気事業の用に供するため

の電気の量に相当する量の電気を供給する

こと。

ハ 電気事業の用に供する電気工作物以外の
発電用の電気工作物(以下このハにおいて
「非電気事業用電気工作物」という。)を設置

する他の者から当該非電気事業用電気工作
物(当該他の者と経済産業省令で定める密
接な関係を有する者が設置する非電気事業

用電気工作物を含む。)の発電に係る電気を受電した一般電気事業者が、同時に、その受電した場所以外のその供給区域内の場所において、当該他の者に対して、当該他の者が当該一般電気事業者にあらかじめ申し出た量の電気を供給すること(当該他の者は当該他の者と経済産業省令で定める密接な関係を有する者の特定規模需要に応ずるものに限る。)。

第二条第二項を次のように改める。

2 一般電気事業者が次に掲げる事業を営むときは、その事業は、一般電気事業とみなす。

一 他の一般電気事業者との一般電気事業の用に供するための電気を供給する事業

二 自らの供給区域内に供給地点を有する特定電気事業者にその特定電気事業の用に供するための電気を供給する事業

三 第二十四条の三第一項に規定する託送供給を行なう事業(前二号に該当するものを除く。)

第三条第一項中「この節」を「この章」に改め、同条の前に次の編名及び章名を付する。

第二編 電気事業

第一章 事業の許可等

第七条第一項中「この節」を「この章」に改める。

第十七条の次に次の章名及び節名を付する。

第一節 供給

第二十四条の三第一項中「又は」を「若しくは」に改め、「ための電気の下に「又は第一條第一項第十四号ハに掲げる接続供給に係る電気」を加える。

第二十五条第一項ただし書中「又は特定規模電

気事業の用に供するための電気に」を「若しくは特定規模電気事業の用に供するための電気又は第二条第一項第十四号ハに掲げる接続供給に係る電気」に改める。

第二十七条中「特定規模電気事業者の」を「特定規模電気事業者(以下この条において「一般電気事業者等」という。)から電気の供給を受ける者に対するものに改める。

第二十七条中「制限し」を「制限すべきこと」に、「一般電気事業者、特定電気事業者若しくは特定規模電気事業者から」を「一般電気事業者等から電気の供給を受ける者に対し、一般電気事業者等から電気の供給を受ける者に対するものに改める。

第二条第二項を次のように改める。

2 一般電気事業者が次に掲げる事業を営むときは、その事業は、一般電気事業とみなす。

一 他の一般電気事業者との一般電気事業の用に供するための電気を供給する事業

二 自らの供給区域内に供給地点を有する特定電気事業者にその特定電気事業の用に供するための電気を供給する事業

三 第二十四条の三第一項に規定する託送供給を行なう事業(前二号に該当するものを除く。)

第三条第一項中「この節」を「この章」に改め、同条の前に次の編名及び章名を付する。

第二編 電気事業

第一章 事業の許可等

第七条第一項中「この節」を「この章」に改める。

第十七条の次に次の章名及び節名を付する。

第一節 供給

第二十四条の三第一項中「又は」を「若しくは」に改め、「ための電気の下に「又は第一條第一項第十四号ハに掲げる接続供給に係る電気」を加える。

第二十五条第一項ただし書中「又は特定規模電

一項及び第三十一条第二項において同じ。)は、その事業を開始したときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、氏名又は名称及び住所その他経済産業省令で定めた書類を添えて、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

二 前項の規定による届出をした卸供給事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

三 前項の規定による届出に係る発電用の自家用電気工作物が同項の経済産業省令で定める要件に該当しなくなつたとき。

四 その他の経済産業省令で定める場合に該当するとき。

三 前項の規定による届出に係る発電用の自家用電気工作物と一般電気事業者が維持し、及び運用する電線路とを直接に又は一般電気事業者以外の者が維持し、及び運用する電線路とを通じて間接に電気的に接続されている状態でなくなつたとき。

四 その他の経済産業省令で定める場合に該当するとき。

三 その他の経済産業省令で定める場合に該当するとき。

二 その事業を廃止したとき。

一 前項の事項を変更したとき。

三 その他経済産業省令で定める場合に該当するとき。

二 その他の経済産業省令で定める場合に該当するとき。

三 特定自家用電気工作物設置者の届出

第二十八条の二 発電用の自家用電気工作物について経済産業省令で定める要件に該当するものを設置する者(電気事業者及び卸供給事業者を除く。)は、当該自家用電気工作物と一般電気事業者が維持し、及び運用する電線路とを直接に又は一般電気事業者以外の者が維持し、及び運用する電線路を通じて間接に電気的に接続したときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、氏名又は名称及び住所その他経済産業省令で定める事項を記載した書類を添えて、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

四 その他の経済産業省令で定める場合に該当するとき。

三 その他の経済産業省令で定める場合に該当するとき。

二 その他の経済産業省令で定める場合に該当するとき。

一 その他の経済産業省令で定める場合に該当するとき。

第二章 広域的運営

第一款 電気事業者相互の協調

第二十八条の見出しを削り、同条中「による」の機関」という。)は、電気事業者が営む電気事業に係る電気の需給の状況の監視及び電気事業者に対する電気の需給の状況が悪化した他の電気事業者への電気の供給の指示等の業務を行うことにより、電気事業の遂行に当たつての広域的運営を推進することを目的とする。

第三項において「特定自家用電気工作物設置者」(法人格)

第二十八条の五 推進機関は、法人とする。

第二十八条の六 推進機関は、法人とする。

第二十八条の七 推進機関は、その名称中に広域

2 前項の規定による届出をした者(第三十一条(名称)

第二十八条の二 卸供給事業者(特定電気事業者及び特定規模電気事業者を除く。次項、次条第

的運営推進機関という文字を用いなければならない。	2 前項の規定により推進機関に入する手続をとつた者は、同項の許可を受けた時又は同項の届出が受理された時に、推進機関の会員となる。
2 推進機関でない者は、その名称中に広域的運営推進機関という文字を用いてはならない。	2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。
(登記)	第二十八条の八 推進機関は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。
2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三	2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三
(一般社団法人及び一般財團法人に関する法律の準用)	（一般社団法人及び一般財團法人に関する法律の準用）
第二十八条の九 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第四条及び第七十八条の規定は、推進機関に準用する。	第二十八条の九 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第四条及び第七十八条の規定は、推進機関に準用する。
(会員の資格等)	(会員の資格等)
第二十八条の十 推進機関の会員の資格を有する者は、電気事業者に限る。	第二十八条の十 推進機関の会員の資格を有する者は、電気事業者に限る。
2 推進機関は、会員の資格を有する者の加入を拒み、又はその加入について不当な条件を付してはならない。	2 推進機関は、会員の資格を有する者の加入を拒み、又はその加入について不当な条件を付してはならない。
(加入義務等)	(加入義務等)
第二十八条の十一 電気事業者は、推進機関にそ	第二十八条の十一 電気事業者は、推進機関にそ
の会員として加入しなければならない。	の会員として加入しなければならない。
2 第三条第一項の許可を受けて電気事業(特定規模電気事業を除く。)を営もうとする者及び第十六条の二第一項の届出をして特定規模電気事業を営もうとする者は、その許可の申請又は届出に先立つて、推進機関に加入する手続をとらなければならない。	2 第三条第一項の許可を受けて電気事業(特定規模電気事業を除く。)を営もうとする者及び第十六条の二第一項の届出をして特定規模電気事業を営もうとする者は、その許可の申請又は届出に先立つて、推進機関に加入する手続をとらなければならない。
3 定款及び業務規程の承認その他の設立に必要な	3 前項の規定により推進機関に加入する手続をとつた者は、同項の許可を受けた時又は同項の届出が受理された時に、推進機関の会員となる。
(認可の基準)	3 前項の規定により推進機関に加入する手続をとつた者は、同項の許可を受けた時又は同項の届出が受理された時に、推進機関の会員となる。
第二十八条の十五 経済産業大臣は、前項第一項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、設立の認可をしなければならない。	2 前項の規定により推進機関に加入する手続をとつた者は、同項の許可を受けた時又は同項の届出が受理された時に、推進機関の会員となる。
4 創立総会では、定款及び業務規程を修正することができる。	4 創立総会では、定款及び業務規程を修正することができる。
5 第三項の規定による創立総会の議事は、その開会までに発起人に対して会員となる旨を申し出た電気事業者及び発起人の半数以上が出席し、その出席者の議決権の三分の二以上で決する。	5 第三項の規定による創立総会の議事は、その開会までに発起人に対して会員となる旨を申し出た電気事業者及び発起人の半数以上が出席し、その出席者の議決権の三分の二以上で決する。
6 推進機関の成立の日を含む事業年度の業務の運営に必要な事項(予算を含む。)の決定は、第二十八条の三十三の規定にかかわらず、創立総会の決議によることができる。	6 推進機関の成立の日を含む事業年度の業務の運営に必要な事項(予算を含む。)の決定は、第二十八条の三十三の規定にかかわらず、創立総会の決議によることができる。
7 第二十八条の三十四本文の規定は、前項の規定による創立総会の議事に準用する。この場合において、同条本文中「総会員」とあるのは、「その開会までに発起人に対して会員となる旨を申し出た電気事業者及び発起人」と読み替えるものとする。	7 第二十八条の三十四本文の規定は、前項の規定による創立総会の議事に準用する。この場合において、同条本文中「総会員」とあるのは、「その開会までに発起人に対して会員となる旨を申し出た電気事業者及び発起人」と読み替えるものとする。
8 第二十八条の三十八及び第二十八条の三十九の規定は、創立総会の決議に準用する。(認可の申請)	8 第二十八条の三十八及び第二十八条の三十九の規定は、創立総会の決議に準用する。(認可の申請)
9 第二十八条の十四 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した認可申請書を経済産業大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。	9 第二十八条の十四 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した認可申請書を経済産業大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。
10 第二十八条の十七 推進機関は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。	10 第二十八条の十七 推進機関は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。
11 第二十八条の十八 推進機関は、前項の設立の登記をしたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。	11 第二十八条の十八 推進機関は、前項の設立の登記をしたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。
12 第四目 管理	12 第四目 管理
13 (定款記載事項)	13 (定款記載事項)
14 第二十八条の十八 推進機関の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。	14 第二十八条の十八 推進機関の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
15 一 目的	15 一 目的
16 二 名称	16 二 名称

官 報 (号 外)

(総会の議事)

第二十八条の三十四 総会の議事は、総会員の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、前条第一号及び第三号の議事は、出席した会員の議決権の三分の二以上の多数で決する。

(臨時総会)

第二十八条の三十五 総会員の五分の一以上から会議の目的である事項を示して請求があつたときは、理事長は、臨時総会を招集しなければならない。ただし、総会員の五分の一の割合については、定款でこれと異なる割合を定めることができ。

(総会の招集)

第二十八条の三十六 総会の招集の通知は、総会の日より少なくとも五日前に、その会議の目的である事項を示し、定款で定めた方法に従つてしなければならない。

(総会の決議事項)

第二十八条の三十七 総会においては、前条の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議ができる。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(会員の議決権)

第二十八条の三十八 各会員の議決権は、平等とする。

2 総会に出席しない会員は、書面又は代理人をもつて、議決権を行使することができる。

3 前二項の規定は、定款に別段の定めがある場合には、適用しない。

(議決権のない場合)

第二十八条の三十九 推進機関と特定の会員との関係について議決をする場合には、その会員は、議決権を有しない。

第六目 業務

(業務)

第二十八条の四十 推進機関は、第二十八条の四の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 会員が営む電気事業に係る電気の需給の状況の監視を行うこと。

二 第二十八条の四十四第一項の規定による指示を示を行うこと。

三 送配電等業務（一般電気事業者及び卸電気事業者が行う託送供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務をいう。以下この条において同じ。）の実施に関する基本的な指針

（第二十八条の四十五、第二十八条の四十六及び第二十九条第二項において「送配電等業務指針」という。）を策定すること。

四 第二十九条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による検討及び送付を行うこと。

五 送配電等業務の円滑な実施その他の電気の安定供給の確保のため必要な電気供給事業者に対する指導、勧告その他の業務を行うこと。

六 送配電等業務についての電気供給事業者からの苦情の処理及び紛争の解決を行うこと。

七 送配電等業務に関する情報提供及び連絡調整を行うこと。

八 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

九 前各号に掲げるもののほか、第二十八条の四の目的を達成するために必要な業務を行うこと。

（業務規程）

第二十八条の四十一 推進機関の業務規程には、業務及びその執行に関する事項その他の経済産業省令で定める事項を記載しなければならない。

(推進機関の指示)

第二十八条の四十四 推進機関は、会員が営む電気事業に係る電気の需給の状況が悪化し、又は悪化するおそれがある場合において、当該電気の需給の状況を改善する必要があると認めるときは、業務規程で定めるところにより、会員に対し、次の事項を指示することができる。ただし、第三号の事項は、卸電気事業者である会員に対しても、指示することができない。

2 前項の業務及びその執行に関する事項には、第二十八条の四十四第一項の規定による指示があつた場合において、当事者である会員が支払は、又は受領すべき金額その他指示の実施に関し必要な事項が含まれていなければならない。

3 推進機関は、業務規程を変更しようとすると推進機関は、業務規程を変更しようとすると

ときは、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

(報告又は資料の提出)

第二十八条の四十二 推進機関は、その業務を行うため必要があるときは、その会員に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

2 前項の規定により報告又は資料の提出を求められた会員は、遅滞なく、報告又は資料の提出をしなければならない。

(報告又は資料の提出)

第二十八条の四十二 推進機関は、その業務を行ふため必要があるときは、その会員に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

2 前項の規定により報告又は資料の提出を求められた会員は、遅滞なく、報告又は資料の提出をしなければならない。

(報告又は資料の提出)

第二十八条の四十二 推進機関は、その業務を行ふため必要があるときは、その会員に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

2 前項の規定により報告又は資料の提出を求められた会員は、遅滞なく、報告又は資料の提出をしなければならない。

(報告又は資料の提出)

第二十八条の四十二 推進機関は、その業務を行ふため必要があるときは、その会員に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

2 前項の規定により報告又は資料の提出を求められた会員は、遅滞なく、報告又は資料の提出をしなければならない。

(情報の提供義務)

第二十八条の四十三 会員は、業務規程で定める

ことにより、推進機関に対し、常時その設置

する発電用の事業用電気工作物の発電に係る電気の量に係る情報、その供給する電気の周波数の値に係る情報その他の推進機関が行う第二十八条の四十第一号に掲げる業務遂行に必要な情報として業務規程で定めるものを提供しなければならない。

（推進機関の指示）

第二十八条の四十四 推進機関は、会員が営む電気事業に係る電気の需給の状況が悪化し、又は悪化するおそれがある場合において、当該電気の需給の状況を改善する必要があると認めるときは、業務規程で定めるところにより、会員に対し、次の事項を指示することができる。ただし、第三号の事項は、卸電気事業者である会員に対しては、指示することができない。

2 前項の業務及びその執行に関する事項には、第二十八条の四十四第一項の規定による指示があつた場合において、当事者である会員が支払は、又は受領すべき金額その他指示の実施に関し必要な事項が含まれていなければならない。

3 推進機関は、業務規程を変更しようとすると推進機関は、業務規程を変更しようとするとときは、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

(推進機関の指示)

第二十八条の四十四 推進機関は、会員が営む電気事業に係る電気の需給の状況が悪化し、又は悪化するおそれがある場合において、当該電気の需給の状況を改善する必要があると認めるときは、業務規程で定めるところにより、会員に対し、次の事項を指示することができる。ただし、第三号の事項は、卸電気事業者である会員に対しては、指示することができない。

2 前項の業務及びその執行に関する事項には、第二十八条の四十四第一項の規定による指示があつた場合において、当事者である会員が支払は、又は受領すべき金額その他指示の実施に関し必要な事項が含まれていなければならない。

(推進機関の指示)

第二十八条の四十四 推進機関は、会員が営む電気事業に係る電気の需給の状況が悪化し、又は悪化するおそれがある場合において、当該電気の需給の状況を改善する必要があると認めるときは、業務規程で定めるところにより、会員に対し、次の事項を指示することができる。ただし、第三号の事項は、卸電気事業者である会員に対しては、指示することができない。

四九

平成二十五年十一月一日 衆議院会議録第六号

電気事業法の一部を改正する法律案及び同報告書

の旨を経済産業大臣に報告しなければならない。

(送配電等業務指針)

第二十八条の四十五 送配電等業務指針には、次の事項を定めるものとする。

一 一般電気事業者が維持し、及び運用する電線路の能力の向上に関する事項

二 発電用の電気工作物と一般電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電気的な接続に関する事項

三 その他経済産業省令で定める事項

(送配電等業務指針の認可)

第二十八条の四十六 送配電等業務指針は、経済産業大臣の認可を受けなければその効力を生じない。その変更(経済産業省令で定める軽微な事項に係るものを除く。)についても、同様とする。

2 経済産業大臣は、前項の認可の申請に係る送配電等業務指針が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 内容が法令に違反しないこと。
二 策定又は変更の手続が法令及び定款に違反しないこと。
三 不当に差別的でないこと。

3 経済産業大臣は、送配電等業務指針が前項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、推進機関に対してその送配電等業務指針を変更すべきことを命じなければならない。

4 推進機関は、第一項の経済産業省令で定める軽微な事項に係る変更をしたときは、遅滞なく、その変更した送配電等業務指針を経済産業

大臣に届け出なければならない。

(事業年度)

第七目 財務及び会計

第二十八条の四十七 推進機関の事業年度は、四月一日から翌年三月三十日までとする。ただし、推進機関の成立の日を含む事業年度は、そ

の成立の日からその後最初の三月三十日までとする。

第二十八条の四十八 推進機関は、毎事業年度、予算及び事業計画を作成し、当該事業年度の開始前に推進機関の成立の日を含む事業年度にあつては、成立後遅滞なく、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするとともに、同様とする。

(財務諸表等の提出)

第二十八条の四十九 推進機関は、事業年度(推進機関の成立の日を含む事業年度を除く。)の開始の日から三月以内に、経済産業省令で定めるところにより、前事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書、事業報告書及び決算報告書(以下この条において「財務諸表等」という。)を作成し、これを経済産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 推進機関は、前項の規定により財務諸表等を

第三十条の見出しを削り、同条第一項中「特定電気事業者及び特定規模電気事業者を除く。以下この条において同じ。」を削り、「開始前に」の下に「推進機関を経由して」を加え、同条第四項第一号中「一般電気事業者」の下に「特定電気事業者又は特定規模電気事業者」を加え、同項に次の一号を加える。

五 前各号に掲げるもののほか、広域的運営を図るために必要な措置として経済産業省令で定めるものをとること。

(第二十九条の見出しを「業務改善命令」に改め、同条中「一般電気事業者又は特定電気事業者」を「電気事業者」に、「電気の供給の業務の方法」を「電気事業の運営」に、「供給の業務の方法」を改善すべき」を「電気事業の運営の改善に必要な措置をとる」に改め、同条の前に次の節名を付する。

第三節 監督

第二十九条の見出しを「業務改善命令」に改め、同条中「一般電気事業者又は特定電気事業者」を「電気事業者」に、「電気の供給の業務の方法」を「電気事業の運営」に、「供給の業務の方法」を改善すべき」を「電気事業の運営の改善に必要な措置をとる」に改め、同条の前に次の節名を付する。

4 第二項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第二項中「これを取りまとめて」とあるのは「これ」と、「当該年度の開始前に」とあるのは「速やかに」と読み替えるものとする。

第二十九条第一項の次に次の二項を加える。

2 推進機関は、前項の規定により電気事業者から供給計画を受け取ったときは、経済産業省令で定めるところにより、これを取りまとめ、送配電等業務指針及びその業務の実施を通じて得られた知見に照らして検討するとともに、意見があるときは当該意見を付して、当該年度の開始前に、経済産業大臣に送付しなければならない。

第三十一条第一項中「災害その他非常の」を「電気の安定供給の確保に支障が生じ、又は生ずるおそれがある」に改め、同項に次の二号を加える。

五 前各号に掲げるもののほか、広域的運営による電気の安定供給の確保を図るために必要な措置をとること。

(第三十二条の見出しを「第一項若しくは第二項の規定による命令又は第三項の規定による勧告」に改め、「その他の命令」の下に「又は勧告」を加え、同項を同条第六項とし、

第三十三条第二項中「前項の規定による命令」を「第一項若しくは第二項の規定による命令又は第三項の規定による勧告」に改め、「その他の命令」の下に「又は勧告」を加え、同項を同条第三項とし、同項の次に次の二項を加える。

第三十四条第一項の次に次の二項を加える。

2 推進機関は、第一項の規定による経済産業大臣の承認を受けた財務諸表等を推進機関の事務所に備えて置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

3 推進機関は、第一項の規定による経済産業大臣の承認を受けた財務諸表等を推進機関の事務所に備えて置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

4 推進機関は、第一項の経済産業省令で定める

	2 経済産業大臣は、前項に規定する措置を講じてもなお電気の安定供給を確保することが困難であると認められる場合において公共の利益を確保するため特に必要があり、かつ、適切であると認めるときは、卸供給事業者に対し、一般電気事業者に電気を供給することその他の電気の安定供給を確保するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
	3 経済産業大臣は、前二項に規定する措置を講じてもなお電気の安定供給を確保することが困難であると認められる場合において公共の利益を確保するため特に必要があり、かつ、適切であると認めるときは、特定自家用電気工作物設置者に対し、一般電気事業者に電気を供給することその他の電気の安定供給を確保するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
	4 経済産業大臣は、前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者が、正当な理由がなく、その勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。
	5 経済産業大臣は、第一項から第三項までの措置を講じたときは、直ちに、その措置の内容を推進機関に通知するものとする。
	第三十一条第一項中「前条第一項」を「前条第六項」に、「どとのわい」を「調わない」に改める。
	第三十二条の次に次の章名を付する。
	第三十七条の次に次の編名及び章名を付する。
	第三編 電気工作物
	第一章 定義
	第三十八条の次に次の章名及び節名を付する。
	第二章 事業用電気工作物
	第一節 技術基準への適合
	第二節 自主的な保安
	第四十六条の二中「この款」を「この節」に改め、第三節 環境影響評価に関する特例
	第四十六条の二十二中「この款」を「この節」に改める。
	第五十五条の次に次の節名を付する。
	第四節 工事計画及び検査
	第五十五条の次に次の節名を付する。
	第五章 承継
	第五節 土地等の使用
	第五十六条の二十三の次に次の節名を付する。
	第四編 一般用電気工作物
	第五十七条の二の次に次の章名を付する。
	第六編 雜則
	第六十六条の次に次の編名及び章名を付する。
	第五編 登録安全管理審査機関、指定試験機関及び登録調査機関
	第七十三条第一項中「この節」を「この章」に改める。
	第七十五条第一項中「第一百二十二条の二」を「第二百二十二条の四」に改める。
	第八十条の次に次の章名を付する。
	第二章 指定試験機関
	第九十三条第一項とし、同条第七項を同条第八項とし、同項の次に次の四項を加える。
	5 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、推進機関に対し、その業務又は経理の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができる。
	第六十六条の次に次の編名及び章名を付する。
	第五編 支援機関
	第六十六条第六項中「又は支援機関」を削り、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。
	6 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、推進機関の事務所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
	第七十五条第一項中「第九十二条の四」を「第九十一条」に改める。
	第八十四条の二第一項中「この節」を「この章」に改める。
	第八十五条の二中「(明治四十年法律第四十五号)」を削る。
	第八十八条の次に次の章名を付する。
	第二章 会計及び財務
	第三章 登録調査機関
	第九十三条から第九十六条までを削る。
	第九十二条の四第三号中「第九十二条の二」を「第九十五条」に改め、同条を第九十六条とする。
	第九十二条の三を第九十四条とし、第九十二条の二を第九十三条とする。
	第九十七条から第九十九条までを次のように改める。
	第九十七条第一項中「もの」の下に「であつて政令で定めるもの」を加える。
	第六編 雜則
	第六十六条の次に次の編名及び章名を付する。
	第五編 登録安全管理審査機関
	第六十六条第六項中「又は支援機関」を削り、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。
	7 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、推進機関の事務所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
	第七十五条第一項中「第九十二条の四」を「第九十一条」に改める。
	第八十四条の二第一号中「又は第九十三条第一項」を削り、同条第三号中「第九十二条の二」又は「第九十三条第二項」を「又は第九十三条」に改め、同条第六号中「又は第九十八条第一項」を削り、同条第九号中「第九十二条の四」を「第九十五条」に改め、同条第十号を削る。

項の規定による届出をした託送供給約款を公表しなければならない。

4 第一項の規定による届出をした託送供給約款は、前条第三号に掲げる規定の施行の日にその効力を生ずるものとする。

5 第一項の規定による届出をした託送供給約款は、新法第二十四条の三第一項の規定による届出をした託送供給約款とみなす。

第三条 前条第二項において準用する新法第二十四条の三第三項の規定による命令に違反した者は、三百万円以下の罰金に処する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 前条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本項の刑を科する。

(卸供給事業者等の届出に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に卸供給を行なう事業者を営んでいる者は、この法律の施行の日(以下「施行日」という)から三月間は、新法第二十一条の二第一項の規定にかかるらず、同項の事項について届け出ることを要しない。

2 この法律の施行の際現に一般電気事業者が維持し、及び運用する電線路と直接に又は一般電気事業者以外の者が維持し、及び運用する電線路を通じて間接に電気的に接続している発電用

の自家用電気工作物であつて新法第二十八条の三第一項の経済産業省令で定める要件に該当するものを設置している者は、施行日から三月間

は、同項の規定にかかるらず、同項の事項について届け出ることを要しない。

(広域的運営推進機関に関する経過措置)

第五条 推進機関(新法第二十八条の四に規定する広域的運営推進機関をいう。以下この条並びに附則第十一条第二項及び第五項第四号において同じ。)の発起人又は会員になろうとする者は、施行日前においても、新法第二編第二章第

二節第三款(第二十八条の十四及び第二十八条の十五を除く。)の規定の例により、定款の作成、創立総会の開催その他推進機関の設立に必要な行為、推進機関への加入に必要な行為及び

推進機関の成立の日を含む事業年度の業務の運営に必要な行為をすることができる。

(政令への委任)

第六条 この法律の施行の際現にその名称中に広域的運営推進機関という文字を用いている者については、新法第二十八条の七第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(秘密保持義務に関する経過措置)

第七条 この法律の施行の際現に存する旧法第九

の自家用電気工作物であつて新法第二十八条の三第一項の経済産業省令で定める要件に該当するものを設置している者は、施行日から三月間

は、同項の規定にかかるらず、同項の事項について届け出ることを要しない。

(広域的運営推進機関に関する経過措置)

第八条 旧法又はこれに基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、新法又はこれに基づく命令の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、新法又はこれに基づく命令の相当の規定によつてしたものとみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第九条 この法律(附則第一条第二号及び第三号に掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお從前の例によることとなる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

(政令への委任)

第十条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(電気事業に係る制度の抜本的な改革に係る措置)

第十二条 この法律の施行の際現にその名称中に広域的運営推進機関といふ文字を用いている者については、新法第二十八条の七第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(電気事業に係る制度の抜本的な改革に係る措置)

第十三条 政府は、電気の安定供給の確保、電気の小売に係る料金の最大限の抑制並びに電気の使用者の選択の機会の拡大及び電気事業における事業機会の拡大を実現するため、この法律の

2 前項の電気事業に係る制度の抜本的な改革は、中立性確保措置を法的分離(同一の者が、送配電等業務及び電気の小売業のいずれも營み、又は送配電等業務及び電気の卸売業のいずれも營むことを禁止する措置をいう。以下この項及び次項において同じ。)によって実施することを前提として進めるものとする。ただし、法的分離の実施に向けた検討の過程でその実施を困難にする新たな課題が生じた場合には、必要

ために使用してはならない義務については、この法律の施行後も、なお從前の例による。

(処分等の効力)

二 平成三十年から平成三十二年までの間を目途に、変電、送電及び配電に係る業務(以下この条において「送配電等業務」という。)の運営における中立性(送配電等業務について、特定の電気供給事業者に対する優先的な取扱いをし、若しくは利益を与える、又は不當に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること)がないことをいう。第三項第一号において同じ。)の一層の確保を図るための措置(次項及び第三項において「中立性確保措置」という。)並びに電気の小売に係る料金の全面自由化を実施するものとし、このために必要な法律案を平成二十七年に開会される国会の常会に提出することを目指すものとするこ

参入の全面自由化を実施するものとし、このために必要な法律案を平成二十六年に開会される国会の常会に提出すること。

二 平成三十年から平成三十二年までの間を目途に、変電、送電及び配電に係る業務(以下この条において「送配電等業務」という。)の運営における中立性(送配電等業務について、特定の電気供給事業者に対する優先的な取扱いをし、若しくは利益を与える、又は不當に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること)がないことをいう。第三項第一号において同じ。)の一層の確保を図るための措置(次項及び第三項において「中立性確保措置」という。)並びに電気の小売に係る料金の全面自由化を実施するものとし、このために必要な法律案を平成二十七年に開会される国会の常会に提出することを目指すものとするこ

とを前提として進めるものとする。ただし、法的分離の実施に向けた検討の過程でその実施を困難にする新たな課題が生じた場合には、必要

に応じて、中立性確保措置を機能分離(送配電等業務に係る機能の一部を推進機関が担うこととする)することをいう)によって実施することを検討するものとする。

3 政府は、中立性確保措置を法的分離によって実施する場合には、次に掲げる措置を講ずるものとする。この場合において、第二号に掲げる措置を講ずるに当たっては、金融市場の動向を踏まえるものとする。

一 送配電等業務を営む者の役員の兼職に関する規制その他の送配電等業務の運営における中立性の一層の確保を図るために法的分離と併せて講ずることが必要な規制措置

二 電気事業を営む者たる会社の社債権者に、その会社の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を与えるための経過措置、前号の規制措置に係る経過措置その他の電気の安定供給を確保するために必要な資金の調達に支障を生じないようにするための措置

四 推進機関に、発電用の電気工作物の設置を促進するための業務を行わせるための措置

五 電気の卸売業への参入の全面自由化及び電気の卸売に係る料金の全面自由化

六 電気事業に係る制度の抜本的な改革に関する情報提供を充実強化するための措置、スマートメーター(電気の小売業を営む者の効率的な事業運営及び多様な電気の小売に係る料金その他の供給条件の設定並びに電気の使用の節減に資する機能を有する電力量計をいう)の導入を促進するための措置、卸電力取引所(電気の卸売に係る電気について取引をするために必要な市場を開設している者をいう)における電気の取引量を増加させるため

げる措置について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

一 送配電等業務を営む者に、次に掲げる事項を行わせるための措置

イ 電気の小売業を営む者から電気の供給を受けることができない者への電気の供給を保障すること。

ロ その送配電等業務を営む区域において一般的に送配電等業務を営むとともに、その供給する電気の電圧及び周波数の値を一定の値に維持すること。

二 送配電等業務を営む者が送電用の電気工作物の設置に要する費用その他の送配電等業務に要する費用を適切に回収することを可能とするための措置

三 電気の小売業を営む者に、その事業における電気の安定供給を確保するために必要な供給能力を確保させるための措置

四 推進機関に、発電用の電気工作物の設置を促進するための業務を行わせるための措置

五 前号に掲げるもののほか、沖縄地域における電気事業の特殊性を踏まえた措置

六 政府は、電気事業の監督の機能を一層強化するとともに、電気の安定供給の確保に万全を期すため、電気事業の規制に関する事務をつかさどる行政組織について、その在り方を見直し、平成二十七年を目途に、独立性及び高度の専門性を有する新たな行政組織に移行させるものとする。

4 電気の小売に係る料金の全面自由化は、これを平成三十年から平成三十二年までの間に実施することとした場合に、電気の小売業を営む者の間の適正な競争関係が確保されていないことその他の事由により、電気の使用者の利益を阻害するおそれがあると認められるときに限り、その実施の時期を見直すものとする。

5 政府は、第一項第一号及び第二号に規定する法律案を国会に提出するに当たっては、次に掲

めの措置、電気の先物取引に係る制度の整備その他の電気の小売業を営む者との間又は電気の卸売業を営む者の間の適正な競争関係を確保するための措置

七 原子力政策をはじめとするエネルギー政策の変更その他のエネルギーをめぐる諸情勢の著しい変化に伴つて特定の電気の小売業を営む者は特定の電気の卸売業を営む者の競争条件が著しく悪化した場合又は著しく悪化することが明らかな場合において当該特定の電気の小売業を営む者は当該特定の電気の卸売業を営む者の競争条件を改善するための措置

八 離島における電気の使用者が離島以外の地域と同程度の料金により電気の供給を受けることができるようにするための措置及び離島における電気の安定供給を確保するための措置

九 前号に掲げるもののほか、沖縄地域における電気事業の特殊性を踏まえた措置

六 政府は、電気事業の監督の機能を一層強化するため、電気事業の規制に関する事務をつかさどる行政組織について、その在り方を見直し、平成二十七年を目途に、独立性及び高度の専門性を有する新たな行政組織に移行させるものとする。

1 電力需給のひつ迫時ににおいて、電気事業者に対して、従来の一般電気事業者の供給区域を越えた電力融通を指示することなどをその業務とする「広域的運営推進機関」を創設し、経済産業大臣による供給命令の発動要件を拡充するとともに、自家発設置者が保有する発電設備の有効活用を図るため、自家発設置者に対する供給勧告制度を新たに創設すること。

2 自家発設置者が保有する発電設備の有効活用を図るため、自家発設置者が他の場所にある自社の工場等に電気を供給する場合において、当該自家発設置者が一般電気事業者の送配電ネットワークを利用するためのルールを整備すること。

3 現在は罰則付きの命令しか規定されていな

て、現下の電力市場をめぐる状況に鑑み、段階的な電気事業に係る制度の抜本的な改革の一環として、今次、電気事業の遂行に当たっての広域的運

営を推進する機関に係る制度の創設等の措置を講ずるとともに、電気事業者以外の者が保有する発電用の電気工作物の有効活用を図るため、託送制度の見直し等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

電気事業法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、東日本大震災の影響による昨今の電力需給のひつ迫状況を踏まえ、電力システム改革の三本柱の一つである「広域系統運用の拡大」等を実現することによって電気の安定供給の確保に万全を期すとともに、具体的な実施時期を含む電力システム改革の全体像を法律上明らかにする等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 電力需給のひつ迫時ににおいて、電気事業者

に対する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 電力需給のひつ迫時ににおいて、電気事業者

に対する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 電力需給のひつ迫時ににおいて、電気事業者

に対する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 電力需給のひつ迫時ににおいて、電気事業者

に対する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 電力需給のひつ迫時ににおいて、電気事業者

い経済産業大臣による電気の使用制限措置を見直し、需要家に過度な負担を強いることがないよう、より緩やかな措置として、経済産業大臣による勧告制度を新たに創設すること。

4 本年四月二日に閣議決定された「電力システムに関する改革方針」を踏まえ、本案の附則において、「小売及び発電の全面自由化」、「法的分離の方式による送配電部門の中立性の一層の確保」などの実施時期やこれを実現するための法案提出時期を規定するとともに、電力システム改革を進める上での留意事項などを規定すること。

5 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、東日本大震災の影響による昨今の電力需給のひつ迫状況を踏まえ、電力システム改革の三本柱の一つである「広域系統運用の拡大」等を実現することによって電気の安定供給の確保に万全を期し、具体的な実施時期を含む電力システム改革の全体像を法律上明らかにするための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成二十五年十一月一日

衆議院議長 伊吹 文明殿
経済産業委員長 富田 茂之

平成二十五年十一月一日 衆議院会議録第六号

〔別紙〕

電気事業法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、電力システム改革を着実に推進するため、本法施行に当たり、以下の点に留意すること。

一 電力システム改革の目的である「電気の安定供給の確保」と「電気の小売に係る料金の最大限の抑制」の実現のため、原子力発電の稼働が進んでいない中で海外からの化石燃料の輸入が増加し、国民負担の増大が懸念されていることに鑑み、第三段階までの法的措置の期限を待つことなく、スマートメーターの普及・卸売市場の拡大、発電所の環境アセスメントの緩和等の施策を検討し、可能なものについては早急に措置を講ずること。

二 原子力政策の抜本的見直しが求められる中、原子力発電所の廃炉に係る電力会社の負担の軽減策など競争環境下における原子力発電の在り方、原子力賠償の在り方の見直し及び我が国における核燃料サイクル政策の位置付けについて早急に検討の上、電力システム改革と同時並行的に適切に措置を講ずること。

五 電力システム改革を推進する上で阻害要因となる得る地方自治体による売電契約や交付金の運用等に関する現在の行政規制及び事実上の慣行の有無に関して早急に検証を行い、可能なものについては前倒して是正し又は撤廃する等の適切な措置を講ずること。

六 電気事業の規制に関する事務をつかさどる新たな行政組織は、実効性のある送配電部門の中立性の確保、電気の小売業への参入の全面自由化等の電力システム改革を推進する上で、必要な電気事業の規制に関するモニタリングを実施する等、必要最小限の組織とし、肥大化は極力避けること。

三 今後、第二段階の法的措置の実施を通じて達成するものとされている「送配電部門の中立性の確保及び「電気料金の全面自由化」は、競争促進の効果と電力の使用者の利益を併せて実現する観点から同時に実施することを原則とすること。また、これらの事項を含む今後の電力システム改革の詳細な制度設計及び実施については、当該改革に当たっての課題検証とその結果に基づく課題克服のために必要な措置を講じて

進めとともに、今年中に策定される予定である新たなエネルギー基本計画の内容と整合性をもつて進め、関係方面に十分な説明を行うものとすること。

四 電力システム改革の遂行に際しては、今日まで電力の安定供給を支えてきた電力関連産業の労働者の雇用の安定や人材の確保・育成、関連技術・技能の継承に努めるとともに、改革の過程において憲法並びに労働基準法に基づく労使自治を尊重するものとすること。また、当該労働者について一定の形態の争議行為の禁止を定める「電気事業及び石炭鉱業における争議行為の規制に関する法律」については、自由な競争の促進を第一義とする電力システム改革の趣旨と整合性を図る観点から再検討を行うものとすること。

官 報 (号 外)

平成二十五年十一月一日 衆議院会議録第六号

五六

明治三十五年三月三十日
郵便物認可

発行所
〒105-0008 東京都港区虎ノ門二丁目四番四号
独立行政法人国立印刷局
電話
03(3587)4294
定価
(本体) 1,110円